

第43回定例会

南部町議会会議録
(予算特別委員会)

平成24年3月7日 開会
平成24年3月12日 閉会

南部町議会

第43回南部町議会 予算特別委員会会議録目次

第 1 号(3月7日)

出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時委員長の紹介	3
開会及び開議の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	5
散会の宣告	6

第 2 号(3月9日)

出席委員	7
欠席委員	7
説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
開議の宣告	9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
散会の宣告	73

第 3 号(3月12日)

出席委員	75
欠席委員	75
説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	76

開議の宣告	77
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第10号から議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第16号から議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
閉会の宣告	149
署名	151

南部町議会予算特別委員会会議録（第1号）

平成24年3月7日（水）

出席委員（17名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
8番	河門前正彦君	9番	川井健雄君
10番	中村善一君	11番	佐々木勝見君
12番	工藤幸子君	13番	馬場又彦君
14番	立花寛子君	15番	川守田稔君
16番	工藤久夫君	17番	坂本正紀君
18番	東寿一君		

欠席委員（1名）

7番 根市勲君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	工藤欣也君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局次長	田中光雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	根 市 良 典	主	幹	板 垣 悦 子
主	査 秋 葉 真 悟			

○事務局長（根市良典君） 先ほどの本会議において設置されました予算特別委員会を開会いたします。

臨時委員長の紹介

○事務局長（根市良典君） 委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長の職務を行うことになっております。出席委員の中で年長委員であります東寿一委員をご紹介申し上げます。東寿一委員は、臨時委員長席へお願いいたします。

（臨時委員長 東寿一君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（東寿一君） ただいまご紹介をいただきました東寿一でございます。本日招集されました予算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定により、私が臨時委員長の職務を行うことになりました。もとより、委員長が互選されるまでの限られた時間ではありますが、委員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしてまいりたいと存じます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

川守田稔君 着席

開会及び会議の宣告

○臨時委員長（東寿一君） ただいまの出席委員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

（午後3時03分）

委員長の互選

○臨時委員長（東寿一君） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推薦にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（東寿一君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（東寿一君） ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定をいたしました。

指名をいたします。予算特別委員会委員長に馬場又彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました馬場又彦君を予算特別委員会委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（東寿一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員長に馬場又彦君が選任されました。

ただいま予算特別委員会委員長に選任されました馬場又彦君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして、私の職務は終わりました。委員長と交代をいたします。ご協力まことにありがとうございました。馬場又彦君は委員長席にお願いいたします。

（馬場又彦君 委員長席に着く）

○委員長（馬場又彦君） ただいま予算特別委員会委員長選任されました馬場又彦でございます。

何分にもふなれなもので、皆様方にご迷惑をおかけすることを多々あると存じますが、皆様のご指導、ご協力を仰ぎましてこの重責を全うしたいと思ひます。どうか皆様、何とぞよろしくお

願ひ申し上げます。

副委員長の互選

○委員長（馬場又彦君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推薦にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は小職委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、小職が指名することに決定いたしました。

指名いたします。予算特別委員会副委員長に川守田稔君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました川守田稔君を予算特別委員会副委員長に選任することにございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会副委員長に川守田稔君が選任されました。

ただいま予算特別委員会副委員長に選任されました川守田稔君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

散会の宣告

委員長（馬場又彦君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決しました。

なお、本委員会は3月9日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございます。

（午後3時08分）

南部町議会予算特別委員会会議録（第2号）

平成24年3月9日（金）

出席委員（16名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
8番	河門前正彦君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席委員（2名）

7番	根市勲君	9番	川井健雄君
----	------	----	-------

説明のため出席した者の氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	工藤欣也君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局次長	田中光雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典

主

幹 板 垣 悦 子

主 査 秋 葉 真 悟

開議の宣告

○委員長（馬場又彦君） ただいまの出席委員数は15人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（馬場又彦君） 直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、議案第1号から議案第20号までの平成24年度南部町各会計予算であります。本日は、議案第1号を審議いたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第1号、平成24年度南部町一般会計予算を議題といたします。

本案について、歳入歳出一括として説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、平成24年度南部町一般会計予算のご説明を申し上げます。

使いますのはこの予算書と、それから本日配付しておりますが、議会説明資料の1というものと、それから財政健全化計画等執行状況報告書、この公文書形式のもの、3種類使って説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。議案第1号、平成24年度南部町一般会計予算。

歳入歳出予算の総額でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ101億5,000万円と定めるものでございます。平成23年度は100億5,000万円でございます。比較1億円、1%の増でございます。

第2条は継続費の設定でございます。継続費の経費の総額、それから年割額を定めるものでご

ざいます。

第3条は債務負担行為の設定でございます。債務を負担する行為をすることができる事項、期間、それから限度額を定めるものでございます。

第4条でございますが、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率償還の方法を定めるものでございます。

第5条、一時借入金でございますが、7億円と定めるものでございます。

第6条は歳出予算の流用でございますが、南部町財務規則に定めるところにより運用するというものでございます。

それでは、主な項目につきまして、歳入歳出予算事項別明細書の総括表で説明をいたします。

12ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。1款町税の本年度予算計上額は13億5,699万9,000円と定めるものでございます。比較6,259万円の増でございますが、町民税は一部扶養控除の廃止、たばこの売り上げの回復等により増収を見込んでおります。

2款地方譲与税でございますが、1億4,297万4,000円でございますが、比較444万円の減でございます。これは自動車重量譲与税等の減でございます。

3款利子割交付金は300万4,000円。

4款配当割交付金は69万5,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金33万9,000円。

6款地方消費税交付金1億4,335万1,000円。

7款自動車取得税交付金2,269万4,000円。

それから、8款地方特例交付金は2,580万円でございます。

それぞれ比較のところをごらんいただくとわかりますが、増減がございます。平成23年度の決算見込み額をベースに算定しているものでございます。

9款の地方交付税でございますが、54億7,823万8,000円の計上でございます。比較3億7,623万8,000円の増額でございます。7.4%の増でございます。この地方交付税は、額的には歳入全体の54%を占めております。

10款交通安全対策特別交付金は340万円。

11款分担金及び負担金は9,629万9,000円。

12款使用料及び手数料は1億753万1,000円。ここも額的には平成23年度並みの計上となっております。

13款の国庫支出金は6億2,501万5,000円。比較1億5,374万円の減でございます。子ども手当

負担金の減が主なものでございます。

14款県支出金は5億8,852万8,000円でございます。比較9,275万1,000円の減でございます。ここは、ふるさと雇用再生特別事業の補助金、それから県レベルの選挙委託金等の減によるものでございます。

15款財産収入につきましては、2,112万5,000円となっております。

16款の寄附金は6,000円。これは名目計上でございます。

17款の繰入金でございますが、8,822万6,000円の計上でございます。比較2,472万1,000円の増でございます。老朽化した公共施設の解体に充てる公共施設整備基金の繰入金が主なものでございます。

18款繰越金でございます。23年度と同額1億円の計上でございます。

19款諸収入でございますが、1億8,927万6,000円。比較3,120万3,000円の減額でございます。23年度と比べて少ないのは、国道、県道等の改良に伴う移転補償費等の減が主なものでございます。

それから、20款町債は11億5,650万円の計上でございます。比較5,580万円の減でございます。本年度は健康センターの建設事業債につきましては増加をいたしますが、23年度は移動系の防災行政無線の事業がございました。その終了による、トータル的には減になるということでございます。

歳入合計で101億5,000万円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出に入ります。

1款議会費でございます。1億2,267万4,000円の計上でございます。前年度比較2,626万9,000円の減でございます。議員定数削減による人件費の減が主なものでございます。

2款総務費17億2,274万円でございます。比較1億8,488万5,000円の増額でございます。公共施設整備基金の積立金、それから本庁舎の自家発電機整備費等の増によるものでございます。

3款民生費23億8,567万2,000円の計上。比較1億1,994万6,000円の減額でございます。主に子ども手当の減でございます。

4款衛生費につきましては、10億2,462万円の計上でございます。比較2億615万1,000円増でございます。これは健康センターの建設事業費の増額によるものでございます。

5款労働費につきましては、3,524万4,000円の計上でございます。東北新幹線開業効果促進事業等につきましては増加しておりますが、23年度は企業提案型新技術開発研究推進事業等がございました。その原因も加わって、トータルでは多少減額になっております。

6 款農林水産業費につきましては、7 億5,017万9,000円の計上でございます。比較6,141万1,000円の増額でございますが、強い農業づくり事業補助金、それから県営の地引地区圃場整備事業負担金の増額が主なものでございます。

7 款商工費でございますが、2 億7,339万1,000円の計上でございます。比較5,085万円の減額でございます。これはバーデハウス等観光施設整備費の減などによるものでございます。

8 款土木費でございますが、5 億5,695万1,000円の計上でございます。比較3,054万1,000円の増でございます。これは道路改良事業費、それからひろば台団地の建設工事費の増によるものでございます。

9 款消防費でございますが、4 億7,505万9,000円の計上。比較1 億8,616万8,000円の減額でございます。主として、デジタル防災行政無線整備事業終了による減額でございます。

10 款教育費でございますが、8 億6,528万3,000円の計上でございます。比較3,924万2,000円の増額でございます。旧剣吉中学校の解体工事費、それから町民体育館等改修費の増額によるものでございます。

11 款災害復旧費につきましては96万9,000円。応急工事費の計上でございます。

次に12 款の公債費でございますが、19 億2,143万9,000円の計上でございます。比較3,807万1,000円の減額でございます。ここにつきましては、地方債発行額の抑制、それから利率の高い町債の繰り上げ償還に努めた結果による減額でございます。

13 款予備費でございますが、1,577万9,000円。

歳出合計で101 億5,000万円となっております。

右側の財源内訳のところをごらんいただきますと、歳出の全体に充てた国県の支出金、合計額12 億1,354万3,000円でございます。地方債は臨時財政対策債が一般財源でございますので、それを除く地方債6 億8,530万円でございます。

その他の欄は分担金、負担金、あるいは使用料、あるいは雑入などを含めまして、合計4 億2,966万1,000円でございます。一般財源は地方交付税、あるいは町税などございまして、78 億2,149万6,000円というふうな内容になってございます。

それでは、歳出につきまして各款ごとに、23 年度予算との相違点ですとか、新規事業等について説明をいたします。

32 ページをお願いいたします。まず、1 款議会費、1 項1 目議会費でございます。1 億2,267万4,000円の計上でございます。減額2,626万9,000円になっております。議員定数削減による1 節の報酬、あるいは3 節期末手当等の減によるものでございます。

次に、2款総務費に入ります。次のページでございます。

1項1目一般管理費でございますが、4億2,104万円の計上でございます。比較9,580万円の減額でございます。2節の給料、3節、4節など、職員数の減による人件費の減額が主なものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。4目の財政管理費でございますが、1,753万6,000円の計上でございます。15節工事請負費959万6,000円の計上でございますが、旧麦沢小学校の施設解体工事費でございます。

5目財産管理費でございますが、1億6,877万4,000円。比較2,340万6,000円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。15節の工事請負費ですが、庁舎改修工事費1,500万円は本庁舎の自家発電機設備工事費でございます。次のその下の施設解体工事1,762万3,000円は、旧烏谷小学校の解体工事費でございます。

次のページ、6目の企画費でございます。6,545万4,000円の計上でございます。

11節は283万6,000円でございますが、一番下、印刷製本費259万6,000円、これは総合振興計画の後期計画の印刷製本費でございます。

次に、13節でございますが、705万9,000円。説明の欄の上から2行目、町勢要覧のリニューアルをするための業務委託料350万円。その下の210万円でございますが、小水力発電等再生可能エネルギーに係る基礎調査を行うものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。8目の防犯対策費でございますが、171万5,000円。比較1,232万2,000円の減額でございます。防犯灯の維持管理費を土木費に移したことによる減額でございます。管理は今後建設課の所管となるものでございます。

次のページをお願いいたします。11目の情報化推進費でございますが、2,832万9,000円。比較6,342万9,000円の減でございます。ここは、平成23年度はテレビの共聴施設整備事業補助金が6,700万円ほどございました。その減額が主な理由でございます。

次のページをお願いします。16目公共施設整備基金費でございますが、4億4,293万5,000円の計上でございます。これは基金の積立金でございます。将来の公共施設の改修整備費に備えるものでございます。

その下、地域振興基金費でございますが、1億7,326万6,000円の計上でございます。これも基金の積立金でございます。合併特例債を財源とし、平成27年度まで10年間積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。2款1項徴税費に入ります。

1目税務総務費でございますが、1億9,986万4,000円の計上でございます。

次のページの13節でございますが、委託料3,600万7,000円の計上でございます。説明の欄でございますが、地方税法、住基法等改正によるコンピューターシステムの改修費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、6,147万4,000円の計上でございます。比較1,233万6,000円の減額でございます。ここも、職員人件費の減額のほか、13節では住民基本台帳システムの保守改修費の減額が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。2款4項2目の南部町農業委員会委員一般選挙費でございますが、658万8,000円の計上でございます。

次に、47ページをお願いいたします。3款民生費に入ります。1項1目の社会福祉総務費でございますが、1億7,772万1,000円の計上でございます。ここも、職員人件費の減が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。2目の住民生活費でございますが、3億3,040万9,000円の計上でございます。

次のページの21節貸付金110万円でございますが、多重債務者経済生活再生特別支援制度預託金でございます。消費者信用生協が行う多重債務者等への貸付金に融資をする金融機関に対し預託するものでございまして、多重債務者等のセーフティネットの強化を図るものでございます。

28節は国民健康保険特別会計の繰出金でございます。23年度比で1,000万ほど減額になっております。

3目の老人福祉総務費でございます。3億297万円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。19節でございますが、説明の欄の一番下でございます。療養給付費2億2,391万2,000円の計上でございます。23年度比較で1,700万ほど増額になってございます。

28節は後期高齢者医療特別会計の繰出金でございます。

4目の老人福祉費でございますが、3億8,445万2,000円。比較3,574万9,000円の減額でございます。

次のページ、28節でございますが、介護保険特別会計繰出金には3億2,965万1,000円。これは23年度比較で3,000万ほどの減額となっております。それから、介護サービス事業特別会計の繰出金1は名目計上でございます。

5目の老人福祉施設費でございますが、6,263万3,000円の計上でございます。

28節は介護老人保健施設特別会計繰出金でございます、ほぼ前年度同額でございます。

6目の障害者福祉費でございますが、4億1,559万3,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。20節扶助費でございます。4億884万3,000円の計上でございます。ごらんのとおり、給付費、訓練等給付費、ほぼ前年度同額の計上になってございます。

次のページになります。3款2項1目児童福祉総務費でございますが、3億3,922万1,000円の計上でございます、比較8,167万1,000円の減額になっております。

20節の扶助費でございますが、3億3,695万5,000円の計上でございます。説明の欄、下から2行目、子ども手当につきましては2億8,428万円、23年度比で1億500万ほど減額になっております。その下の小・中学生医療費2,543万9,000円でございますが、小・中学生の医療費全額無料化を図るものでございます。これは町単独の新規事業でございます。

55ページをお願いいたします。3目の児童館費でございますが、2,238万9,000円の計上でございますが、児童館4館のうち斗賀児童館、福田児童館は休館しております。烏舌内児童館と高橋児童館2館の運営費を計上しております。

57ページをお願いいたします。4款衛生費に入ります。1項1目保健衛生総務費でございますが、3億3,336万8,000円の計上でございます、比較2億2,226万9,000円の増となっておりますが、健康センター建設工事に係る増額でございます。

次のページをお願いいたします。13節には設計監理業務費498万8,000円を計上しております。

15節でございますが、健康センター建設工事費2億4,075万4,000円を計上してございます。後ほど説明いたしますが、継続費を組んで事業執行に当たるものでございます。

次のページ、中ほど3目の予防費でございますが、4,765万円の計上でございます。

13節委託料でございますが、各種予防接種委託料4,396万8,000円、これが主なものでございます。

61ページをお願いいたします。6目病院費でございます。1億1,382万6,000円の計上でございます、比較1,104万5,000円の減額でございます。23年度は八戸定住自立圏の振興基金から医療機器整備のため1,000万円の交付がございましたが、その分の減が主なものでございます。

8目の健康対策費でございますが、4,905万円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。13節でございますが、4,740万2,000円の計上でございます。健康診査システム保守委託料、それから集団健診、個別健診委託料等の計上でございます、23年度比で1,000万ほど増額となっております。

次のページでございます。4款2項3目塵芥処理事務組合費でございますが、1億9,906万1,000円の計上でございます。

19節では、説明の欄でございますが、塵芥処理運営負担金1億4,324万7,000円。ここは23年度に比較しまして約2,900万近く増額になっておりますが、焼却炉の大規模修繕をするということによるものでございます。その下の塵芥処理建設負担金でございますが、3,054万円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。5款労働費に入ります。1項1目労働諸費でございますが、3,524万4,000円の計上でございます。国県支出金のところ、財源内訳です。3,351万3,000円と記入してございますが、これは県の緊急雇用創出事業の補助金でございます。これは10分の10の補助でございます。

7節には、公共施設の環境整備等に当たる臨時職員の賃金1,905万7,000円計上しております。

13節の1,338万1,000円でございますが、まず上から東北新幹線開業効果促進事業、これは北のフルーツパーラーの関係でございます。観光協会に委託するものでございますが、558万8,000円。それから、地域活性化及び総合振興事業208万4,000円、これは商工会に委託するものでございます。次に健康増進補助指導員配置事業、これは健康増進公社に委託するものでございまして、570万9,000円の計上でございます。

次に、66ページをお願いいたします。6款農林水産業費に入ります。1項3目農業振興費でございますが、4,507万円の計上でございます。

19節には4,352万4,000円の計上ございまして、説明の欄の、次のページです、新規就農者支援事業、これは町の単独事業でございますが、624万円。下のほうに下がりました、中山間地域直接支払につきましては2,304万8,000円。それから農地・水・環境保全向上対策につきましては941万円という額となっております。

4目の稲作振興費でございますが、679万円の計上でございます。

19節の一番下でございます。米所得補償支援事業388万2,000円でございますが、町単独事業でございまして、国の制度とは別に所得補償の加入申請者に10アール当たり2,000円を助成するものでございます。

次に、5目の果樹振興費でございますが、4,324万1,000円。比較で3,251万6,000円の増額となっております。

19節の下でございます。特産果樹産地育成・ブランド確立事業補助金909万6,000円でございますが、サクランボの雨よけハウス、それから選果機の導入に補助をするものでございます。その

下の強い農業づくり事業補助金3,225万円でございますが、桃、それからゼネラル・レクラークの選果機の導入に補助するものでございます。

6目の畑作振興費でございますが、1,432万4,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。19節の一番下でございます。野菜等生産力強化対策事業補助金1,031万2,000円の計上でございます。これは簡易野菜ハウスの整備、それから機械導入等に補助するものでございます。

それから、次のページ、9目の達者村モデル事業費でございますが、739万1,000円の計上でございます。比較で332万7,000円の減となっておりますが、23年度は達者村役場設立運営強化調査委託費500万円がございましたが、その分の減額でございます。24年度はNPOと民間団体設立に向けた臨時職員の雇用を行うため、7節に169万4,000円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。11目農村整備費でございますが、1億9,634万5,000円の計上でございます。

次のページ、17節でございます。用地買収費として3,700万円。

22節立木等補償費5,030万円の計上でございます。これは県からの委託を受けまして、中山間地域総合整備事業の用買補償を行うものでございます。

19節の上から3行目でございますが、青森県営経営体育成基盤整備事業負担金3,885万円でございますが、地引地区圃場整備に係る県営事業負担金でございます。そこから3行下がりにまして、青森県営中山間地域総合整備事業の負担金は5,250万円でございます。中山間地域総合整備事業に係る県営事業負担金でございます。

次のページをお願いいたします。12目農業集落排水事業費でございますが、2億3,265万9,000円でございます。比較1,141万6,000円の増額でございます。農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。起債の償還金が増加しておりまして、それに対応するものでございます。

次に、74ページをお願いいたします。7款商工費に入ります。1項2目観光費でございますが、1,960万3,000円の計上でございます。比較3,224万2,000円の減額でございます。

13節委託料には1,527万3,000円計上いたしました。ここ、減額になってございますが、23年度実施した観光案内番組の制作事業終了による減額、それから一部予算を組み替えたことによる減額でございます。

次のページ、3目の観光施設費でございますが、1億2,224万1,000円でございます。比較1,011万8,000円の減額となっております。

15節にはバーデパーク、それから長谷ぼたん園等の施設改修工事費1,082万8,000円を計上して

ございます。

次のページをお願いいたします。28節でございますが、農林漁業体験実習館事業特別会計繰出金2,264万円でございます。

4目市場費でございますが、3,600万7,000円の計上でございます。町営地方卸売市場特別会計の繰出金でございます。

次のページをお願いいたします。8款土木費に入ります。2項1目道路橋りょう維持費でございますが、9,686万3,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。15節には道路維持工事3,400万円、防犯灯設置工事55万5,000円。

それから18節備品購入費でございますが、除雪ドーザー1台の購入費を計上してございます。先ほども説明いたしました街路灯と防犯灯の管理を建設課に一元化したことにより、電気代等も増額となっております。

2目の道路橋りょう新設改良費でございますが、1億7,644万5,000円の計上でございます。

15節でございますが、道路新設改良工事費3,800万円。舗装改修工事費8,510万円の計上でございます。

次のページでございますが、下のほうです。8款4項1目下水道整備費でございますが、公共下水道事業特別会計繰出金5,432万1,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。8款5項1目住宅管理費でございますが、1,309万7,000円の計上でございます。

19節には住宅新築支援事業200万円、それから住宅リフォーム促進事業補助金500万円。住宅新築及びリフォーム対象工事費の一部を補助するものでございまして、平成24年度の町単独の新規事業でございます。

2目の住宅建設費でございますが、1億4,200万円の計上でございます。

15節でございますが、ひろば台団地3棟12戸分の建設工事費1億3,000万円を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。9款消防費に入ります。1項1目常備消防費でございます。3億1,043万4,000円の計上でございますが、八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金でございます。前年度比較で500万強減額になっております。

2目の非常備消防費でございますが、1億2,686万7,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。15節でございますが、福地2分団の屯所整備、あるいは各屯所の修繕費、合わせて1,990万円の計上でございます。

18節備品購入費でございますが、消防ポンプ自動車2台、それから消防用ホース等の購入費でございます。3,756万9,000円でございます。

次のページ、3目防災費でございますが、3,775万8,000円の計上でございます。比較で1億8,488万9,000円の減額でございます。先ほども申し上げました、デジタル防災行政無線整備費の減が主なものでございます。

18節の備品購入費2,504万3,000円でございますが、提案理由の説明でもご説明いたしました、消防屯所、自主防災会用発電機、それから防災行政無線用の戸別受信機の購入費等でございます。

次のページをお願いいたします。10款教育費に入ります。1項2目の事務局費でございます。2億2,923万1,000円の計上で、比較5,350万8,000円の増額でございます。

次のページの13節委託料でございますが、説明の欄、上から2行目、中学生の海外研修費には1,293万2,000円の計上でございます。

15節には旧剣吉中学校の施設解体工事費5,380万円。

それから19節の負担金補助及び交付金でございますが、次のページの説明の欄の下のほうでございます。特色ある学校経営事業319万4,000円、それから各種大会の出場補助事業でございますが500万円の計上でございます。

28節には奨学基金の繰出金1,691万9,000円の計上をしてございます。

次に、10款2項小学校費、1目の学校管理費でございますが、8,714万6,000円の計上でございます。ここは比較で1,461万3,000円減額となっておりますが、主に15節施設改修工事費の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。10款3項中学校費、1目の学校管理費でございますが、5,913万6,000円の計上でございます。855万1,000円の増額となっておりますが、ここは主に15節の各中学校の施設改修費の増によるものでございます。

少し飛びます。92ページをお願いいたします。10款5項社会教育費、2目の公民館費でございますが、3,284万6,000円の計上でございます。

次のページ、13節でございますが、934万6,000円の計上でございます。耐震診断業務、これは福地公民館、剣吉公民館の耐震診断を行うものでございます。392万1,000円でございます。

15節には中央公民館の非常用発電機の整備のための改修工事費331万8,000円の計上となっております。

次のページをお願いいたします。4目の文化財保護費でございますが、1,652万1,000円の計上でございます。比較1,200万1,000円ほど減額となっておりますが、史跡聖寿寺館跡公有化事業に

係る用地費補償費の減額が主なものでございます。

97ページをお願いいたします。10款6項保健体育費、2目の保健体育施設費でございます。9,461万6,000円の計上、比較1,996万5,000円の増額となっております。

15節には南部町民体育館、それから福地運動公園等の施設改修工事費を計上いたしました。5,007万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。10款7項1目給食センター管理費でございますが、1億696万7,000円は学校給食センター特別会計の繰出金でございます。

次のページ、12款公債費でございます。1項1目元金でございますが、16億8,672万3,000円の計上でございます。比較2,521万3,000円の減額。

2目の利子につきましては、2億3,471万6,000円の計上でございます。比較1,285万8,000円の減額でございます。

元金につきましては一部地方債の償還が終了したことによる減、利子につきましては地方債の残額の減少に伴うものでございます。

それでは、109ページをごらんいただきたいと思います。ここの表は地方債の残高の動きを記載した表でございます。

まず、左側が区分でございまして、前々年度末現在高、ここの欄は平成22年度末の額でございます。合計164億7,590万6,000円。次の前年度末現在見込額の欄がございまして、ここが平成23年度末の見込額でございます。158億9,497万1,000円でございます。さらに右側、当該年度中の起債の見込額、ここが24年度の起債の見込額11億5,650万円でございます。次にその右側、当該年度中元金償還見込額、ここが24年度中に償還する元金の合計額でございます。16億8,672万3,000円。当該年度末現在見込額、24年度末で153億6,474万8,000円になる見通しでございます。起債の見込額が11億5,650万円、元金の償還見込みが16億8,672万3,000円で、残額が減少していくということでございまして、元金ベースのプライマリーバランスでは5億3,022万3,000円の黒字ということでございます。

次に、歳入を説明いたします。16ページをお願いいたします。

まず、1款1項町民税、1目個人でございます。4億8,358万4,000円。2目の法人は3,858万2,000円。合わせて5億2,216万6,000円、比較3,557万3,000円の増額でございます。ここは一部扶養控除廃止による増となっております。

次に、1款2項1目固定資産税でございますが、6億7,964万9,000円、比較2,064万3,000円の減額でございますが、評価がえによる減額を見込んでおります。

次のページ、1款4項1目市町村たばこ税でございますが、1億295万1,000円、比較4,582万2,000円の増額でございます。たばこ税増額の影響が思ったよりも小さく、売り上げが回復したための増額見込みでございます。

次のページをお願いいたします。7款自動車取得税交付金でございます。7款1項1目、2,269万3,000円の計上でございます。比較1,769万円の減額でございます。自動車販売台数等の減が主なものでございまして、平成23年度の決算見込みをもとに算定してございます。

次の9款1項1目地方交付税でございますが、54億7,823万8,000円の計上でございます。比較3億7,623万8,000円の増額でございます。普通交付税は50億6,323万8,000円でございます。特別交付税は4億1,500万円となっております。普通交付税は前年度より3億7,623万8,000円多く見積もってございますが、地方財政計画や23年度の収入見込みにより算定をしたものでございます。

11款分担金及び負担金と、それから次のページは12款使用料及び手数料でございますが、ほぼ前年度並みの平常額となっておりますので、説明は省略させていただきます。

22ページをお願いいたします。13款国庫支出金に入ります。1項1目民生費国庫負担金でございますが、4億2,161万4,000円の計上でございます。比較1億255万6,000円の減額でございます。

1節の社会福祉費負担金には1億7,415万9,000円、4節の子ども手当負担金には2億1,356万8,000円を見込んでございます。なお、子ども手当の負担金は、平成23年度比較で約1億円近く減額となっているものでございます。

次のページでございますが、13款2項3目土木費国庫補助金でございます。1億6,100万円の計上でございます。1節社会資本整備総合交付金でございますが、住宅事業補助金として8,200万円、それから道路事業の補助金として7,900万円の計上でございます。

それから、総務費国庫補助金のところでございますが、本年度は計上額ゼロでございます。ここはテレビのデジタル放送難視区域に係る共聴施設整備事業補助金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。14款県支出金に入ります。1項1目民生費の県負担金でございますが、2億8,422万6,000円の計上でございます。ここは5節の子ども手当負担金等の減が主なものでございます。

次のページでございますが、14款2項3目衛生費県補助金でございますが、1,039万9,000円の計上でございます。

1節の保健衛生費補助金の下から2行目、子宮頸がん等接種事業特例交付金817万円の計上が主なものでございます。

次に、4目の農林水産業費県補助金でございますが、7,195万8,000円の計上でございます。

1節農業費補助金の説明の欄でございますが、上から2行目、特産果樹産地育成・ブランド確立事業補助金606万5,000円を見込んでございます。先ほど説明いたしましたサクランボの雨よけハウス、選果機導入に充てられるものでございます。一番下、強い農業づくり事業補助金は3,225万円でございます。桃、レクラークの選果機の導入に充てられるものでございます。

次のページをお願いいたします。7目の労働費県補助金でございますが、3,579万円の計上でございます。比較4,279万6,000円の減額となっております。減額の主な理由ですが、ふるさと雇用再生特別事業補助金の減によるものでございます。

次に、14款3項1目総務費県委託金でございますが、2,599万5,000円の計上で、比較3,200万1,000円の減額でございます。これは県レベル選挙費委託金の減によるものでございます。

2目の農林水産業費県委託金でございますが、9,150万円の計上でございます。これは中山間地域総合整備事業用地事務委託金でございます。用地買収、立木補償等に充てるものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。17款繰入金に入ります。2項5目の公共施設整備基金繰入金でございますが、7,352万1,000円の計上でございます。比較2,472万1,000円の増となっております。老朽化した公共施設の除却に充当するものでございます。

18款1項1目繰越金でございますが、前年度同額の1億円の計上でございます。

次のページ、下のほうですが、19款諸収入に入ります。5項3目の雑入でございますが、1億3,555万4,000円の計上でございます。説明の欄、下から2行目でございますが、原子燃料サイクル推進特別対策事業交付金7,400万円の計上でございます。その下の交付税再配分でございますが、これは八戸広域事務組合、それから三戸塵芥処理組合、それに係る交付税の再配分2,359万2,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。説明の欄の下から3行目でございますが、電源立地地域対策交付金につきましては700万円を計上してございます。

20款の町債につきましては、第4表地方債で説明をいたします。

11ページをお願いいたします。第4表地方債でございます。起債の目的、限度額などを定めるものでございます。起債の目的でございますが、上から臨時財政対策債につきましては4億7,120万円、合併振興基金事業債1億6,430万円、過疎地域自立促進特別事業には1億1,180万円、健康センター整備事業には2億2,030万円、中山間地域総合整備事業には5,250万円、ほ場整備事業には3,880万円、町道整備事業には9,330万円、消防防災施設整備事業には430万円、合計で11億5,650万

円でございます。平成23年度に比較して5,580万円ほど減額になっております。

次に、9ページをお願いいたします。第2表継続費でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、事業名は健康センター(仮称)建設事業(本体工事)でございます。総額を5億6,045万3,000円と定めるものでございまして、各年度の年割額でございますが、平成24年度2億1,857万6,000円、平成25年度3億4,187万7,000円でございます。この継続費でございますが、2カ年以上にわたって執行しなければ完了できない建設事業などについて、あらかじめその事業に要する期間、それから事業費の総額、各年度ごとの年割額を予算として定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表債務負担行為でございます。まず、固定資産評価替業務でございますが、期間は25年度から26年度まで、限度額は3,717万2,000円。それから、その下、指定管理者の指定による農業研修施設管理業務でございますが、平成25年度から26年度まで、小波田農業研修センター、それから相内の農業研修センターの指定管理料40万円でございます。その下、同じく指定管理者の指定による社会福祉施設管理業務、期間は同じく25年度から26年度まで、ここは名川老人福祉センターの指定管理料でございます。1,320万円。合計で5,077万2,000円でございます。債務負担行為は2年以上の複数年契約をする場合、その期間、限度額を予算で定めなければならないと指定されているものでございます。

予算書での説明は、以上で終了させていただきます。

次に、議会説明用資料1と書いた資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目、歳入でございます。この表は、予算計上額の多い順に上から順番に並べたものでございます。特に予算額の読み上げは省略させていただきますが、9款地方交付税につきましてもは構成比、全体の54%でございます。1款町税は13.4%。20款町債は11.4%。この上位3位につきましてもは、23年度と変更がございません。

款の横に黒い星印がついてございますが、この星印は自主財源でございます。下をごらんいただきますと、自主財源の合計額が19億5,946万2,000円、全体の19.4%。依存財源は81億9,053万8,000円、80.6%というふうになってございます。

次のページ、2ページでございます。ここは歳出の目的別内訳でございます。多い順に並べたものでございます。3款民生費につきましてもは23.5%、12款公債費につきましてもは18.9%、2款総務費については17%というふうになってございます。ここも順位は上位は変わってございません。

次のページ、3ページでございます。これは一般会計の予算を性質別に区分したものでございます。上の人件費、扶助費、公債費、これはいわゆる義務的経費と呼ばれているものでござい

す。平成24年度、43億3,755万5,000円。全体の42.7%でございます。それから真ん中よりやや下ほど、投資的経費、普通建設事業費でございますが、12億8,547万8,000円、12.7%となっております。

4ページをお願いいたします。これは平成24年度の一般会計ほか、全部で20会計でございます。当初予算額をそのまま記載したものでございます。一般会計、各特別会計、合計、一番下の欄でございます、205億9,036万3,000円でございます。対前年度の増減額で3億3,484万円の減、1.6%の減というふうになってございます。主に介護保険特別会計、それから公共下水道事業特別会計の減が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。5ページ。この表は、1節の報酬から29節予備費までを集計したものでございます。この表の右側には23年度との比較の増減額が記載してございます。

6ページをお願いいたします。6ページは5ページの増減額の主な要因を記してございます。右側を見ていただきますと、増減の理由が簡潔に記載してございます。

次に、7ページをお願いいたします。最後のページはカラーになっておりますが、一般会計の当初予算、歳入歳出の構成比、これをわかりやすく円グラフであらわしたものでございます。歳出につきましては、目的別と性質別と2種類に分けて記載をしております。なお、説明は省略させていただきますが、審議の参考に供したいというふうに存じます。

それでは、次に財政健全化計画等執行状況報告書という公文書形式の資料をつけてございます。これを説明申し上げたいと思います。

まず、この南部町財政健全化計画とは何かということでございますが、町が地方債として借り入れておりました旧大蔵省の資金運用部資金ほか公的な資金残高、起債の残高ですね。うち、年利5%以上の高い利率のものについて補償金免除による繰り上げ償還を行い、実質公債費比率の抑制と地方債残高の圧縮に努めるというものでございまして、平成19年度に策定し、総務大臣、財務大臣からご承認をいただいたものでございます。

2ページをお願いいたします。まず、2の判定結果の表でございますが、表の左側、項目のところでございます。地方債現在高、実質公債費比率、職員数、改善額と記載されております。それぞれの項目について計画の最終年度の目標値と、それから実績見込み値、乖離値が100万円単位で記載してございます。

の地方債現在高の乖離値だけが唯一、黒三角で記入されております。これは目標値を達成できない見込みでございます。昨年も説明いたしました。表の右側の累計をごらんいただきますと、の実質公債費比率、それから の職員数、 の改善額とも目標値を達成してございますので、

A判定となっております。 の地方債現在高だけがC判定となっております。C判定となった要因分析については、3ページに記載してございます。

3ページの上段の推移表でございますが、計画目標値の(A)に対して実績見込み値(B)がどのようになっているかをあらわしたものでございます。乖離値、(C)欄は計画どおり達成できたかどうかをあらわしておりまして、計画最終年度である平成23年度では乖離値がマイナス17億3,990万円と目標値を達成できない見込みであります。これを分析して財務事務所に報告しております。

下段の要因分析の表をごらんください。こちらについては、昨年度の予算特別委員会でも説明をいたしました。財務省からもやむを得ない事由であるのご理解をいただいているものでございます。

上から順に申し上げます。臨時財政対策債の増、それから誘致企業支援策であるふるさと融資に係る起債の借り入れ、それから合併特例事業として実施した平成22年度、23年度の防災行政用無線更新事業に係る借り入れ、また平成22年度の過疎法の延長に伴い拡充された過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業費に係る起債の借り入れでございまして、計画目標値を達成できない要因でございます。

4ページをお願いいたします。ここは実績見込み値が計画目標値に届かない理由でありますとか、やむを得ない事情について説明した文章でございます。昨年度、報告のときとほぼ同じ内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。

5ページから7ページにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、実質公債費比率、それから6ページが職員数、7ページが改善額でございますが、いずれも計画目標値を達成しておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

最後に、総括的な事項でございます。地方債現在高の縮減は、本町財政健全化計画の最優先課題として位置づけております。今後も整備コストや維持管理コスト削減のためにさらなる見直しを行い、事業費を圧縮することにより地方債発行額の抑制を図ることとしております。元利償還金につきましては、交付税算入のない、いわゆる有利ではない地方債については財対財源の確保を図り、状況によっては借り入れをしないということにより地方債残高の縮減を図ることとしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、平成24年度一般会計の予算書並びに添付した各資料の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） ただいま一般会計予算の説明が終わりました。

ここで11時25分まで休憩いたします。

（午前11時12分）

○委員長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○委員長（馬場又彦君） これより質疑に入りますが、歳入は一括で質疑を受けます。歳出は1款から13款まで各款ごとに順次質疑を受け付けます。なお、質問される方は、挙手と同時に議席番号を告げ、委員長の許可を得てから行ってください。また、質問事項につきましては、予算書のページを述べてから質問を行うようお願いいたします。あわせて、質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、最初に予算書の16ページから31ページまでの一般会計予算の歳入について質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず初めに、大変詳しく予算書の説明をしていただいたわけですが、予算資料を事前にいただけますと、もっと深い質問もできるかと思えますし、また新規、単独事業など、きょう説明を受けたわけですが、それを印刷して配付できるように予算委員長のほうからもぜひ改善されるように訴えていただきたいと思います。

では、歳入につきましても数点あり、先ほどの説明と重複するところもあるわけですが、書いたのを参考にそのまま質問させていただきます。

まず初めに、16ページ、1款町税、1項町民税、1目個人、2目法人の特徴や動向はどのようにごらんになっておられるのでしょうか。前年度より3,557万3,000円増額になっているようですが、この理由はどういうことでしょうか。また、1款1項1目2節滞納繰越分510万円は何世帯になるのでしょうか。また、町民税の滞納世帯数と金額はどのようにおられますか。まず質問いたします。

○委員長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 答弁申し上げます。

町民税の動向でございますけれども、この予算につきましては前年度をベースにしております。そして、変わった点と申しますのは税制改正によりまして扶養控除の縮減が図られております。その関係の増額が個人住民税の要因となっております。あと法人の増額の要因として、誘致企業、病院等の経営のよいというんですか、そういう形で前年度より伸びているというのが主な要因でございます。

あと滞納繰越の世帯数でございますけれども、住民税個人については583人、法人については13法人となっております。額にいたしましては、個人の町民税については5,100万を見込んでおります。滞納額ですね。その10%を見込んでいます。法人については287万で5%を財源見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） ただいまの説明にありました扶養控除の廃止ということになりますと、収入がふえなくても割合をかけられることになるのでしょうか。こういうことから国保税の金額も動向されると思いますが、いかがでしょうか。その点をもう少しお知らせください。

○委員長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 収入は変わらないので、国保税には影響しません。あくまでも控除額が変わるので、国保税の場合は控除額ではなく収入額から経費基礎控除額を引いたのに税率を掛けるという形になっていきますので、国保税には影響ないです。

あと扶養が変わることによって、収入は変わらなくても税額、これは子ども手当の関係でそういうふうに改正になったものでございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） もう少し時間いただくために、19ページの地方交付税、それから30ページの町債と、細かいところになるんですが、22ページ、24ページ、29ページにわたって質問させ

ていただきます。

では、19ページの地方交付税についての質問に移ります。まず、少し読ませていただきます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案が昨年、2011年3月31日成立しました。政府は2010年6月の財政運営戦略で、国の一般歳出と地方交付税の合計額を今後3年間71兆円以内にする歳出の大枠を決め、地方財源を抑制する仕組みを導入しました。法案は、この枠組みを受けて提出されたものです。この枠組みが今後3年間固定されれば、深刻な財政危機に置かれている地方自治体に一層の住民サービスの切り捨てや人件費削減などの地方行革を年々強いていくことになるのでしょうか。地方交付税が当町の一般会計予算の半分以上を占める財源であることから考えますと、厳しい内容ではないでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

それでお答えをいただきたいわけですが、こういう状況から人件費の削減はいつまで続けられるのでしょうか。これ以上の職員減では住民サービス低下につながるのではないのでしょうか。また、議員定数削減を提案なさるお考えがあるのかどうか。まず1点、こちら辺をお聞きしたいと思います。あともう少し続きますので、よろしくお願いします。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） ただいまの地方交付税のお話ありがとうございました。地方交付税につきましては、平成16年、17年、18年のあたりが非常に厳しく削減をされてきました。平成19年度あたりからかなり全国の知事会ですとか町村会ですとか、そういうところの要請に基づいて地方の財源の確保ということで強力に運動した結果、かなり回復をしてきてございます。平成24年度につきましては、現在のところ、私どもがいただいている情報ですと、地方財政計画ではわずか0.5%ではございますけれども、ふえているということでございます。今のところ、総体的なことですが、それほど急激には下がることはないのではないのかなとは考えております。ただ、1点心配なのは、特別交付税が被災地のほうに回る、あるいは今年の台風15号の災害の多かった関西のほうに回るということはちょっと懸念されてはおりますけれども、私どもはそんなに懸念はしておりません。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 職員の削減という話がありましたけれども、現在は行政改革大綱の計画上の数値ということを目指してございまして、平成27年度までに普通会計の職員を191名にするということで今、順次、退職者の人数と採用をかんがみながら対応を進めているところでございまして、この人数につきましては平成18年の第3回議会の一般質問で答弁している人数でございまして。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 議員定数にすれば昨年2名減になり、まずは縮小も必要かもしれませんが、議員みずからもまず、議員の皆さんもまずは検討していくという中で決めていくべきものと思っております。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。14番、立花君。

○14番（立花寛子君） では、先ほどの地方交付税と関係があると思いますが、30ページ、20款町債、1項町債、1目総務費、1節臨時財政対策債4億7,120万円について質問いたします。

臨時財政対策債というように、臨時という言葉がついておりますが、政府はいつまで町に借金させていくのでしょうか。その分きっちり町に何らかの形で返済されているのでしょうか。地方交付税とあわせて町に入ってくるのかどうか、まずこの点をお聞きしたいと思います。

そして、この地方交付税、臨時財政対策債は町が使える予算としてきちんと確立されているのでしょうか。町債は前年度より5,580万円減額となっておりますが、その理由をお聞きしたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） まず、臨時財政対策債でございますが、これは地方一般財源の不足に対処するために地方財政法の特例として発行される地方債でございます。ちなみに、平成17年度から地方債の発行が認められているものでございます。

それで、今後の見通しでございますが、ここではなかなか確たることは言えません。地方財政

法の改正で毎年のように、これは1年度限り1年度限りで臨時財政対策債の発行を認めるのが1年ずつ延びてきているという状況でございますので、国がどの時点でということは今ここではなかなか申し上げられないと思います。結局、地方交付税は国税5税、所得税、酒税、法人税等、5税が原資でございますので、景気が回復して地方交付税できちんと措置されるようになれば臨時財政対策債はその時点で終わりになるのかなというふうに思っております。

それから、地方債の残高が減になっていると。5億3,022万3,000円の減でございます。これは結局、先ほど健全化計画のところでも申し上げました。起債の発行額をなるべく抑制すると。交付税措置のない不利な地方債は発行しないということでございまして、発行の抑制を図っていると。ですから、残が減っているということでございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに、14番、立花君。

○14番（立花寛子君） ページといたしましては22ページ、13款国庫支出金、これは簡単にいいますと子ども手当負担金について質問を求めるためにまとめたのですが、先ほどの説明では減額になり、その減額分は1億円とかという説明がありましたが、もう一度その減の状況をお知らせしていただき、子ども手当はどのように配布されているのか、手続とか人数など、またその減額分を何らかの形で町が負担するとなればどのようなことが行えるのか、減額分は減額分としてそのままなのか、そのところを町長からお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

子ども手当の額が1億円と大きくなった大きな要因は、支給金額も変わりました。一律1万3,000円が、ゼロ歳から3歳までは1万5,000円、それから第1子、第2子は1万円、それから第3子は1万5,000円と、中学生は一律1万円と額が変わりました。それから、所得制限が設けられております。この所得制限が設けられて支給できなくなる方が発生するというので、これも減額の原因となります。

減額した分はどうなるのかというものは、町の負担は支給額のパーセントによって減りますので、負担は変わらないという言い方になります。支給額が減っても、減った分は町の負担も減るという形になります。支給額の何分の何ずつの補助率かといいますと、大変細かく区分けされて

おります。被用者の子ども手当のゼロ歳から3歳までは15分の13とか、同じゼロ歳から3歳でも非被用者、これは国保の方々と考えてもよろしいんですが、負担率は9分の5というように細かくなっておりますので、これは後ほど表で示さないと難しいのかなと思っております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） これはやはり町長にどうしてもこの点でお聞きしたいところなのですが、総額で1億円余の子ども手当が減額となるということは、各個人個人にしても大変計画が狂うことでもあります。そういうことで、大変ご努力されている姿は理解できるのですが、国がこれだからそのままというのはいかがでしょう。町として何らかの手だてを尽くすということはどうでしょう。保育料などを減額されている、そういう政策的なものをやられている町村もあるわけですが、そういう点での還元というものは考えておられないでしょうか。まず一つ、町長からの答弁はぜひいただきたいと思います。

最後になりますが、29ページ、19款諸収入の先ほど説明があったわけでありましたが、3項貸付金元利収入、3目の住民生活費貸付金収入、1節保証預託金収入、多重債務者経済生活再生融資預託金元利収入110万円の使い方について、もう少し詳しくお知らせしていただき、どのような手続で利用されるのか、こういう具体的などころをこの点ではお知らせしていただきたいと思えます。

○委員長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 子ども手当の関係ですが、これは全国一律として行っているわけですし、まずは町の将来、町が破綻することのないように将来性を見据えながらやっていく必要があると思っておりますので、現在は現行のままでいきたいと思っております。

○委員長（馬場又彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極檀義昭君） 多重債務者経済生活再生特別支援制度のこの支給についてご説明をいたします。まず、新規事業でありますので、歳出のほうに49ページにございますが、預託

金として金融機関に出した分のこれが償還金となるものでございます。

南部町多重債務者経済生活再生支援実施要綱に基づきまして、消費者信用生活協同組合、略して信用生協が行う多重債務者等への貸付事業の円滑化を図るため、信用生協に貸付金を融資する金融機関、青森銀行に対して貸付原資として110万円を預託するものでございます。

信用生協とは、昭和44年、生活資金の貸し付けを主な事業として組合員が出資、利用、運営する生協として設立されました。盛岡市に本部を構え、北上、釜石、一関に相談センターを置きまして、岩手県だけで事業展開してまいりましたが、平成22年、八戸に、23年には青森市に相談センターを開設し、県内全域で貸し付けの利用が可能となりました。

まず24年度の新規事業になるわけですが、信用生協のほうで算定しました南部町の24年度貸付見込み額ですが、債務整理資金2件で約400万円と、生活再建資金3件で120万円ほどの算定をしております。その貸付原資として金融機関のほうに110万円を預託するということでございます。青森県からも同じ110万円と、220万円という原資を預託するものでございます。

多重債務者が信用生協のほうから貸し付けを受けるためには、まず五つの要件がございます。南部町内に住所を有すること、消費者再建等の整理または生活の再建に要する資金を必要とすること、それから消費者信用生協に加入していること、一口500円で4口分を出資する必要がございます。あと年齢が二十歳以上であること、一般金融機関からの借り入れがないこととなっております。貸付条件としましては、債務整理資金1人500万円までと、利率が9.25%、償還期間10年以内。それから生活再建資金が100万円までと、年率8.98%、6年以内の償還期間となっております。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに、5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 立花委員と重複するかもしれませんが、16ページの町税の部分、先ほどの扶養控除の部分ですけれども、たしか1人当たり30万だったと思うんですけれども、扶養控除ですね。それがなくなって、まず子ども手当を支給するという形になったかと理解しておりますけれども、実質今年度、来年度、24年度の子どもの手当の支給が1億円減るということで、一般の住民の方々、結局扶養控除減らされて、子ども手当、当初よりも少なくなるとなると、どれぐらいの負担が、標準家庭でいいんですけれども、負担がふえるのでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○委員長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 税のほうで申し上げますと、扶養の控除は1人33万です。扶養の控除が減ることになりますと、町県民税で1割です。だから、3万3,000円税額がふえるという形です。子ども手当は先ほど言ったようにいろいろありますので、その分差し引いた分がふえるという形になります。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 税額は年税額になりますが、子ども手当は月額というところでご理解いただければと思います。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑、15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 地方財政計画なんですけれども、随分昔から、前からというか、随分前から財政計画を内閣が国会に提出します。したはいいですけれども、実際の決算との金額の乖離があるじゃないですかというのが前から言われていた記憶はあるんですけれども、どうやらこのごろ見たのでは随分その乖離額が大きいんじゃないのかなという気がしているんですよ。それで、地方財政計画なるものを基準にそれぞれの地方自治体というのは予算の目安にするということらしいんですけれども、そういった、ちょっと要求したのから随分と少なかった場合というのはどういったやりくりをするものなのか、その辺を教えてもらえないですか。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） まず、ただいま川守田委員がおっしゃいましたように、地方財政計画は結局、国会に提出をして国民に公表するということになっております。総務省が予算要求をして、最終的に平成24年度の地方の財政の全体の姿というものをあらわして、そこに不足額が生じると、その不足分を補うという性質でございます。最終的にその年度末になって政府が発行し

たいわゆる地方財政計画との乖離につきましては、実際は地方公共団体、市町村レベルでは最終的に何々の額がこれだけ乖離額が生じたということについては情報は出てきません。マスコミには乖離があるというふうなことはございますが、ですから最終的にどこかで精算されるというものではなくて、市町村についてはどちらかという受け身であるというふうなことでございます。

実際、その財政運営上の交付税が例えば予算よりも少なくなったというふうなことが生ずれば、やはりそこは基金で対応していかざるを得ないというふうに思います。ついこの間も工藤久夫議員の質問にも答えました。今は一生懸命いろいろ節約をして基金をふやして、安定的な財政運営を図りたいということで準備をいたしておるものでございますので、そういう場合にはそういう対応が必要になってくるということでございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑、15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） そうすると、足りなくなった部分は基金とおっしゃいました。そうすると、基金取り崩しちゃったら起債を起すとか、そういった手段をとらざるを得ないということなんですか。地方にあっては。

例えば、私もこんがらがってよくわからなかったんですけども、臨時財政対策債でしたか、これも起債ですよ。こういったものをじゃあ起債するという背景というのはやっぱりそういうことにあるんでしょうか。どういうことなんですか。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 臨時財政対策債は先ほども申し上げました、地方財政法上の本当の特例措置でございます。国が交付税原資を確保できないので、市町村に発行を認めて、後々、臨時財政対策債の元利償還金は100%地方交付税に算入されて入ってきます。起債を発行したから町の負担というのはないということでございます。

それから、財源が不足した場合に臨時財政対策債をふやせるというものではございません。これは国のほうから地方自治体の規模を見て、あなたのところはこれだけが可能ですよというふうに許可をされて初めて発行できるものでございます。

それからもう一つ、財源が不足したから別な地方債をまた発行できるかということでございますが、なかなかそれも難しく、いわゆる地方財政法上は建設事業に限り、何かをつくる、建物

をつくる、もしくは道路をつくるといった場合にのみ認められている財源確保策でございますので、そこはなかなか難しいというふうに考えております。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） そうすると、例えば町は次の年の予算編成のようなものは前の年から始まりますよね。例えば何月ぐらいですか、9月、10月とかそのぐらいから始まりますよね。どこもそうかと思うんですけれども。その時点でどの金額を目安にしてという、何を目安にそういう予算を組んでいくわけですか。年が明ければとりあえずは地方財政計画というのが公表されるというあれがあるのかもしれませんが、そういったもののあれはどういうものなんですか。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 地方交付税の見込みにつきましては、大体前年度の8月かその辺に国の予算要求の締め切りが来ますので、そこで総務省が財務省に対して地方財政計画の前段となる試算みたいなものを出します。そこではっきりしますので、私どもはそれを参考にして、県からも情報をいただいて試算計上しております。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 30から31の20款の町債のことでちょっと感じるのと聞きたいこととあるんですけども、さっきの間も財政課長からいろいろ詳しく説明してもらっていましたし、私、今すぐ答えを出してくれというんじゃないですけども、今の定例会が終わるまで二つお願いしたいことがあるんです。

一つは、この町債の中でいろいろ項目分かれていますよね。11ページの表なんか見ても、合併振興基金事業債だとか過疎地域自立促進事業債、この借り入れを返済するときにそれぞれ交付金で100%面倒見ますよとか、50%とか、そのパーセントがあると思うんですけども、その辺を概略説明した資料をできればお願いしたいなということと、現時点でさっきの予算書を見ますと24年度末の町債の残高が153億でしたか、残高に対する交付金の措置の予定がこれぐらいになり

ますよというのがもし一覧表みたいなのでいただければそれをお願いしたい。

それから、もう一つ聞きたいのは、この間の補正予算のときに聞いたんですけれども、目的別に基金の種類は性格も違うと思うんですけれども、五十六、七億、基金の残高がありますよと。そうすると、家計で考えても貯金がゼロよりはいっぱいあったほうが何か一万が一のときに安心できるわけなんですけれども、この町の基金がいっぱい努力して努力してため込んだ、そのことによって今後の地方交付税だとかいろんな町債の起債を起さず場合に、こっち崩したらよいでしょう、努力しても努力は評価しますけれども、これは自分の基金取り崩して使ってくださいよということで交付税やら何かもらえる予定がもらえないとかという可能性はあるのかないのか。その辺をちょっとお答え願いたいんですけれども。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 起債の発行に係る交付税措置につきましては、前からも何回もお知らせしておりますが、起債ごとに確かにそれぞれ違います。100%のものもございますし、過疎なんかは70ですし、いろいろパーセンテージが違いますので、ちょっと時間かかりますけれども、後でちょっとペーパー見せてさしあげたいと思います。

それから、基金の残高によって起債の発行が抑制されるのか、あるいは制限されるのかということでございますけれども、それはございません。基金は基金でございまして、事業として起債の発行が認められる、いわゆる適債性というのがありまして、事業の適債性が認められれば知事のほうから、あるいは財務省のほうからオーケーが出ると、こういう性質のものでございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて一般会計予算の歳入の質疑を終結いたします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時05分）

○委員長（馬場又彦君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

(午後 1 時00分)

○委員長(馬場又彦君) 一般会計予算書の歳出の質疑に入ります。

32、33ページの1款議会費について質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これにて1款議会費の質疑を終結いたします。

次に、33ページから47ページまでの2款総務費について質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番(立花寛子君) ページ数は33ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料についての関連質問ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

このたび国家公務員賃下げ法が成立したわけでありすが、これを受けて地方公務員の給料も引き下げとなるのでしょうか。どうしてこの問題を取り上げるかといいますと、国家公務員の賃下げが民間労働者の賃下げを招く悪循環を生み出すためです。また、義務教育費国庫負担金や保育所運営費国庫負担金の削減に連動し、民間の保育士の山積にも使われます。地方公務員の給与は国家公務員給与削減後の額を基準とするのは不適當ではないかと考えておりますが、どのようになっていますか。どのように考えておられるのでしょうか。また、引き下げを地方交付税に反映させるのは納得できない、こういう考えもあります。地方公務員として独立しているのですから、拒否すべきではないでしょうか。この点はどのような動向になっているのでしょうか。まず1点お聞きします。あと数点ありますので、お時間をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○委員長(馬場又彦君) 町長。

○町長(工藤祐直君) 今、国家公務員のほうは期間限定の中で震災等があつて削減の方向でいるわけですが、地方公務員、自治体としては現在のところ、それぞれの自治体で検討をしているというような様子でございますので、町としては現在においては考えてございません。

○委員長(馬場又彦君) 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） ぜひこの問題は1地方公務員個人だけの問題でなくて、地域経済にも大きく影響を与えますので、ぜひ拒否できるところは強力に拒否し、そのように運動していただきたいと思います。

人件費に関連して、次の質問に移ります。現在、人件費削減が叫ばれて、その効果といいますが、数の上では有効に使われているように見受けられますが、しかし、人件費を削減する余り、住民から質の低下を招いているのではないかとされています。具体的には昨年12月16日報道されました、ぼたんの里の浴場から基準値を超えるレジオネラ菌検出の件であります。ここでの管理運営、職員の身分、どのような消毒方法をとって、1日何回検査しているのでしょうか。新聞報道されたわけでありますので、町民に対する説明をきっちりするべきではないでしょうか。この点についてご質問いたします。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

昨年度の年度末には、ぼたんの里の一般浴槽のほうからレジオネラ菌が検出されました。原因と思われるのは、配管中の汚れというのが想定されたわけですが、そちらのほうは検出されず、再度浴槽のお湯を落としてから検査したところ、モルタルのタイル等にひびが入っていると。これに浸透したお湯が菌の発生源であるということがわかりました。これに対しては、ぼたんの里のおふろを休館しまして、埋め込み、それから次亜塩素酸の濃度を濃くして殺菌しております。

検査方法は法定検査がありますので、年に2回の定期検査を行っています。それと、消毒は次亜塩素酸を定期の規定の量を投入しておったわけですが、お湯を抜いて入れかえる際にモルタルのひび割れに入っている部分が抜け切れなかったというのが原因であります。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） そこで、ここにお働きの皆さん方がいわゆる臨時職員かということで、どのような指導とか、また働き方をきちんと指導しているのか、大変たるんでいるのではないかと大変厳しいご批判をいただきまして、人件費を削減する余り、そういうところに目配りがいなくなっってはやはり大変ですし、町の運営としてもよろしくないと思いますが、臨時の皆さんに

任せっきりなのかどうか、こういうところもきちんとご確認されることが必要ではないでしょうか。

また、1日に何回水質検査、そういうものをやらなければならないとかということが決められているようですが、バーデのほうの入浴では1日3回などきちんと検査されておりますが、こういうところも手抜きをしているのではないかと、そのように疑われておりますので、きちんと町民に説明する必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 委員長にお願いしたいのですが、今総務費の予算を行っております。今の関連は保健福祉関係の老人施設等々の中の質疑ではないかと思っておりますので、一応、款に沿った質問、答弁はそのときに担当課長のほうから当然するわけでございますけれども、款項目に沿った質疑でお願い申し上げたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） ですから、人件費を削減する余り、このような不祥事を起こしているのではないかと住民の皆さんが言っているのでありますので、そういう方々へのご指導というものはどうなっているのでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 職員の身分は臨時職員で清掃等を対応しております。町民の方という言い方になりますけれども、いつもいろいろ町に指摘してくる方がございます。多分その方を想定してお話ししているのかと思っておりますが、いわゆるクレームの多いお客様であり、管理をしている臨時の職員も対応に窮するというので、たびたび役場の担当のほうにも電話をして町にも再三クレームをつけて相談している方もおります。ただ、臨時職員とはいいながらも長い経験を用いている方で、大変対応は悪くないと思っております。

それから、レジオネラ菌等の検査については法定点検のうちで対応しております。それから、お湯の蛇口からの検査で次亜塩素酸の濃度を測定することになっておりますが、それらは日誌に

つけて法を守っているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 人件費を抑えているからサービスが低下するという総体的な話の中で今ぼたんの里の話になっているわけでございますけれども、基本的に職員の定数削減はしておりますが、その中でも職員の資質を上げるべく研修等を通じまして、また臨時職員に対しましても指導しているところでございますので、サービスの低下ということにはつながらないというふうに思っております。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 今の職員の人件費の削減ですとか定数ですとか、質問に上がったので私もどうしようかなと思っていたんですが、思うところがあるので、ちょっと言わせてもらいたいこと、あわせてお答えいただきたいところもあるんですが、そもそもが町の行政にあってこのごろは外部委託であるとか、民間の活力であるとか知恵を生かしてとか、そういった文言が普通に使われるようになりました。それはすごくいいことかと思えます。ですけれども、ちょっとへそを曲げた考え方をすると、そもそもが給料の高い役場の職員が、給料が高いのであれば高いなりの仕事をすれば事は済むはずなんですよね。それが役場直営でやると高くなるから民間委託をします。裏を返せば、民間だったら安く使っても文句はないだろうみたいな、そういう感覚が読み取れるかと思うんですよ。先ほど立花委員がおっしゃいましたけれども、給料を抑えるとか待遇を抑えてあれするからそういう事故が発生するんだなんていうのは、そういう考え方は愚の骨頂だと私は思うんですね。やはりそれは何を基準に申しているのかわからなかったんですけれども、私はこの分の給料しかもらっていませんからこの分の仕事しかしませんという、さもそういう態度を容認するかのような委員の発言なわけですよ。そういう認識自体が私は間違っていると思います。少なくとも私の感覚とは別なところを考えていると思います。ですが、そういう事実があるのであれば、それはちゃんとした対応をしなくちゃならないと思うんですけれども。

もう一つ、役場の職員の就業規則の部分ですかね。例えば育児休暇も取りましょう、自分のステータスアップのために休暇を取る云々と、すごくいいんですよ。ただ、そういった時間的な余裕を許容できる民間企業というのがどれだけあるのかなという気がするんですよ。少なくとも

私を知っているところ、私のあれも含めてそういう余裕は多分ないと思うんですよ。できれば産休だって勘弁してちょうだいよと。だんなさんが育児休暇欲しいなんて、冗談じゃないよと。そこから辺が本音の経営者というのはいっぱいいるんだと思うんですね。ただ、世の中はそういうふうにあるべきなのかもしれません。ですけれども、実情を考えると、とてもじゃないけれども、そういうふうな就業形態というのは日本に合うのかどうか、また青森の南部地方にあってそういうのが合うのかといたら、私はちょっと疑問なんですね。

そういったつれづれに思うことがいっぱいありまして、それならそれでやはり給料なりの仕事ができないのであれば、給料を下げるのも仕方ないのかなと、公務員としてのですね。そう思う反面、もっと効率よくする、モチベーションを上げるような行政運営というのが可能なのであれば、そういうふうに移行するべきだと思うんです。民間の者としての素朴な感想として。そのところ、私が今つれづれに申したようなことに対してどのように思われますか。どうですか。

○委員長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 私たちは町長からいつも、公務員というのは今ある程度民間に比べれば恵まれている部分があるんだと、そういうことを肝に銘じて仕事をするようにというふうに常に指示をされております。職員にもやはり民間と給与体系、あるいは休日の取り方等々においても恵まれているというか違う部分があります。そういうことを肝に銘じて、また給与体系につきましてもこれから公務員につきましてもそんなに上がることはないという中で、常にモチベーションを高めていくということになると、やはり町の仕事というものに対して町勢発展のために尽くしていくんだということを意を用いて仕事をしていかなければモチベーションは絶対上がっていかないというふうに思っておりますので、その辺を職員に対して徹底してまいりたいと思っております。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） すごく立派な答弁なんですけれども、じゃあ今までそうじゃなかったんですねということですよ。これからと申しました、課長。ですけれども、町長初め前々からそういうふうなことは、関連した内容のことは事あるごとに申しているわけですよ。それがいつになってもこれからは、これからは、いつになってもこれからは、これからは。あんまり大義名

分語るようなそういう答弁じゃなくて、やっぱりそういう現実があるという、そのこと自体をちゃんと考えて職員として働いていただきたいなと私は思っていました。

○委員長（馬場又彦君） ほかに、5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 37ページ、お願いします。6目の企画費の13節委託料の中の再生エネルギー調査業務ですけれども、具体的にどういった内容の調査をどういった業者にするのか。また、南部町としてこの再生エネルギーというのは、南部町だけで特色のある再生エネルギーというのは考えられるものというのがあるのかどうか。その辺ちょっとこの内容を具体的にご説明いただきたいんですが。

○委員長（馬場又彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えいたします。

まず、再生エネルギーの調査業務ということではありますが、再生可能なエネルギー、今考えているのは小水力、マイクロ水力もしくは太陽光で考えております。それで、今まで町でそのような調査をしたことがございませんでしたので、南部町の河川それから原野等で小水力とかマイクロ水力とか、あと太陽光とかを設置可能なところがあるのかという賦存量調査でございまして、できれば10カ所ぐらいそういう可能なところがあればいいなということ考えておりますが、業者とかそういうのはまだこれから考えますけれども、お話を聞いたのは企業を通して聞いておりますので、申し添えておきます。

あと現実にそういうような場所というか、うまくいった場合には実用化、どこかにそういうふうな電気を使える例えば街灯とか、そういうのを使えるところがあればそれに越したことはないわけですけれども、そこまでいかなくても例えば子供たちの教材とか、それから観光の目玉の一つとしてもそういうような施設等ができればいいのかなというふうにも考えておりますので、とにかく調査をしてみるのが第一だということで今回このように計上しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。3番、中舘文雄君。

○3番（中館文雄君） 歳出のこれからいろんな役場と申しますか、そういうことでやっぱり職員に気構えと申しますか、それが相当重要になると思います。その中で一つだけ例でちょっと聞きたいんですが、歳入のほうに滞納金に対する回収を見込むというような項目がございました。今までも恐らくいろいろ苦労されて、職員が人海戦術で滞納者に対して面談しながら進めているのかもしれませんが、そうしたものがこういう歳出のほうの経費の中にどういう形で予算組みしているか。金かけなくてもすべて同じ職員が足を運んで滞納者に対して回収率を高めていく、また100%の回収にしていこうというようなことを、やっぱりこれは税金ですから、納めている人と納めなくても済むということになれば資金に影響するものですから、その辺に対して具体的に滞納者に対する取り組み、また回収率を高めるための施策をどういうふうに考えているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

まず、前の議会で市町村総合事務組合に機構をつくるということで議決いただきましたけれども、今後、今まで町村会の中に滞納税課とあったのを機構をつくってやっていくと、そこに移行すると。それで、実際は今、予算で43ページ、19節負担金補助及び交付金の中に県市町村総合事務組合110万円とあります。これは委託して徴収したものの11%を今計上しています。実際は滞納徴収の強化ということで、昨年11月から夜間の相談、これを1週間、毎月実施しています。そして、滞納者の給与等の照会、それらも100件ぐらいやっています。あと預金調査、これも650件ぐらい銀行等に照会して調査しています。電話催告等も150件ぐらいやって、あと一つは滞納者が普通徴収が多いので、特別徴収、給料から引くように切りかえるということで、これも630件ぐらいですが、普通徴収の事業所に依頼しております、アンケートやってですね。そしてできるだけ職員でできるのはやって、そしてどうしてもならないのはその機構に移管して、機構に移管すればもう差し押さえして強制的にやっていくという形に新年度からなるということでございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館君。

○3番（中館文雄君） 今、委託する形でという話ありましたがけれども、実際に滞納者、傾向とすればどういう方々がそういう対象になっていますか。南部町の中です。全国的にはいろいろあるかも。ただ、今年度といいますと昨年の3月の例えば災害とかいろんなそういうので突発的に発生しているものなのか、それともずっと継続的に傾向があってそういうのが続いてきているのか。やっぱりこれは本当の町税ですから、基本になる税金なんですよね。この辺に対する取り組みは認識をきちんとしておかないと、納めなくてもそのままずるずる、ただ続いていくとなればいろいろ今後の課題になりますから、傾向とすればどういう傾向があって、その対策にはもうさつき課長の答弁では機構に委託する方法、差し押さえなども同じ南部町民であれば行って差し押さえすると言えないから、もう機構に委託してやったほうが手っ取り早いかもしれませんがけれども、ただ、その辺どういう傾向があって、さらに対策とすればもう機構に委託して解決するしかないのか。また、考えられる方法はまた別にあるかどうか、ちょっとその辺もう少し詳しく教えてください。

○委員長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 滞納の傾向としましては、要は納付の意思がない方というのが一つあります。あと一つは、倒産とかなんとかなっている方。あと一つは、財産を持った方が亡くなって、そしてそれがそのまま相続放棄されて残っているという、そういった事例もあります。あと一つ、うち等を建てて、その償還に困って残る方、要は建てる時は収入もある程度あるんですけれども、不況で会社をやめたとか、そういったいろいろ滞納者の理由があります。うちのほうでは、だからできるだけ納税相談して、そして要は地方税法にもあるように、どうしてもだめな場合に不納欠損というのもあります。税の前に抵当権設定してもうちのほうに配当の見込みがないと、例えば差し押さえしても、そういったのをやられないという形があるんです。それらについてはもううちのほうでどうもできないから時効になるとか。要は納付意識のないのを引き継いでいくという形がまず、機構等にですね、そういう形になる。だから、どうしてもそういった配当の見込みのないのはどこに移しても同じです。うちのほうに入ってきません。よく競売なんかにもあるんですけれども、1番抵当のほうにいけばもう2番、3番はほとんど配当がないと、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館君。

○3番（中館文雄君） 実際にここ二、三年差し押さえというか、そういう具体的な事例まで発生していますか。

○委員長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 以前に不動産等差し押さえて塩漬けになっているのが結構あるんです。それで今回移行するに、もう配当の見込みがないもの等についてはできるだけ解除してもらいたいというのも一つ依頼されていまして、あとうちのほうでは動産とか債権とか、金入ってくるのは差し押さえをしています。そういう状況です。

○委員長（馬場又彦君） 18番、東寿一君。

○18番（東寿一君） 41ページの16の公共施設整備基金の基金積立金4億4,293万5,000円、これはどういう目的なのか。そして今、話聞いていると、何かずれているようで、委員長さんが先ほどあいさつの中では何ページの何ぼのどこというふうなことをちゃんと説明してやれよということだけれども、全く何か理解できないような議会の今の委員会の中身ですけれども、その辺も十分話をしたほうがいいんじゃないかなと、そう思います。それでまず今の説明をよろしく願います。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） まず、公共施設整備基金でございますけれども、この文字どおり、各種公共施設の整備を図るためにあらかじめ備えておくものでございます。昨日、補正予算を議決いただきました。今のところ、平成23年度末で14億3,000万余りの現在高となっております。

○委員長（馬場又彦君） 18番、東君。

○18番（東寿一君） さっぱり理解できないんだけど、これが積立金ということで、大きな

のが一つか二つ、何のための積立金なのかということ、そのところをちょっと説明願いたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 公共施設の整備一般ということでございまして、このためということでは特にありません。今後いろいろ例えば学校ですとか、集会施設とか、さまざま出てくると思いますが、そういう大規模事業のときに、起債という手もあるんですけども、満額起債で措置されない場合、起債にはきちんと充当率等がありまして、満額措置されない場合には一般財源でカバーしないとなりません。一般財源も苦しければ、やっぱりこの基金が威力を発揮すると、こういうこととございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて2款総務費の質疑を終結いたします。

次に、47ページから57ページまでの3款民生費について質疑を許します。ページ数を言ってから質疑をお願いします。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） ページ数は48ページです。1目社会福祉総務費の中の19節負担金補助及び交付金の部分で、リフレッシュ交流の集い、前年度にはなかった項目だと思えますけれども、ちょっとわくわくするような内容ですが、どういったことの事業でしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 新たに始まるというよりは、予算取りを表にしたという言い方になります。これは家族介護とそれから身体障害者の親、それぞれ介護をしている方々をリフレッシュするという集いの負担金ということになります。広域的に他市町村とも介護者同士が交流すると、そういった場合の負担金とお考えいただければと思います。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 49ページ、21節多重債務者経済生活再生特別支援制度預託金ですか、先ほども説明されたかと思いますが、銀行さんにお貸しする金額ですよね。何かちょっと聞きましたら、銀行さんも利息をいただくんだそうですね。ちょっと割り切れない思いがあるものですか、最初からもうちょっと詳しく、改めて説明いただけないですか。

○委員長（馬場又彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） ただいまのご質問でございますが、多重債務者の関係の貸付金になるわけですが、南部町とそれから信用生協と青森銀行、三者で契約書を結びます。その中で町が青森銀行のほうに預託金として110万円を入れます。銀行のほうで信用生協のほうに貸し付けをします。その貸し付けたお金を信用生協が組合員に貸し付けるということになるわけですが、利息につきましてでございますが、信用生協が青森銀行のほうに支払いする利息は年2.13%、これが債務整理資金のほうの利率です。生活再建資金のほうが年1.855%を信用生協のほうに青銀のほうに支払いします。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） これ信用生協さんというの、耳なれないなと思ってさっき聞いていたんですけども、この信用生協さん、青銀、町で三つでタッグを組んで取り組む必要がある事業なんですか、これは。どういう事の始まりなんですか、この予算措置というのは。

○委員長（馬場又彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 結局、信用生協で組合員に貸し付けるための資金を直接信用生協に入れるんじゃないかと、一たん青森銀行のほうに町が預託するというところでございまして、なぜなったかというのはちょっと。県のほうが中に入りまして、県のほうの指導でこれは進められる事業でございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） そもそも信用生協さんというのは何者だと、よくわからないんですけども、私は。何で町がこういう多重債務者に対しての貸し付けの預託金ということに対して乗り出さなくてはならないのかというのが一つ疑問があります。個人債務ですから、あくまで個人の問題かと思うんですけども、ただ社会現象として意識されているのであれば、それはそういう措置も必要なのかなとは思いますが、救える人と救えない人がいるかと思えます。債務の規模がどういうふう判断されるのかとか、それよりだったら役場が、やったことはないんですけども、自己破産の手続を粛々と手伝ってあげたほうがずっと身になるんじゃないのかななんて私は思うんですけども、そもそもこういう予算措置した背景、県の指導なんですか、どこの肝いりなんですか、その辺のところちょっとわかりやすく教えてもらえませんか。

○委員長（馬場又彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極檀義昭君） まず、消費者信用生活協同組合ですけども、先ほども申し上げました、昭和44年に岩手県のほうで盛岡に本部を構えて組合員の出資、利用、運営ということで助け合いの精神で設立されたものでございまして、平成22年に八戸、23年には青森市に相談センターを開設して、青森県全体での貸し付けが可能になったということで、信用生協のほうで青森県のほうに申し出をしまして、青森県全体に貸し付けするわけですけども、貸付原資を出してほしいということで申し入れがあって、県のほうでそれを承諾いたしまして全市町村にこういうのが来たわけございまして、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 私のほうからお答えをします。

まずこの目的は、多重債務ですからサラ金からお金を借りてどんどん膨れていきますと破産になりますので、それを予防するためにしていくということで、この信用生協さんが最初やっていたわけです。八戸に入ってきて、八戸市が参加して、今度は青森のほうでもこれはいいことだと広まっていった、県でもそれを理解して各町村で参加していきましょうという呼びかけがあった

ものでございます。ですから、例えばどんどん債務が膨れていきますと生活保護の申請なんかに行ったりしますけれども、もう生活保護のほうでも手を差し伸べるところまで行く、もうどうにもならないような状況が出てきますので、そこに行く前にサラ金に手を出さない、例えば借入れが膨れないうちに手助けをしていけば何ぼでも町民を救っていけるのかなという最初のねらいがあって始めたものと理解しております。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） 私にはいいことなのか悪いことなのかよくわからないんですけれども、青銀さんが中に入って、青銀さんも商売ですよ。商売なんであれば青銀さんの責任として商売の範疇としてそれはそれでやればいいのかと、貸せない人は断られるでしょうと、町から110万ぐらい出したぐらいでどういう多重債務者の助け方があるのかなという私はよくわからないですよ。もう助けようがないんじゃないのかなと、多くは助けようがないんじゃないのかなという気がしているんですよ。そういうところもあって質問したんですけれども、運営は慎重に行っていたきたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて3款民生費の質疑を終結いたします。

次に、57ページから63ページまでの4款衛生費について質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 63ページでございます。4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理事務組合費、19節負担金補助及び交付金について、その項目にありますリサイクルプラザ管理運営費1,185万9,000円についてであります。このリサイクルプラザという建物できたのかどうか、運営費ということですが、その使い方、またどのようにやっていくのか、詳しく具体的に説明を求めます。

○委員長（馬場又彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） お答えいたします。

ここにありますリサイクルプラザというのは従前からあるものでございまして、八戸の清掃工場と隣接をして運営をしております。不燃物とか粗大ごみ、資源ごみ、これら进行处理する施設でございまして、これに対して町のほうで負担金を納めているものでございます。ここは八戸市と階上町と南部町で負担金を納めて運営をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 八戸市にある従前のリサイクルプラザのことでありましたが、三戸塵芥処理事務組合でもリサイクル率を上げるためにさまざまな工夫をしていると理解していましたが、そのための建物を建てるというところまで記憶しておりますが、その後はどのようなようになったのでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 塵芥処理組合のほうのリサイクルプラザの建設というのはちょっと私は認識してございませんが、今年度に完成しますストックヤードというのがございまして、これにつきましては4月から運営をすることになってございます。ストックヤードにつきましては、旧清掃センターの跡地を整備しまして、そこにセンターのほうに運ばれます事業系、もしくは持ち込まれてきますリサイクルの資源ごみ、これらについて業者のほうに引き渡す前にそこにストックをしておくためのものでございます。4月から稼働することになってございます。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） リサイクルプラザ管理運営費の関連として伺いたいんですが、震災ごみを八戸で受け入れてという話があります。あそこはクリーンセンターという名称になりますか。あそこで燃やす量ですとか、放射能レベルの基準のことをちょっと説明いただきたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 放射能レベル、受け入れのレベルということでございますか。

先般、常任委員会のほうでも説明資料を提供してございますけれども、再生利用可能なものであれば100ベクレルを基準とするものということで国のほうの指導といいますか、方針、ガイドラインのほうにございます。不燃物の埋立処分につきましては、8,000ベクレル以下であれば埋立可能ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） 実際にどれほどの線量があるかわかりませんが、そういう放射能を帯びた瓦れきというのをああいいう焼却施設で燃やしたときに、セシウムなんでしょうけれども、そのセシウムというのが工場の煙突から外に漏れることを私心配しているんですよ。漏れるわけないだろうという前提で進んでいるようなんですけれども、福島県内の放射能レベルというのが年明けあたりから急に上がっているんですよ。それは何でだろうとちょっと調べてみますと、どうやら焼却に伴う分散じゃないのかなというところに落ちつくらしいんですよ。それがどういう形態で燃やされているのか、ドラム缶に入れて燃やされているのか、そういうのはわかりませんが、そういうエンジニアの知り合いの方にちょっと問い合わせしてみますと、バグフィルターで100%捕捉するのは不可能だろうというか、そもそも100%捕捉することでバグフィルターは働いておりませんということでありました。ということは、多少、実際にクリーンセンターで焼却するのであれば、風向きによってはこの辺にも降り注ぐということが当然あってしかるべきのかなと考えたりします。そういうのがすごく心配なんですよ、私。嫌だなと思うんですよ。どの程度の放射能レベルまで許容しているのかどうかはわかりませんが、外部被曝と同時に、煙突から漏れるということは一たん呼吸、内部被曝の蓄積ということも考えなくてはならないと思うんですよ。そういったところを町としては近隣町村として把握なさっているのかどうか、説明いただきたい。

○委員長（馬場又彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 八戸市の処理につきましては、放射能の関係につきましては新年度に測定器を購入するというお話も聞いてございます。その基準値以上のものが発生しているかどうかというのはまだ検証されていない状況でございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） 測定器何ば買っても、はかり切れないのははかり切れないんだと思うんですよ。問題なのはどういうはかり方をするか、どこでどういうサンプリングをするか、そのデータをどう評価するかということなんだと思うんですけれども、今現在どの程度の瓦れき処理の進捗状況なのかはわかりませんが、折に触れてそういう情報をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（馬場又彦君） 16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 今のクリーンセンターの関連でちょっと見解を伺いたいところがあって質問しますけれども、震災の瓦れき処理というのは全体の10%までいっていない。全国のそういう施設に対して協力を政府は要請しているわけですね。私も塵芥の組合の議員だからちょっと担当の局長と話したことがあるんですけれども、二つの施設があって交互に回して、しかも一つの施設は大体10何時間か、24時間回していないと。能力的には十分あるんだけれどもというから、じゃあ回したらいいんじゃないか、臨時職員でも何でも使って処理したのはお金は国から来るんだから、稼働率上げたほうがいいんでないかという質問をしますと、それはそうなんだけれども、あそこで1年かかって処理する量を八戸のセメント工場でやれば1日か2日で処理できるから、そっちにやったほうが効率いいんでないですかという回答で、そこでとめたんですけれども、当然、今全国の自治体に対して瓦れきの処理の受け入れを政府ではいろいろ要望していると思うんですけれども、現在、我が南部町に対してどういうアプローチがあってどういう要請が具体的にあるのかというのをひとつお知らせいただきたい。

それから、この間ある私の知り合いのほうから電話がありまして、福島では除染という作業が今行われていまして、その除染にどういう方法、効果があるかというのをいろんな企業が、あるいは産官学といいますか、提案しているようなんですけれども、その中で具体的な話としてゼオライトという粘土みたいな鉱石というか、あるんですけれども、ゼオライトには天然のゼオライト、

人工のゼオライト、合成のゼオライトというのがあるらしくて、そのゼオライトを使って処理するのが非常に効果的だと。そういう話を聞いている中で、実はそういうのを使った除染の具体的な方法を今煮詰めていて、それを処分する候補地の一つがこの南部町になっているけれども、おまえ知っているかということを知られたんですね。多分皆さん聞いていないとは思いますが、そういう問い合わせが今後来る可能性がある。その場合の対応というのは事前に勉強しておく必要もあるのかなという思いで今質問したわけですが、そういう具体的な話がないとは思いますが、来ているかどうかと、国から瓦れきの処理についてのこの町に対するアプローチ、あるいは塵芥の組合には県からは問い合わせあったけれども国からはまだ来ていないような気がするということだったんですが、具体的にあるのかないのか、ちょっとお知らせください。

○委員長（馬場又彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） お答えいたします。

東日本大震災で発生した瓦れきの処理につきましては、平成24年1月に環境省のほうから東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインというのが示されまして、全国の都道府県に対して災害廃棄物の広域処理に関する協力の依頼が来てございます。当町にも県を通じましてその依頼が来てございます。また先般、青森県町村会を通じまして、岩手、宮城、両県の瓦れき処理の協力のお願いということで、青森県町村会からも依頼が来てございます。

三八管内につきましては、新聞等でも皆さんご存じかと思いますが、三戸町で民間業者のほうで受け入れ、埋立処分をしておりましたが、今月で終了ということを知っております。八戸市では同じく民間業者ですが、岩手県北の久慈、洋野、野田、普代の4市町村の木くずや可燃物、それから海水につかった廃棄飼料の受け入れを現在検討しているということで、今月は試験的に処理を予定しているということでございます。

なお、瓦れき以外の災害廃棄物の処理につきましては、八戸市の民間業者が農林水産省のほうから依頼を受けまして、宮城県内の米、政府米の保管倉庫のほうが被災したところからの米を処理したということを知っております。

当町におきましては、処理場という処理施設はございませんので、現在のところ受け入れの要請は来ておりません。三戸クリーンセンターにおかれましては、受け入れを公表しておりますが、

現在のところ要請は来ていないということでございます。

当町にもし受け入れの要請があった場合でございますけれども、第一にやっぱり住民の安全確保ということを考えながら、住民の皆さんの意見を尊重し、理解を得た上で対応することになるのかなとは思っております。その際には議員の皆様とともに検討していただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） さっきの除染に伴うゼオライトを使ったものの処理場の話というのは全然聞いていませんか。はい、わかりました。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて4款衛生費の質疑を終結いたします。ここで、2時10分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

.....
○委員長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時11分）

.....
○委員長（馬場又彦君） お願いいたします。質問は関係項目の質問にしてくださるよう、お願い申し上げます。

64ページの5款労働費について質疑を許します。質疑ございませんか。2番、八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 5款1目7節賃金のことでお尋ねしたいんですけども、これ今までもずっと賃金載っておりますけれども、この賃金、職種によって多少ばらつきがあると思うんですが、その決め方の根拠になるものをどういう部分で今現在南部町で使っている方の賃金が決まってくるのか、そこちょっとお知らせいただければと思うんですけども。

○委員長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） これは緊急雇用で失業者対策としてなされる事業でございます。各課において実施されますけれども、現在南部町で使われております賃金体系をもとにして決めてございます。

○委員長（馬場又彦君） 2番、八木田君。

○2番（八木田憲司君） その待遇改善といいますが、臨時職員の改善をこれから町として考えていく要素があるのか、このまま今の体系をずっと維持していこうとしているのか、そこをもうちょっとお聞かせ願えればと思うんですけれども。

○委員長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 臨時職員の賃金に関しましては、県の最低賃金をまず基本にいたしまして決定しているわけでございますので、これから動向を見ながら、できる場合は検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて5款労働費の質疑を終結いたします。

次に、64ページから73ページまでの6款農林水産業費について質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ページ数は71ページです。6款1項11目農村整備費、17節公有財産購入費3,700万円、下の22節補償補填及び賠償金5,030万円についてであります。どのような使われ方をするのでしょうか。お願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 立花寛子委員のほうにお答え申し上げます。

県営の南部町地区中山間地域総合整備事業の造成の方に伴う用地買収費の立木等補償費でございます。現在、24年に進める事業にあっては、6路線の方を予定しておりました。6路線、それが24年度に用地交渉と用地買収費が行われる事業費でございます。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 今せっかく6路線ということがありましたけれども、どこどこというような説明は大変難しゅうございますか。

○委員長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 説明を申し上げます。

農業集落排水路のほうの、これは鳥舌内になります。鳥舌内地区が鳥舌内の下沢田、沢田のところの路線でございます。1,629メートルです。それから、平でございますけれども、大字平相前の地内の用地買収費でございます。延長が725メートルでございます。あと集落道のほうでございますけれども、鳥舌内の1と2、2本ありまして、そちらのほうの用地買収を行うものでございます。大向地区の1と2でございますけれども、延長が838メートルでございます。牧野平地内と上佐野地内になってございます。以上6路線でございます。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 今せっかくお聞きして初めてわかるんですけども、公有財産購入費の用地買収費のところそういう地名などを入れるということはもう少し深みのある予算書になると思いますが、そういうふうなことでは大分経費がかかるのでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 項目的に経費は別にそんなにかからないと思うんですけども、行

数がふえるのは間違いないと思います。後でも資料で説明をしたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 4番、工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ページは67ページ、農林費、3目農林振興費、19節、67ページのほうにありますが、新規就農者支援事業624万、これは昨年は540万だったと思いますが、単純にこれは新規就農の方がふえたことでそういった数字が上がったのかということが1点。

もしまたそうであれば、新規就農者がうちに帰ってきて就農するというふうな面では南部町はまず農業を支える農業が基盤でございますから大変よろしいことだと思うわけですが、今騒がれているTPP問題についても後継者においてはまださほど技術の伝承というものが無いと思います。そういった部分で就農者について今後、農林課長としてふえていく予測があるのか。あるいは直接職員でも申告、申請しに来る若い後継者たちがいると思いますが、果樹農家、畑作、畜産等とありますが、こういった面の方々がいるのかというのが、いたらお願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 新規就農者のほうについてお答え申し上げます。

今24年度に支払いを予定している方は、予算額に計上されている方は平成22年度、営農大学校も含めて学卒者が2名でございました。それから離職した方、会社をやめたとか、そういう離職者にあっては4名でございました。22年度は6名でございました。23年度は離職者だけなんですけれども、4名でございました。それから24年、これから予定されている方でございます、学卒が、先ほど言いました営農大学校も含めて3人ほど見てございます。それからあと、離職者のほうを3人見てございます。あと定住のほうの関係で見えております方が2名ほど、今現在2名ほど相談を既に受けている方でございます。これからまず新規就農したいという方で、こちらの方、平成24年度は8名になります。

平成22年の方は月額が3万円で、12月の6名でございますので、216万円でございます。平成23年度は3万円の月額に12カ月の4名でございますので、144万円でございます。平成24年は、先ほど申し上げました学卒、離職者は3万円の月額で6名なんですけれども、それが216万円と、定住の方は月額が2万円となりますので、その方が2人を予定してまして、48万円となります。合計で18名で264万円となっております。

あと新規就農者はふえる見込みなのかということでございますけれども、今の情勢でいきますと、やっぱり新規就農者はますますふえるものと考えてございます。要因としてはやっぱりある程度、今農業のほう相談受けている関係からいくと、結構不景気なのかどうかわかりませんが、そちらのほうで相談を結構今のところは来てございます。なおかつ国のほうで行う新規就農者、150万円という額だけが先走っている傾向にあるんですけども、そちらのほうの今の相談を受けた件数でいくと約20名ほど既においでになっていますので、そちらのほうも合わせてふえる見込みとはなってございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 73ページ、2目林業振興費についてお伺いしたいのは、青森県というところは森林面積の占める割合というのは全国で5番目ぐらいに多いんだそうです。それで、しからは林業生産高というんですか、そういうのの金額は全国で25番目なんだそうです。付加価値が低いのか、低いと単純に考えるんですけども、そこで隣には材木のプロがいらっしゃるところで私が申し上げるのは甚だ恐縮なんですけれども、知り合いの大工さんが言うには、県産材、県産材とだんだんと使われるようになった、これはいいことだけれども、生木を製材してそのまま使ってしまうと、そういうことなわけで非常に質が悪いというか、県外に出したところで非常に安く買いたたかれてしまうと、そういうことを言っていたのを思い出しました。付加価値が低いというのはそういうことだけじゃないのかもしれないけれども、そういうのが一つあるのかなということを考えました。

じゃあどうしたらいいのよという、そのときの話を思い出しますと、やっぱり最低でも1年、屋根かかったところで1年、雨ざらしでも何年か天然乾燥をさせて、それから製材するということをすれば木材の品質は何倍も上がるんだよと。それは当たり前だと思って聞いていました。ところが、今の林業の経営状況を思うと、何年か寝かせておいてそれを在庫として抱えておくような資金的な余裕はないんだろうと。そういうことができればいい杉、いい松が付加価値がつくのかなというようなことを思いながら聞いていました。

そこで、農業というカテゴリーの中では一生懸命予算措置もして頑張ってください、頑張ってくださいとみんなそういうあれなんです、ついに林業頑張ってくださいというような雰囲気を感じたことがないというのが実情なんです。ですけども、確実に林業関係で飯食っている人たちはおるわけで、やはりそういったことを考えますと、そういう材木を何年か寝かせておくた

めの資金の貸し付けのような制度が町を含めて、いろんな団体を含めてそういう基金のようなものをつくるようなことがあったらいいのになと思うんですが、町長、どうお考えになりますか。ちょっと感想を聞かせてもらいたいんですが。

○委員長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 森林のほう、在庫を抱えている余裕がないんだということ、現実的にそういう部分あるかと思います。一つは農業支援も来ているわけです。今後、貸し付け等の方向についてはちょっと検討させていただきたいと思いますが、あくまでも貸し付けという部分になってきますと返済という部分もあります。そういう部分でしっかりとした制度をつくる場合においては返済計画というのもしていただいて、まさしく調整じゃないんですけども、しっかりと返済をまずしてもらえという形もしていかないとまた大変なことになってくると思いますので、そういう部分も含めながら検討させていただき、一つは川守田委員さん、先ほど多重債務のほうの件でもありましたが、我々もどういう部分まで町がまず支援をしながらいけばいいのか、これは森林関係に限らずのことになるわけですが、当事者の方々もまずは頑張ってもらおうという中で町としてのまず支援策という部分は検討していきたいと思っております。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） ありがとうございます。私は簡単な問題ではないと思っているんですけども、一つはやはりちょっと今ある木材の流通のところをちょっと考え直さなくてはならない部分もあるのかなと自分なりにはちょっと考えてもあるんですよ。ですけども、T P P含めてそういったものが、T P Pに関してどんどん事が進んでいくなれば、農業もそうですし、林業含めてさらに地元の林業に携わっている人にとっては厳しい状況がさらに来ると私は思っています。ですから、すぐにどうこうという予算措置という簡単なことではないのはわかっております。ですが、そういったふうに目を向ける機会を心がけてつくっていただきたいと考えています。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これにて6款農林水産業費の質疑を終結いたします。

次に、73ページから76ページまでの7款商工費について質疑を許します。12番、工藤幸子君。

○12番(工藤幸子君) 76ページです。ここに市場費とありますけれども、ここは繰出金となっているんですけれども、この繰出金というのは特別会計のほうに繰り出している状態なんですけれども、ただ、その特別会計を見ますと市場費というのがあって、それがおよそ2億なんですよね。あとは償還金として2,500万ぐらいあるんですけれども、ただ、市場費がその10倍ぐらいです。特別会計のほうを見るとそういうふうに、特別会計に繰り出して運営するということになるようになっていく。そうすると、償還金だから毎年3,600万円ぐらい支出があるのかなと思っていたら、そうじゃなくて、全体的にはもともと市場費も10倍もある。だけれども、積立金というものもあるやに聞いているといえはちょっと基本的には言いがたいんですけれども、ですからもう少し償還金だったらまだしも市場費に大きくかかって、そして運営するのに大変で、一般会計から3,600万も持ち出しているというこの実態はやはり改善すべきではないか。むしろ入荷するのが少なく、利益もなくてということであれば、根本的に私の言いたいことはちょっと申しわけないけれども、人件費の削減ということも、縮小されていっているのであればそういうことも考える必要があろうかと思っています。いかがでしょうか。

○委員長(馬場又彦君) 市場長。

○市場長(工藤欣也君) この金額については交付金というのがありまして、元金の半分とそれから営業費の15%という率で毎年、今4年目ですか、幾らとは私はちょっと金額わかりませんが、その程度の分については交付金という形で来ているということです。あと今、積み立てがありますけれども、これは現在については積み立てできているわけですが、もし何か事情がありまして、あと売り上げが減とか、あとそれから今、市場の施設ももう20年ということいろいろ補修とかにこれからかかりますので、そちらのほうに使いたいと思っています。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） この市場の繰出金というのももちろんですけども、市場の改善ということはもう大分前から言われていることなので、それを結びつけて考えるとすれば、何かいい案があればもう少し繰出金を少なくするとか、市場の節約、節減ということも考えたり、いろいろな点を結びつけるともう少し繰出金も縮小できるのではないかなと感じておりますので、その辺、町長いかがでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この市場の繰出金につきましては、合併前、年度年度の不足分をまず市場に繰り出しをするという予算が合併前の形でございました。合併をしまして、地方交付税に、同じなんですけれども、交付税のほうに算入されていると。先ほど説明したとおり、元金に対する返済等々が含まれているということで、市場会計できっちり運営をできるようにまず繰出金を今出しているという形にとっております。一般会計のほう側から見ると、繰出金が少なければその分一般会計のほうで活用できるものですから、そこは非常にご心配いただいての今質問だったと思います。感謝申し上げたいと思います。市場のほうにはその分きっちり基金を積み立てて、その都度都度、一般会計から施設等の改修等について一般会計から繰り出しをするのではなくて、その基金をもとにしていろいろ修繕等々、また今後整備していかなければならない部分は市場会計の中でやるという方向性にいたしました。そういうことで繰出金を出しながら基金もあるというご指摘でございましたが、一般会計にその後頼らない市場経営としてやってもらいたいということでの計上の仕方にしてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 12番、工藤君。

○12番（工藤幸子君） 私は基金ということを経営開示ということまでやぶさかではないので、もしそうであればそういうふうなもろもろの細かいことを少し縮小してでも、毎年毎年こういうふうな大きい金額が出ていることを細やかに説明をすればまた違ってくると思いますけれども、特別会計のほうで出てくるとは思いますけれども、でも市場費ということにちょっと固執したものですから、その辺を改善するところがあればぜひ改善してほしいなと、このように思っ

いる次第です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 73ページ、8節、操業奨励金というのがあります。これ何なんでしょうかという質問と、私プレミアム商品券の項目を探していたんですけども、ないんですね。ことはやらないのか。その辺、何でやらないのか、ちょっとご説明ください。

○委員長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 操業奨励金についてお答えいたします。

これは多摩川ジャイロトロニクス株式会社、多摩川精機、福地第二工場、建物の賃借分に対して3分の1を補助しているものでございます。それから、多摩川精機の増設分の福地第二工場、これの固定資産税相当分を補助しているものです。それから、三信包装も新しく来ましたので、増設分ですね。これに対して1年次分の1,600万円の1.4%、224万円を補助するものでございます。上記2件は新規取り扱いでございます。

それで、プレミアム商品券ですけども、商工会から要望が上がっていました。ただ、商工業といろいろ見る場合に大変厳しいことは厳しいんですけども、商工会自体でも少しやり方、昨年度やった状況等を踏まえていろいろ検討してもらいたいということで、当初年度では盛らないというスタンスでございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） 私もいろいろ検討してもらいたいなと思って探していたんですけども、どういうことかという、一つ言われたことはプレミアム商品券、おばあちゃんとかおじいちゃんが持ってきて、うちで買ってくれるんだよと。ただ、換金に行くと手数料取られるということなんですね。1割か2割ぐらいのところ商売しているんだけど、それから手数料取られちゃうと本当に嫌になっちゃうわよみたいなことだったんですよ。それで私も去年初めて使っていて、何だ手数料取られるのかと初めてわかったんですよ。今まで使ったことなかったんです。

ただこうやって町が補給して、そうやって、それも商業、工業まで入るんですかね、商業の振興のためという、それが商工業者のための商工会がやっている仕事であって、わざわざ手数料取らなきゃならないほど専用の事務職員がいてとかというようなことでもなさそうですし、ちょっとそういうのはどうなのかなと思ひまして、どうせやるんだったらちゃんと商工業者のためのボランティアやるような気持ちで臨んでもらいたいななんて思った次第だったんですよ。そういうことでした。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて7款商工費の質疑を終結いたします。

次に、76ページから81ページまでの8款土木費について質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 80ページです。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金補助及び交付金、これは合計で700万円になっておりますが、700万円についてでございます。

いわゆる住宅リフォーム助成制度についての導入を訴えた者として、こんなに早く予算が上がってと思ってうれしく思っている反面、どのような団体からどういう働きかけがあり予算化されたものか、また実際申し込む人数はどの程度を見込んでおられるか、実際どのように手続され、どういう宣伝をなさろうとされているのか、お聞きします。

○委員長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 住宅リフォームの件ですけれども、新築に関しては10棟、リフォームに関しましては25棟を予算に計上しております。申請者ですけれども、南部町に住んでいる方、それから家を建ててこれから南部町に住む方を申請者とします。建てる方は南部町に本店を置く業者、建築業者です。あとは商工会に工業部会に属している方に限られます。あとは対象工事費、新築は1,000万円以上、補助金は対象工事費の1%で、限度額が上限額が30万となります。リフォームに関してですけれども、対象工事が50万以上で、補助金は対象工事費の10%、上限額が20万で、あとは地震とか水害とか震災に遭った方の工事費、使った工事費用に対して支援するという形で10%、上限は30万としております。申請の時期ですけれども、4月1日から4月30日まで申

請を受け付けします。工事できる方、4月1日から年度の終わりの3月31日まで工事が終われる方という方になります。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 今の内容までは存じておりませんでした。まずこの住宅リフォーム助成制度、あと新築支援事業が導入されたことは大変喜ばしいこととあります。内容的にはまだ吟味しながら、使いやすいように改善していくのはこれからですが、ぜひ業者の皆さん方にも大いに宣伝していただき、利用される方には利用していただけるように宣伝も強めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） ほかに、16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 私もこの制度があればいいなと思っていた1人として、今この方針を伺って、これにつけ加えて質問をさせていただきます。

私が望みたいことは、4月1日から4月30日までの受け付けという、今から町民の方に広報に載せるなりなんなりして受け付けるわけですけれども、それぞれが準備の期間も必要ではないかと。そう考えると、どうせであればもうちょっと申請の受け付け期間を時間的な余裕を見てもらえれば町民に対して優しい政治になるのかなと。それが一つです。

あと伺いたいのは、今新築が10棟のリフォームが25棟という枠を一応伺ったわけですけれども、これをはるかに超えて申し込みがあってというような、受け付けの結果がそうなったときに、増枠するような考えだとか、あるいはリフォームといいましてもピンからキリまでありますよね。ピンからキリまでというのは、屋根もある、あるいは窓枠をかえるだとか、断熱工事をするだとか、リフォームですから水回りを直すとか、カビとか床を直すとか、非常に範囲が広いんですけども、私の希望からいけば商工会の建設工業部会ですか、そういう方々と十分に希望を聞きながら、できるだけ要望に沿った形で、万が一申し込みが予想外に多かったときは増枠も考えても地域の活力を生むためにはいいことじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えか伺いたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 申込期間ですけれども、一応5月末はどうかなという案を私たちも考えておったんですけれども、ずれ込んできますと今度は工事する関係で遅くなるだろうという判断でまず一応1カ月。また検討してみます、この期間。

あと、申し込み多数になった場合はまず一応5月中旬、4月30日で申し込み切りますけれども、4月30日で皆さん申請した方に対して抽せん会を行います。漏れる方も出るかもしれません。ただ、漏れた場合はどうするかという考え方もありまして、一応それも検討させてください。補正なりしたほうが、助けてあげたほうがいいのかなと考えてもおります。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 大変私ら関連している業種に属している者としては、前向きなお答えをいただいてありがたいなと思っています。私がこの間いろいろ岩手のほうの材木の業者から聞いていますと、岩手県では県が一丸になって震災の復興住宅を建てる場合は、一つは岩手県の県産材を使う、それを条件にすると。それから岩手県内に本拠地があって、岩手県内で実際住宅を建設した実績のある業者に優先してさせると。いわゆる大手ハウスメーカーは入れないと。そういうふうな方向で動いているようでございます。ですから、町内の木材とかいろいろ働く業者、その辺が回り回って町内の林業の活性化にもつながることだと思って期待しておりますので、どこからどこまでの範囲のリフォームに対して助成金を与えるのか、その辺の協議を十分要望する側と施工する側、そういう方の意見を聞きながら、なるべく希望にできるだけこたえるような施策を進めてほしいというのを要望しておきます。ありがとうございました。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて8款土木費の質疑を終結いたします。

ここで3時5分まで休憩いたします。

（午後2時54分）

○委員長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 05 分）

○委員長（馬場又彦君） 次に、81ページから83ページまでの9款消防費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて9款消防費の質疑を終結いたします。次に、84ページから98ページまでの10款教育費について質疑を許します。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 85ページになります。13節の委託料の中で薬物廃棄業務とありますけれども、前年度の項目にはなかったようですけれども、これはどういった関係の予算でしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 薬物廃棄業務の委託でございますが、34万7,000円でございます。小中学校の理科等で使う化学薬品とかいろんなものがございまして、それが期限が過ぎますと使えないというふうなことで、それを処理するための経費でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） 5番、夏堀君。

○5番（夏堀文孝君） これは毎年一定量やるのではなくて、ある程度期限切れたのをとっておいで何年かに1回廃棄するということですか。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） そのとおりでございます。各学校集めても少ない量ですと、手間といますか、効率悪うございますので、2年に一遍程度の間隔でやりたいと考えてございます。以上です。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 教育の中で話題になっていますけれども、中学校で武道が必修科目になるということで、相当各学校、指導の仕方について問題になっていました。ですから、南部町でそのための費用といえますか、その対策費用というのを何か考えている、それとも単なる教員の指導によって対応するのか。予算上は特別そういうのは載っていませんけれども、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

○委員長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 平成24年度から中学校では格技必修というふうなことで、本町は四つの中学校とも柔道を指導することになっております。その際はそれぞれ体育教師がやるわけですが、必ずしも柔道経験者ではありません。そういうふうなことで、県教委または事務局でも各種指導講習会をやっておりますので、そういうふうな部分の活用とか、また必要な場合は町内の柔道協会、そういうふうなところにも指導の協力要請をしながら、まず安全にけがのないように新年度から柔道のほうを取り組んでいきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（馬場又彦君） 16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 85ページの節の15ですか、剣吉中学校の解体工事というのが載っていますけれども、これは解体した後の活用方法というのはどのように検討なされているかというのを1点。

それから、次が97ページの15節工事請負費、体育館の施設改修工事ですけれども、これ具体的にどのような改修をするのか、何の目的で改修するのかを説明していただきたいというのと、私ら素人考えですけれども、剣吉中学校とか鳥谷小学校、せっかく建物があるのを解体するというのは非常にもったいないという意識が先に立ちますよね。何かあそこをそのまま活用するような検討とか、あるいはアイデアを募集する公募みたいなのが、そういうのがあってもよかったんではないかなという思いもないわけではないんですけど、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） まず最初のほうで、剣吉中学校の解体後の活用というふうなことでございます。剣吉中学校は十勝沖地震後の昭和44年だったかと思いますが、建築されてございます。40年近くたってございます。それで、解体後の活用につきましては、教育委員会ではまだ具体的な話ではございませんが、町長部局のほうとも今後話し合っただけ活用する方法等について検討していきたいというふうに考えてございます。校舎、体育館、プール、教員住宅等もございまして、それらを更地にしていくというふうな計画でございまして、

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） お答えいたします。

97ページの15節工事請負費5,007万8,000円の内容ということでございましてけれども、まず一つ目は町民体育館の床の改修工事を行う予定にしております。これは、この町民体育館というのは昭和50年に開館して以来35年間使用してきているわけなんですけれども、床板が損傷とかちょっとゆがみが出てきているものですから、改修を行うというふうにしたものでございまして。また、それと同時に、実はバスケットボールのルール改正がありまして、ラインの引き直しがまず必要になったというふうなこともございまして、あわせて行う予定にしているものでございまして、

それとあと、このほかに同じく町民体育館の音響設備のほうなんですけれども、これが大体これもやはり昭和50年に開館して以来ずっと修理しながら使ってきたわけなんですけれども、今回やはりどうしても交換しなければならないというふうなことになることになりまして交換するものです。

それからもう一つ、福地運動公園のほうなんですけれども、実は野球場のクレール舗装、これ前にやったとき大体10年ぐらい前にやられたようで、クレール舗装というのは内野部分の土の入れかえということになるわけなんですけれども、この入れかえと、あとマウンド部分とそれからブルペンのほう、こちらも含めて補修を行うということになります。大体こういった内容となっております。

○委員長（馬場又彦君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 86ページです。説明のところに教職員研修という項目のところに24万という額が載っていますが、テレビ等もよくにぎわしている教育委員会の不必要というようなことでよく放映されておりますけれども、こんな金額で職員が指導内容といいますか、保てるものなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） これは学校教育部会というふうな組織がありまして、振興協議会の中のですね、ですからそれぞれ校長部会とかいろいろな部会があります。それに使用するお金でございます。ですから、このような金額でおさまっております。というふうなことで、どうのこうのというふうな大金ではありませんので、各部会で1年間それぞれ賄っていく予算でございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 86ページに奨学基金繰出金というのがあります。これは奨学金だと思っておりますが、これの今までの返済状況と、私もちょっと認識不足で申しわけないんですが、以前、小林基金というのが奨学基金としてあったかと思うんですが、その運用状況といいますか、お知らせいただければと思います。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 奨学金のことでございますが、先に後のほうの小林基金というお話がございましたが、合併後、小林基金と福地地区にございました教育振興基金と一応統合いたしまして、今は一本になってございます。それで運用してございますが、滞納の状況でございますが、今現在、基金のほうの部分では合わせまして32の方が滞納になってございまして、滞納の金額は約600万ちょっとになってございます。それで、1人平均いたしますと約20万程度というふうな滞納の状況になってございます。それで今度、この1,690万ほどの繰り出しというふうなことになるございまして、今年度、24年度は大体90人ぐらいの方に約3,000万ほど貸し付けていくと。今まで貸している方々から大体900万ぐらいちょっとで来るというふうなことで、現金

もでございますが、それを合わせて足りない分を一般会計のほうから繰り出していくというふうな資金繰りでやってございます。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） そうしますと、もうその年、年に拠出金を足してその年の奨学金を賄うという、そういう運用の仕方ということですか。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 今までの基金、例えば1億円があるというふうなのが基本的にはもうほぼ貸し付けてしまっているというふうな状況になってございますので、その返ってきている分と一般会計から来た分とを足して新たに貸していく。毎年毎年そういう形で進んでいくというふうな格好の運用の仕方になってございます。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） ですが、滞納分が600万ということは、もっとありましたよね。たしか小林基金、もともとの金額もっといっぱいありましたよね。合併してからどれぐらいの金額であれしたのかちょっと記憶にないんですけども、それに一時期、南部町に住んでもらえればくれてやると太っ腹なことをやりましたよね。それで減ったのかなとは思うんですけども、それならそれでやはり住んでもらった方の分の交付金額の分を基金のほうに繰り入れて、ちゃんとその金額を保持しながら進めるべきだったんじゃないのかなというような気もするんですけども、なくなっちゃったのはしょうがないですもんね。はい。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 川守田委員おっしゃるとおり、名川地区に6年住めば免除という制度もございまして、何人が免除されてございまして、今ちょっと具体的な金額示せませんが、今

までに貸して高校、大学等に行っている方、約200人ちょっとでございますので、その分のお金が大体1人頭150万から200万程度ですので、もともとの基金はすべて貸して、あとは返していただいて運用していくという格好でなっております。よろしくお願いたします。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて10款教育費の質疑を終結いたします。

次に、98、99ページの11款災害復旧費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて11款災害復旧費の質疑を終結いたします。

次に、99ページの12款公債費について質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 99ページ、公債費なのですが、一番最初に説明も受けたわけですが、もう一度これからの財政の心構えとして確認したいので質問いたします。

この99ページの公債費の数字と109ページの地方債の表の調書と比べてみまして、やはりこれからの程度の公債費は何年も続いていくものなのかどうか。大変工夫をして幾らかずつでも減らしている努力は見受けられるのですが、どのようになっていくのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

109ページ、先ほどご説明いたしました。平成24年度末で153億強という金額でございます。実は平成17年度末で190億ございました。ですから、仮に154億とすれば36億円減少しております。先ほど公債費の財政健全化計画のところでもお話を申し上げました。なるべく交付税措置のある有利な起債を借りると。それから、なるべく発行額の抑制を図ると。あわせてこれまで利率の高い起債については繰り上げ償還をしてきました。こういう財政安定化のためのいろいろな工夫、

努力をして、今後もずっとなるべくであればこれを下げていきたいということが基本姿勢でございます。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 大変厳しい数字であるということをご確認いたしました。今の人数などからもっと当町に住んでいただくような工夫とか、またさまざまな工夫をして人口をふやしていくとか、そういう工夫をするならば幾らかでも地方債の総額が減っていくものなのではないでしょうか。どのように考えておられますか。

○委員長（馬場又彦君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） お説のとおりでございます。なるべく元利償還金の額は減らして、できますればそういう浮いた額は一般行政経費のほうに回していくということが非常に大切になっていくというふうに考えてございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて12款公債費の質疑を終結いたします。次に、99ページの13款予備費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて13款予備費の質疑を終結いたします。以上で、一般会計予算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2012年度南部町一般会計予算案に対する討論を行います。

小泉政権を上回る社会保障の切り捨て、無駄遣い温存と大企業、富裕層への減税、ばらまき、

消費税増税の先取りなど、自民党顔負けの逆立ち予算案が国の来年度予算案の特徴ではないでしょうか。国民の生活が第一という民主党の政権交代の一枚看板はどうなってしまったのでしょうか。何より社会保障改悪と消費税増税は被災者と国民を直撃し、内需を一層痛めつけて税収を減らします。内需が冷え切っていれば、大企業に減税しても国内投資はふえず、財政悪化に拍車をかけるだけに終わることは明らかです。無駄遣いの一掃と大企業、富裕層が応分に負担する税制、財政の改革で消費税に頼らず、財源を生み出し、社会保障と財政の再建を図ると同時に、内需主導への経済改革を進めることが求められています。

以上述べました内容を含んでいる当町の予算案ではありません。小水力発電など再生エネルギーの調査、多目的バス及びなんぶ里バスの運行、新規就農者支援事業、住宅新築支援及びリフォーム促進事業、中卒までの医療費無料など、年々訴え続けてきました住民の要求が実現されつつあります。少子高齢化が進む昨今、これからもますます住民要求の実現に力を入れていかなければなりません。基金の総額が50億円以上あり、すべての基金が自由に使えるわけではありませんが、町独自の福祉政策の発展を要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○委員長（馬場又彦君） 以上で、本日の予算特別委員会は終了いたします。

3月12日は、午前10時から引き続き予算特別委員会を再開いたしますので、よろしくお願いい

たします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3 時31分)

南部町議会予算特別委員会会議録（第3号）

平成24年3月12日（月）

出席委員（16名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	5番	夏堀文孝君
6番	沼畑俊一君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席委員（2名）

4番	工藤正孝君	7番	根市勲君
----	-------	----	------

説明のため出席した者の氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	工藤欣也君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局次長	田中光雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根 市 良 典
主 査 秋 葉 真 悟

主

幹 板 垣 悦 子

開議の宣告

○委員長（馬場又彦君） ただいまの出席委員数は14人でございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を再開いたします。

（午前10時03分）

○委員長（馬場又彦君） 本日は、本委員会に付託されました議案第2号から議案第20号までの平成24年度南部町各特別会計予算19件を審議いたします。

なお、各特別会計予算につきましては、歳入歳出一括で質疑を受けますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第2号、平成24年度南部町学校給食センター特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） おはようございます。

それでは、議案第2号、平成24年度南部町学校給食センター特別会計予算について、ご説明いたします。

1ページをお開き願います。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,642万1,000円と定めるもので、前年度当初と比較し、金額で675万6,000円、率では3.3%の減となるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。初めに、2の歳入の主なものをご説明申し上げます。1款1項1目給食費負担金は、児童生徒の保護者が納入いたします負担金で、本年度予算が8,945万2,000円、前年度比で583万7,000円の減でございます。これは、児童生徒の減少によりまして提

供する給食の食数が少なくなるためでございます。

次に、2款1項1目一般会計繰入金は、給食センターの管理運営に要する人件費、物件費等の費用を一般会計から繰り入れするものでございまして、本年度予算が1億696万7,000円で、前年度比で91万6,000円の減でございます。これは、管理用経費の電気料金、米飯食器の洗浄手数料等の減によるものでございます。

3款1項1目繰越金と4款1項1目雑入の各1,000円は、科目を残すためのものでございます。次に、7ページをお開き願います。3の歳出について、主なものをご説明申し上げます。

1款1項1目給食管理費は、今年度予算が1億686万6,000円で、前年度比で87万円の減でございます。

2節給料から4節共済費までは給食センター職員の人件費、11節需用費は食器洗浄用洗剤等の消耗品、灯油やガス等の燃料費、電気や水道料金等の光熱水費が主なもので、燃料費は灯油や軽油等の価格の上昇によりまして前年度比で約140万円ほど増加し、光熱水費の電気料金はデマンドコントロールによりまして78万円ほど減になっております。

12節役務費は厨房設備の点検手数料、13節委託料は給食調理と運搬業務の委託、施設管理業務の委託料が主なものでございます。

次に8ページに参りまして、2目給食費は給食用物資を購入するための賄い材料費でございます。本年度予算が8,950万4,000円で、前年度比で583万7,000円の減でございます。これは先ほど歳入で申し上げましたが、児童生徒の減少によりまして提供する給食の食数が少なくなるためでございます。

2款1項1目予備費は10万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 予算の中というよりも、随時監査結果報告書というのを配付いただきまして、それをちょっと見ているんですが、監査結果5番の中で改善要望事項ということで調理室等の室内で暖房設備の改善が必要と思われると、そういうふうに書いてありますけれども、これはどういう不備があるんですか。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 調理室の中の温度といえますか、現在、冬の期間でございますが、寒いと。逆に夏場は食器の洗浄室のほうが暑過ぎるというふうなことで、その改善をしたほうがいいということを言われてございまして、今現在、各他町村の暖房というか冷房も含めまして、どういう形で改善したらいいのか、ちょっと今検討中でございます。

○委員長（馬場又彦君） 5番、夏堀君。

○5番（夏堀文孝君） 私も以前に働いている方からそういった話を聞いたことがありますけれども、まだ稼働して2年の中でボイラーは故障する、こういった設備的なものに問題がある。これはこういったものが原因と考えられますか。また、食洗機に関しても食洗しているときに食器が飛び出してくるとか、そういう話も聞いたんですけども、そういった事実もあるんですか。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 当初設計する段階で、空調関係は、特に冬場でございますけれども、外の空気、外気の空気を直接入れて排気するというふうなことでございまして、衛生基準がございまして、1時間に40回に調理室なりの換気をしなさいというふうなことでございまして、1時間に40回といえますと1分ちょっとで部屋の空気を入れかえるというふうなことがございます。それで、そういう部分ではちょっとエアコンで対応してはいるんですけども、それではちょっと間に合わないというふうな状況が今の状況でございまして、もう一つ、食器洗浄のほうも最初のトラブルがそういうのがあったということは聞いてございます。今現在はそういうことはなかなかないというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 5番、夏堀君。

○5番（夏堀文孝君） というのは、古い建物だったらわかるんですけども、まだ稼働して2年弱でこういった問題が生じるというのの責任というのか、かなり当初設計の入札の段階で安い

金額で落札したという経緯も聞いておりますけれども、何か見えていますと設計に不備があるような感じさえもしないではないと。やはりこういったところの責任をちゃんと追及していただいて、今後こういった施設に関して、これから病院等も建つわけですので、そういったところをしっかりとやってもらいたいと思いますけれども。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） できるだけ早く改善して、よい作業環境で安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（馬場又彦君） 16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 旧福地の時代からこの学校給食センターの会計というのは、大体保護者の負担金と管理運営費がやや同じ数字で学校給食センターの会計というのを行われてきたというふうに私記憶しているんですけども、そうしますと私ら素人の発想からいけば、確かに安全安心ということで非常に考えられる衛生管理といいますが、その辺はいい設備をしているから維持費がかかるといえばかかるかもわからないですけども、今見ると大体負担金の総額が約9,000万、それから役場からの繰り出しが1億700万ですか。そうしますと、半々というよりは半分持ち出しが多いと。生徒も減っているからやむを得ないという考えでいいのか、何かまだ改善の余地があるんじゃないかなというふうに今までの経験からいけば数字の比較で思うわけですよ。

それで、今この業務の管理を業者に委託しているわけですけども、まずその管理の委託の契約の中身が利用する生徒児童の数によって数字が動くような契約ならば、1年何ぼですよ、3年間なら3年間いじりませんよという契約なのか、その辺ちょっと説明していただいて、もうちょっと半々にする努力というの、私ら商売やっていれば思うわけですけども、その辺の見解というのはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 委員おっしゃるとおり、保護者からの負担金と一般会計からの繰入金というふうな約半々で運営しているということですが、児童生徒の減少というのが昨

年に比べますと約90人減ります。今後大体同じペースで減っていきますが、そういう中で一番大きな部分として管理運営の部分では調理業務の委託、運送と調理というふうなことになってきます。そうしますと、運送についてはなかなか学校数が同じなので減ることはないということになります。そうしますと、調理業務のほう、13人ほどお願いしてございますが、1人減らすなりという部分で対応していくことになろうかということを考えてございます。そういう部分で経費の節減という部分では対応していかざるを得ないだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） ほかに、16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 何の事業でも全体のパイが縮小したら、やっぱりそれに合わせた対応の仕方、合理化というのは常に求められているわけですから、その辺を検討していただいて、何ぼでも経費は少な目にして効果は上がると、それに心がけてほしいというのを要望して終わります。

○委員長（馬場又彦君） ほかに、15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 食材の納入についてお伺いします。

納入食材、例えば野菜、肉、そういったものの生産履歴のチェックとございますが、把握というのはどのようなシステムで今行われているのか、ご説明ください。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 野菜と肉等がセンターのほうに納入された時点で、生産地等の部分についてはチェックして受け取るというふうな対応を毎日やっているというふうになってございますし、栄養士とか担当の職員がチェックしているというふうになってございますし、発注する段階でも青森県産というふうな格好で発注をしているところでございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） あそこの施設は当初はH A C C Pの管理をするという前提で、あの施設は設計されたものだとは私は記憶しています。ですが、そういう施設にあって実際こういう意識の中でH A C C P管理を導入するのはよろしいのかどうかというのは私はわかりません。結果的にはH A C C Pという規格での管理はなさっていないという認識であります。ですが、局長通達でしたか、課長通達でしたか、学校給食センターに関してはH A C C Pに準ずる管理をなさいというような通達が随分前に出ている記憶があります。その通達が今どういう効力を持っているのか私はまだわかりませんが、そういう施設にあってその通達という法律に準ずるような効力のある指示があるのであればもっと、チェックしています、それはどういうチェックですか。栄養士がチェックしています、ほとんどチェックになっていないチェックなのかなという感じがするんですね。ご存じのように、H A C C PですとかI S OもG A Pも、その他いろいろ準ずるような規格があるんですが、書類にして残す、書類として確認して認識を新たにするというプロセスが基本であるかと思えます。ということは、例えば目視で済ませてあるのであれば、それは過去何年間にさかのぼって保管しなさいというようなことはできません。何も無い状態なのであれば、それでよろしいのかと思うんですが、例えば食中毒、例えば食材を媒体にした放射能の摂取ですとか、農薬の摂取による中毒ですとか、そういったことが起きたとします。それが長い間の蓄積だったりすると、やはり長い時間の記録として書類として残すという行為が必要になってくると思えます。そういう行為をすると必然的にH A C C Pというシステムに還元されていくわけですよ。H A C C Pの認証を受けるというのはまた別なことかと思えますけれども、いわゆる通達にあるようなH A C C Pに準ずる管理ということに一步近づくことかと思えますが、そういった管理の仕方というものの必要性を感じますので、見解を伺いたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 委員おっしゃるとおり、安全な給食を提供していくためには食材そのものの安全性というのが当然問われるわけでございますので、今後も納入の時点での確認とか、つくった後の冷凍保存とか、そういうものにきちんと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 先ほど工藤委員とちょっと重複しますが、給食数が減っていて管理費が高くなるというのはこれちょっと普通では考えられない数字なんですね、何十万であろうと。少なくなっていればやっぱりそれだけ少なくするような工夫は管理者としてはしていかなきゃいけないと思います。ですから、これがどういう条件で、一番大きなのは委託料の数字ですけども、何十万かですけども、逆に熟練者をよこせという条件をつけているために高い費用になったのか。それとも、人数はさっき課長さんの説明だと13名というような委託人数は変わっていない。変わっていないのに、ここは金額ふえていますよね、去年より。請負費もそれから施設管理にかかわるのが金額がふえるというのは、ということは固定費をやっぱり減らす努力をしないと持ち出しがどんどんどんどんこれから何十年、これからさらに給食数は減っていくというような予想で先ほど課長さんの話がありましたけれども、そうすれば無駄な設備をしているというような格好、無駄ではないでしょうけれども、当初の計画で恐らく何千食というような食数で設計を組んでスタートしたと思いますけれども、毎年のように給食数が減っていくとなれば、やはり委託費として外注する分については減らすということは前提として考えていかなきゃいけない問題だろうと思います。役場の職員そのものは人間かわっていないようですから、その辺は、ただこれも熟練工ばかりそのまま採用してそこに置くと給料はアップしていくでしょうから、下がることはないでしょうから、固定費がアップにつながっていく。ただ、一番大きいのは委託費、委託者に対してもちょっと数字を下げる努力というのは必要だと思いますから、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 委員おっしゃるとおり、委託費の給食の業務請負部分が上がってございます。40万ほど上がってございますが、これはそちらのほうの職員といいますか、委託先のほうの厚生年金部分の保険料が上がってきているということで40万ほど上がってございます。先ほども申し上げましたが、児童生徒90人ほど減っていくというふうなことで、今後この調理の人数等について検討いたしまして対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館君。

○3番（中館文雄君） その請負させるところ、やっぱり管理者とすればこちらで決定する金額に見合うのでやってくれる業者を探すというのも一つの方法なんですよ。ここにこれだけの予算を計上しなきゃいけないと。そのためにはこの金額の中で請け負って、責任持ってやってくれる業者を選定するというのも一つ。これ今後検討していかなくちゃいけないと思いますね。相手がこれだけ必要ですからと、その中で一番安かったからここに決めましたじゃなくして、管理者とすればやはりここにかかる経費の中で請け負ってくれる業者を選定するというのも今後研究してみる必要があるだろうと思います。その辺についてもご意見伺いたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 南部町におきましては単年度契約、毎年毎年同じというか、契約、入札とありますが、随契でやってございますが、ある町村では3年間の部分でやって経費を削減するというふうなこともやってございますので、他の事例等も参考にしながら削減に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（馬場又彦君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 今、工藤久夫委員から財政に関しながらの質問とか、それから川守田稔委員さんからはH A C C Pに関してお話がありました。H A C C Pも必要な場所、そこは莫大な金額をかけてH A C C Pを導入して設置するという状況ですけれども、ちょっと私は細かい問題だと思うんですけれども、玄関から間もなくのトイレに手指消毒、手を洗いましょうというところに消毒剤が今、こういう来客があるので置きましたというような消毒剤が、ポットが乗っていましたけれども、きちんと手洗い場所にさまざま消毒に関して設置しなければならないという根本的な状況が指示されていると思うんですけれども、その容器にその消毒剤を入れていなくて、そこに別なものをポンとただ置いただけと、そういう状態ですので、やっぱり消毒とかそれから健康のためとか、そういう項目を考えると、まず手指、手をきちんと洗って食事に関することをすべてやるという姿勢が欠けていますので、ぜひそういう細かい部分もきちんとおさめておくようによろしくお願ひしたいと思います。それに関して何かご意見がありましたら、それはもうそうしていただという、そういうご意見がございましたらひとつお願ひいたします。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 大変ありがとうございます。日ごろの衛生管理といいますか、そういう部分で担当のほうに伝えてチェック態勢を確立するように指示したいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。1番、山田賢司君。

○1番（山田賢司君） 歳入の部分の給食負担金というのは、これ多分児童からの徴収だと思うんですけども、これは月幾らぐらいで小学校、中学校ありますよね、給食費の負担分ですけども、その大方の人数とこれの試算内容をちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 給食費の保護者からの負担金でございますが、小学校は1食当たり255円でございます。中学校につきましては1食280円というふうなことになってございまして、この集金は各学校ごとに行ってございまして、月4,000円程度を毎月集めていきまして、最終3月、2月あたりに調整いたしまして、実際食べた金額でそれぞれ徴収するというふうなことになってございます。よろしく願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） 1番、山田君。

○1番（山田賢司君） 人数も教えていただきたいんですけども。

○委員長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 大体、小学校は1,070人ほどでございます。中学校につきましては660人ほどでございます。あと幼稚園は大体80名程度、あと児童館もやっております、児童館が大体10名程度になろうかというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 何回も済みません。

先ほど課長が工藤幸子委員の質問に対して、指摘ありがとうございます、担当に申しておきま
すみたいな答弁をなさったのでちょっと気になりました。くどいと思うかもしれませんが、
聞いてください。少なくともHACCPであれば、HACCPシステムを導入するという段階に
なると、最高責任者は社長がつくことになります。最高責任者がつくんですよ。町において、じ
ゃあ町長が最高責任者につくのがよろしいのかどうかというのはまた議論は別として、その下と
いうことになると教育長であるのか学務課長であるのかはわかりませんが、どちらかのポジシ
ョン、それぐらいのポジションの方が最高責任者につかないとならないはずなんです。そのHAC
CPを取得するとかしないとかはまた別として、少なくとも衛生管理に関していえばトップにあ
る人が最高責任者になるわけです。そうでないと、衛生管理のシステムとして機能しないとい
うのが経験的にわかっているからであります。

そういうことを前提に私、答弁聞いていますと、その意識が非常にないのかなと。そういう意
識がなくて、あくまで現場の責任者がやったこととして処理されるのかなと思います。衛生管理
に関してだけではないのしょうけれども、品質管理に関してそういう物の考え方というの
は共通するものだとは私は理解しているんですけども、そういう態勢で今までの態勢で衛生管理
をしっかりやろうというのは私は無理だと先ほどの答弁をお聞きしまして感じたものだから、一
言言わせてもらいました。あんまりくどいやつだと思わないでください。そういうことでした。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(馬場又彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(馬場又彦君) 議案第3号、平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(神山不二彦君) それでは、議案第3号、平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

説明の前にこれまでの概略といたしますが、繰出金の様子なんですけれども、17年、合併前には2,500万円ございました。合併以来、人員配置の削減とか経費削減によりまして22年度400万削減してございます。ただ、23年度につきましては、見込みですけれども、震災の影響等ありまして、食材費の値上がり、それから歳入とも減になる見込みでございます。ただ、極寒祭、2月にやりましたけれども、それ以来お客様とかそれから宴会が伸びる状況にございまして、幾らか明るい兆しも見えてございます。

それでは、中身についてご説明いたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ6,983万3,000円と定めるものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款1項1目管理運営費6,973万3,000円、前年度比較して207万1,000円となっております。

それでは、細目、節ごとに主なものをご説明申し上げます。

最初、人件費でございますけれども、これは職員12名分の人件費等でございます。

それから、11節需用費でございますけれども、前年度比276万6,000円の増となっております。これは先ほど申しました震災の影響等で、昨年の猛暑、それから今年度の大雪等の影響によりまして食材費、野菜等が特に上がってございますので、その分を決算見込みで計上したものでござ

います。

それから、委託費でございます。15万8,000円の増となっております。これは建物の管理費等が3年に1回ございますので、検査ですね、建築確認上の検査項目がふえたためでございます。

27節もこれ、年度ごとの特殊事情がございまして、車検等2台受けることになるための増でございます。

それでは、歳入のほうをお願いいたします。6ページになります。

最初に使用料及び手数料でございます。本年度は1,502万1,000円、比較でございます、118万4,000円の減となっております。

財産収入でございます。これは売払収入、宴会等の収入でございます。3,198万1,000円、前年度比82万7,000円の増で見込んでございます。

それから繰入金でございますけれども、先ほども説明しましたけれども、2,264万円、前年度比で先ほどご説明したとおり、震災の影響等で242万8,000円を見込みで計上してございます。

それから繰越金については1万円。

諸収入、雑入は預金利子の計上でございます。

以上、簡単ですがご説明を終わらせていただきます。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 8ページの歳出の管理運営費の11節需用費、賄材料費ですけれども、補正でも賄材料費、たしかプラスしておりますけれども、昨年の予算よりも200万ぐらい多く見込んでいるみたいですがけれども、実際に食材、今の時期ですと葉物なんか結構高くなっておりますけれども、その季節ごとに特徴のある、ある程度安い安価で入れられる、そういった食材を使えばこの200万プラスまでしなくてもいいのではないかと、逆に減らしていく努力をしたほうがいいと思うんですが、その辺はどういった関係ですか。

○委員長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） おっしゃるとおりでございます。できるだけ地産地消もございまして、地元産のものを使いながら、あと安い食材等については町外のものも求めておるとこ

るでございます。ただ、1回に町外のものとか安いものということではなくて、そこら辺はうまく帳場というのはおかしいんですけども、地元の業者と話しながら安くするような努力、それから仕入れ等についてもロット数の変更とかについても協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） この予算書を見ますと、私の間違いでないと、ここには常駐する職員がいないと、すべて臨時職員にやらせているというような内容ですよね。ですから、ここまで金をかけてやっていくのに本当にそれで採算のとれるようなところまで持っていく努力は臨時職員でやれるかどうかというのが一つ問題があると思います。

それから、私ももちろん名川時代からのことですから、ここにはいろんな形での参画はした記憶がございます。いかにしたら利用者をふやせるかということで、いろいろ検討した経緯がありました。ただ、その当時はもうそこで委員が終わりますとそのままですから進んでいませんけれども、その当てもいかにしたらここを利用者、利用者もことしまた震災の影響もあるのかもしれないけれども、また少なくなるだろうという見込みですよね。ですから、バーデハウスとの兼ね合いもあって、宿泊施設それから入浴施設あるものですから、片方だけに力入れると片方はということになるので、その辺はバランス的にはいろいろ考慮していかなきゃいけないと思いますけれども、ただ、この中でどうしても私気になっているのは多目的バスというか、バスが駅から行くバスはルートあります。ただし、例えば全体の町民がそこに上がっていくバスというのは1本も直通バスがないんですよ。駅を利用する客とのつながりのダイヤは組んでいますけれども、ただ、私の住んでいる南地区からあそこに真っすぐ行くバスがあれば行きたいんだと、ないんだと言うんですよ。行くバスがなくて、どこかで乗りかえなきゃ上がっていけないというバス、そのときは車持ってなければ行けない。行きたいけれども行けないという人もいますし、その辺はもちろん朝晩の学校、通学、通勤者に重点的にバスを組むのはこれはもちろん大事ですけども、ただ、日中とか週末とか、おふろだけに入っていく人も使えるような、地区から直接行くバス路線というのは検討してみる必要があるだろうと私は思います。

それから、その当時、委員のとき発言したんですけども、せっかくここに南部町には南部芸能、手踊り、歌、盛んですから、週末にあそこに行けばいつでも聞ける、お酒飲みながらでもそういう民芸も聞けるといのも、ここに何とか検討してみる必要があるんじゃないかという話を

したことがある。これは実現していませんけれども、これはいろいろ検討した結果だめだということになったんだろうと思いますけれども、そういういろいろな、バーデハウスもそうですけれども、いかにしたら町民また町外から来た人、そこに人を上げてくるか、利用してもらえるかということをもうちょっとこれは全体の中で、バスはバスだけじゃなくて、バスのルートもどう考えればそこに客を持っていけるか、またいろんなイベントを組むときも、もちろんことし極寒祭やって効果あったと町長から話あって、私もそれは大変いいことだと思います。ああいう場所で、ああいう見晴らしのいいところでそういう冬場のイベントを組むというのはいいことだと。その辺にあわせた町民も、町外からの人、宿泊者だけをねらうんじゃなくして、町民も使えるような、そうしたバス路線だとかダイヤとか、そういうものを検討してみる。全体でもう一度これ考えてみてやっていかないと、ただただ繰入金が増え続けるわけにはいかない。かといって、利用者は減っていくということになればせっかくの施設が、これだけの施設があるわけですから、入浴もできる、またそこで夏場であれば結構外部からもいろんな方が来ています。ですから、その辺にあわせて全体で考える、検討してみる必要があると思いますけれども、担当課長、いかがでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） ありがとうございます。職員については現在12名、みんな臨時職員と申しましたけれども、中身は嘱託が4人、それから臨時職員が3名、それから掃除等のパートが5名となっております。一時は職員が常駐しておったんですけれども、現在はあっちの職員は商工観光において管理棟業務、ほかの業務も一緒に支配人業務も行っております。

それから、バスでございますけれども、確かに短期的なルートはあるんですけれども、総合的なルートということになれば確かに不便な土地柄といいますか、場所にあるものですから、いろいろこれからバスと総務課とか企画課とも話しながら、できるものがあれば検討してまいりたいと思います。

それから、芸能についてでございます。先ほど来申しました手踊り等は承っております。いろんな事情がございます、やれない部分もあったんですけれども、今回おっしゃったように極寒祭ということでえんぶりを取り上げまして、中でやったんですけれども、現在観光協会ともちょっとお話ししておりますけれども、えんぶり等についてもチェリウスでできないかというような議論もいたしております。

それから、総合的な活用というお話がございました。これはそのチェリウスあるいはチェリリン村のみならず、町には名久井岳という財産もございます。例えば総合的に考えて、ぼたんまつりのときにそのお客様をチェリウスに呼ぶような方策、例えば林道が全部舗装になってございますので、ボタンの苗とかお花を置いて、そちらのお客様を誘客するというような形とか、あるいは名久井岳の、ことし総合パンフレットをつくらせていただきましたけれども、そういうパンフレット等を周知することによって名久井岳の登山客をまた確実に誘致するというような、小さなことかもわかりませんが、少しずつ進めてまいりたいと思っております。よろしく願います。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館君。

○3番（中館文雄君） ありがとうございます。以前に、あそこに小学校1年生入った年に植樹祭もやって、その子供たちがまた大きくなったらまた戻ってきて自分たちが植えた木を、そういう一つの循環もということで企画して実際に植樹はやった、何年か続けてやりました。1年生で、全町内の、名川時代ですけれども。そういう形でやったこともありますし、またもう一つバスのほう、総務課長のほうがその辺のところ、バスルートについてチェリウス経由の日中、朝晩は別としても午後からとか日中とかその辺、週末とか、おふるに入って行ってそこに行けるというようなルートというのは私は検討すれば可能かと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。そっこのほうの検討からいって。

○委員長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 委員おっしゃるとおり、駅からの流通は今やっているところでございますけれども、基本的に南地区から直行のバスというルートは今ないわけでございますので、中長期的には今後、多目的バスと里バスはもう統合してまいりたいというふうに考えてございますので、そういうところで大きな流れの中でまたルートを変えていくというのがございますし、短期的には今走っているルートをチェリウスのほうに回せて、また名川病院のほうにも回れるというルートがあれば、そういうことも検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田稔君。

○15番(川守田稔君) 先ほどの中館委員の指摘に臨時職員だけになっちゃいましたと。そうすると、これはどういう意図なんですかね。もしかしたら町の直営から切り離すという準備をしているのかななんて考えたりもしていたんですけども、どういう意図があるんでしょうか。

○委員長(馬場又彦君) 商工観光課長。

○商工観光課長(神山不二彦君) 臨時職員というお話なんですけれども、職員はいわゆる正職員扱い、ただ囑託というもので契約は単年度、単年度やっていますけれども、そういうような状態でございます。ただの臨時職員とは違うというような意識を持っております。ただ、職員を引き上げたことによって、できるだけ繰出金等を減らすという内容もございました。ただ、その辺をどうにかカバーしながら、総合的に今度は、商工観光課自体の職員の減というものもございましたので、その辺を踏まえながらこういう状態になってございます。ただ、綿密に連絡をとりながら今パソコン等でも連絡とれますし、職員も随時1日1回は支配人という名前ではないんですけども、そちらへ出向きましてお話を伺ったり、私もフロントに行くような形で意思疎通は図ってございます。よろしく申し上げます。

○委員長(馬場又彦君) 15番、川守田君。

○15番(川守田稔君) そういう管理といったら言葉が適当じゃないのかもしれませんが、果たしてそれで例えば有効な収益を上げる、そっちの方向にチェリウスを持っていけるのかなといったら私はちょっと疑問なんですよね。素材としてはすごく可能性はあると思うんですけども、そういう意味ではもう思い切ったこういう状況の準備ができれば民間委託ですとか、そういったほうに振り分ける、多分準備は、一番のネックはなくなった状態なんだなと思ったものですから、そういう検討を考えてしかるべきなのかなと。そういう準備だったのかなと考えたものですから、質問した次第です。

○委員長(馬場又彦君) 商工観光課長。

○商工観光課長(神山不二彦君) 委員おっしゃるように、将来的には指定管理というようなこ

とも可能性としてはあると思います。というのは、消費税が導入されたときにぐんと繰入額が増えてございます。また今、国会によって消費税の議論がされておりますので、またそうすると繰り入れが増加するような傾向も考えられると思います。その辺をにらみながら、またバーデの話もありましたけれども、バーデとも連絡しながらいろいろ貸し借りであるとかいろいろ総合的な協力も図ってございます。おふろにつきましても大変常連といたしますか、いつも来てくれるお客様がいらっしゃいますので、その方に対するサービスとかイベントとか、あるいはまた健康福祉課で出している高齢者へのふる券につきましても現在バーデではもうやめておりますけれども、うちのほうでは地理的に同居だということもございまして、一緒に運転してくれる方も一緒に入れるというような形でまだ継続しておりますので、その辺を今、委員の意見を参考にしながら管理してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。10番、中村善一君。

○10番（中村善一君） 今、素材がたくさんあるという話ですけれども、私は欠点は60名しか宴会ができないというのがあそこ欠点みたいな気がします。100人ぐらいでかなり要望があるんですけれども、全部キャンセルしなければならないということで、あそこ100人ぐらいまでに広げるというのを本気でやったほうがいいと思うけれども、やっているのかどうかということです。

○委員長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） おっしゃるとおり、キャパシティの問題はございます。多くの人数であるの狭いというような状況も確かにございます。一つはホールのほうですと、議会でも使っていただいたことがありますけれども、そちらのほうと、あと客室が二つありまして、そちらの仕切りを取って室にするというような形で宴会をやってございます。ですから、都合三つの場所で宴会が同時にできるような状態でございます。ただ、1日平均大体一つの宴会というような今の状況でございます。ただ、時期的なものとか、あと曜日によっては二つ三つ、それから法事については四つぐらい入る場合もございます。その辺、改良については今後の課題として承らせていただきたいと思いますけれども、なかなか単費では難しいとは思いますが、そういうやりくりで賄えるものでしたら人数も異動といたしますか、配置とか、あるいは法事等の誘客等についても考えながら経営改善に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（馬場又彦君） 10番、中村君。

○10番（中村善一君） ほとんどの収入は宴会からだと思っています。やっぱり100名まで持っていかなければこれ以上は収入は上がらないんじゃないかなと思っています。事務室だってあんなに要らないと思うから、ずっとみんな宴会場にすれば何とか、広げることができないと言いますけれども、それは何とかクリアできないのかということは考えれば何とかなるんじゃないかなと思いますので、本気で考えて広げるようお願いをしたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 大変難しいとは思いますが、その辺検討することも必要かなと今感じましたので、やってまいりたいと思います。ただ、宴会多くなればそれだけ人員もふえなければいけないという問題もございますので、その辺の兼ね合いも考えながら考えてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第4号、平成24年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 議案第4号、平成24年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算であります。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ655万円と定めるものでございます。

6ページをお開き願います。歳入でございます。1款1項1目環境整備協力費でございます。本年度予算455万円、昨年度と比較しまして65万円の減となっております。これはポートピアなんぶの売り上げの0.5%を計上してございます。

それから2款1項1目繰越金でございますが、本年度は200万を計上してございます。前年度と比較で45万の増で計上してございます。

次のページ、7ページでございますが、歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございます。本年度655万円の計上でございまして、前年度と比較しまして20万の減となっております。説明のほうでございますが、8節報償費は町内会で実施いたします町道の清掃作業等の報償費でございます。平成23年度の実績見込みが34の町内会で実施されてございます。

それから、14節使用料及び賃借料でございますが、これは町道の補修のための機械借上料でございます。

それから、16節原材料費でございますが、これも町道の補修の材料でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、305万円の計上でございます。負担金といたしましては、ポートピアなんぶ運営協議会に5万円、補助金といたしまして町づくり助成金300万計上してございます。この300万の内訳でございますが、平成19年度から実施しております笑顔あふれるまちづくり支援事業でございますが、そのために200万を予定してございます。残り100万につきましては、自主防災組織の活動費に対する助成金として100万を今年度予定してございます。笑顔あふれるまちづくりでございますが、23年度の実績でございますが、11団体で160万でございます。この申し込みの受け付けでございますが、4月号の広報で周知いたしまして、5月

中旬までの受け付け、申し込みといたしたいと思っておりますので、どうぞ委員の皆さんもよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 19節ですけれども、このポートピアなんぶ運営協議会に5万円というのは、これ運営協議会にも参画しているのですか。

○委員長（馬場又彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えいたします。

これは町とそれからポートピアの運営のグッドワン、それからマリン開発さんとか、そこで年間の事業とそれから開催回数等を協議といたしますか、情報交換をしておるお金でございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 年々しているかどうかわかりませんが、昨年後半にすばらしい看板というか、丸型の看板がちょっと場所が見えにくい、もう少し研究したほうがよかったんじゃないかなと思うような場所に立っているんですけども、そういうふうなもろもろも研究というか会議で決定しているという、そういうことですか。

○委員長（馬場又彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） これは運営の関係でございます、実際施設とかそういうのは全部グッドワンさんのほうでお金出して場所とかそういうのも全部借りたり、そういうふうにやってございますので、直接町は、町の施設とかそういうのに建てる場合は相談に乗りますけれども、直接は関与してございません。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 自主防災組織への助成とおっしゃいました。これはどの地域の地域防災組織でもよろしいんですか。

○委員長（馬場又彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 今年度考えてございますのは、現在ある防災会の運営費に充てる、現在組織されている防災会、ある防災会です。

○委員長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 防災会に関しましては現在ある22団体を想定しての予算ですが、これからふえていけばまたこれは増額になっていくというふうに考えていかなければならないと思っておりますし、定額的に援助するというのではなくて、やっぱり実際やった実績に基づいた、例えば防災訓練をやったと、実費でこのくらいお金かかりましたと、食材を買ってそういう訓練をやりましたというのを申請していただきながら援助してまいりたいと。ある程度の、大きいものはやっぱり余り援助できませんけれども、ヘルメット買ったとか、そういうのに対しても援助していければいいかなということで、今回ポートピアの特別会計のほうに予算を100万ほど枠取りしたものでございます。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） 現在22あるということですね。これからおれらもやろうかというあれがあったりとか、そういった動きがあるようです。ぜひそういった人たちの始まりの呼び水といただけますか、そういう意味で考えていただきたいなという気がします。

○委員長（馬場又彦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えいたします。

ちょっと先ほど説明不足でございまして申しわけございません。200万の笑顔あふれるまちづくり支援事業の中に、特認事業といたしまして自主防災会の支援金に組織される防災会に対しても上限20万、それで3分の2の補助を予定してございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時07分）

○委員長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第5号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算を議題いたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第5号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億6,718万9,000円と定めるものであります。この予算額につきましては、平成23年度と比較しまして5,181万1,000円の減となり、98.23%の編成となっております。要因としましては、被保険者数が昨年度同期に比べ235人の減となり、現在は7,195名程度で推移しておるものであります。

17ページをお開きください。歳出の主なものからご説明いたします。17ページの2款の保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費であります。15億2,400万を予算化しております。前年度に比べ、3,600万の減となっております。これは平成23年度は月額1億3,000万程度を見込んでおりましたが、平成24年度は月額1億2,700万を見込んだものであります。これらの給付費の34%は国庫支援金になります。9%は財政安定化基金になります。それから県は7%という補助率となっております。

次に、2目の退職被保険者等療養給付費ですが、こちら1億200万を見込んでおりますが、前年度より600万の減を見込んでおります。

次に、一番の下段になりますが、2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費ですが、こちらは前年度と同額の1億6,800万を見込んでおります。月平均1,400万程度を見込んでおります。前年度と同額にしてありますが、増額傾向にあるということをお知らせいたしました。

次のページをお開きください。一番上段になりますが、2目の退職被保険者等高額療養費はこちらも前年度と同額の1,560万を見込んでおります。こちらは月額130万程度となる見込みを立てておりました。

19ページの中段になります。3款後期高齢者支援金、1項1目の後期高齢者支援金ですが、この支援金につきましてはゼロ歳から75歳未満の方が対象となります。本年度予算額を3億4,922万5,000円を見込んでおります。こちらのほうは5,246万の増額を見込んでおります。納入対象者数は7,430人を見込んだものであります。

次に、20ページをお開きください。20ページの一番下段になりますが、6款介護納付金、1項1目の介護納付金は1億8,392万5,000円を見込んでおります。前年度より629万2,000円の増となります。これは1人当たりの納付額を5万4,191円と見込み、対象者数は3,394人、2号被保険者の見込み数となります。

次に21ページ、一番上段になりますが、7款の共同事業拠出金、1項1目の高額療養費共同事業拠出金、こちらのほうは6,900万を見込んでおります。前年度比が1,700万の増となります。この高額療養費は1件80万以上のレセプトにかかわる部分で、230件を見込んだものであります。

次の2目保険財政共同安定化事業拠出金、こちらは1件30万以上の高額療養費にかかわる部分でございますが、前年度と同額の3億円を見込んでおります。

次に、8款1項1目の特定健康診査等事業費では1,717万6,000円を見込んでおり、前年度より31万8,000円程度とほぼ同額を見込んでおりました。

次に、9ページへお戻りください。それでは、歳入の主なものからご説明いたします。1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、本年度は5億9,306万円を見込んでおります。前年度より2,680万6,000円の減額を見込んでおります。

1節になりますが、医療給付費分現年課税分が3億9,510万1,000円を見込んでおります。これは調定見込み額に対する88%の徴収率を見込んでおります。

2節の後期高齢者支援金分の課税分も88%を見込んだものであり、1億20万9,000円と見込んでおりました。

3節の介護納付金の現年課税分も88%、こちらは6,058万5,000円を見込んでおります。

次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税であります。4,048万3,000円は616万3,000円の増額を見込んでおります。こちらのほうは、医療給付費分も後期高齢者支援金分も介護納付金分も徴収率95%を見込んだ額となっております。

次の10ページをお開きください。中段になります。3款国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金でございます。7億6,179万1,000円を見込み、前年度比で827万2,000円の減となっております。これは、保険給付費の34%の国の負担分ということになります。細節につきましては、一般被保険者療養給付費を5億8,051万9,000円と見込み、後期高齢者支援金分は1億1,873万6,000円、介護納付金は6,253万4,000円を見込んだものであります。

10ページの一番下段になりますが、3款国庫支出金、2項1目の財政調整交付金、これは保険給付費の9%の国の負担分ということになります。節につきましては、先ほどの国庫の療養給付費の34%と同額に9%を乗じた額となっております。

次に11ページの上段、4款療養給付費交付金、1項1目の療養給付費交付金は退職被保険者にかかわる部分であり、7,830万8,000円を見込み、前年度比より1,216万3,000円の減額を見込んでおります。

その下、5款前期高齢者交付金、これは支払基金より交付されるものであります。1項1目の

前期高齢者交付金は4億2,000万1,000円と見込んでおります。加入者数2,055人、1人当たり20万4,380円を見込んでおりますが、これは社会保険支払い診療基金のほうで調整する額となっております。

一番下段になりますが、6款県支出金、2項1目の県財政調整交付金、これは療養給付費に対する県の7%を乗じて交付されるものであります。

次の12ページをお開きください。7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金は3,450万を見込んでおります。

2目の保険財政共同安定化事業交付金は2億7,900万を見込んだものであります。これは、歳出の高額療養費共同事業交付金6,900万であります。この2分の1に相当する額を想定したものであります。

次の9款の2項1目一般会計繰入金は2億4,682万2,000円となります。主なものとしましては右側の節になりますが、2節国保保険基盤安定負担金1億4,881万7,000円と。内訳としましては、国保税の軽減分等が主なものとなっております。

その下、13ページの一番上段になりますが、事務費繰入金、それと4節の国保財政安定化支援繰入金、これは県で示した額ということで3,206万ということになります。

これをもって説明を終わらせていただきます。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 10ページ、11ページ、21ページとか、ちょっと目につくのが高額医療費共同事業負担金です。どこの自治体でもそうだと思うんですけども、健康診断をちゃんと受けましょう、もって予防の対策として余り高額医療という項目を減らすようにという趣旨のもとに自治体の医療政策みたいなものはつくられていると私は認識しているんですが、去年と比較していずれもふえる傾向にある。それ以前、もっと前、中期的なスパンで見るとどういう動向なのかをちょっとご説明いただいて、それで増加の内訳といいますか、どういった分析ができるのか。例えば高額医療ってパッと聞きますと、例えば脳卒中ですとか脳梗塞ですとか心臓ですとか、そういったのが思い浮かぶんですけども、そうじゃない、もっと違うこれまでになかったような治療の、がんですとか、そういう違ったタイプの診療が加わってきたのか、その辺のことをご存じの範囲で説明いただきたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

年々増加する重度医療費につきましては、委員のおっしゃる中にもございましたが、がんがかなり治療費を大きく占めております。また、心臓の手術等の心臓機能障害、それから特に多くなっているのは呼吸器系のがんが多くなっているということでございます。脳卒中のほうは依然としてある程度の横ばいということになります。また、手術等とは違うわけではありますが、終末治療と、要は集中治療室等に入るわけですが、こちらのほうも結構多くなっているというように感じております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） そうすると、健康診断との兼ね合いで考えると、現在の受診の状況、それに伴う医療費削減の効果と、そういったことが全然健康診断とかということがなされないと、もっと高額医療という項目がふえてくるのか。その辺はどのように分析なさいますか。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 健康診査の受診率につきましては60%を超える程度の高い率を当町は示してきております。また、これに対応する保健指導という義務づけられた部分ではございますが、これも50%に近い数値を上げて大変効果を上げているということでもあります。重症化の医療費とこの健診とのかかわりという部分でございますが、健診はあくまでも予防とそれから早期発見によるものであり、早期発見、例えば乳がんが早期発見されると治療率はかなり高まっているということになります。早期発見されたからといって手術をしないわけではないということで、生命は助かると。ただし、手術等は必要であるということでお考えいただければと思います。健康診査と保健指導率は大変高い数値を示してきております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） ページ数といたしましては、歳入の9ページと12ページに関連いたします。1款1項1目と9款2項2目に関連しての質問です。これは基本的な数字をお聞きするものでありますが、国保加入者の動向について質問いたします。

国保加入者世帯数や滞納世帯数、短期保険証や資格証明書発行件数など、基本的な資料提出を求めるものであります。5年間にさかのぼっての資料提出をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。もし手元になければ作成してこれからの参考にしたいと思いますので、ご提出をよろしくお願いいたします。

それではまず、大体の傾向で結構ですので、先ほどもお話があったのですが、もう一度国保加入者の大体の動向についてお聞きしたいと思います。それとともに、繰入金についてですが、これは前にもやりとりがあったのでご記憶にあると思いますが、法定外の繰り入れはないと理解しておりますが、国保加入者負担軽減のための努力はどのようになさっておられますか。これは当町でのご努力をお聞きするものであります。まず1点お願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

初めに保険者数の動向等につきましては、冒頭お話ししたつもりでありましたが、平成23年度の3月で保険者数は7,430人、平成24年度3月1日では7,195人で235人の減ということになります。また、そのうちに短期保険者証の発行者数は現在200名、うち高校生以下が43名、資格証明書が118名で、合計、短期と資格証明書合わせて318名という状況でございます。これは平成23年度同期の短期証明書207名、それから資格証明書174名で381名でありましたが、70名近い方が一般保険証に移ったという形になります。

それから、一般会計からの繰入金は法定外はなしという部分では委員のおっしゃるとおりであります。また、町としての努力ということは、平成20年に税率改正を行ってから税率改正をしないで対応しているということに尽きると思います。

以上であります。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） なぜこの質問をしたかといいますと、国保加入者の平均所得などから現在の国保加入者の生活実態を皆さん方ご自身でかみしめていただきたいから、この数字をお聞きしたわけではありますが、具体的にこの国保の問題は2課に分かれておりますので、具体的な税の問題では税務課のほうからもお答えいただきたいのでありますが、国保加入者の平均所得、専門的には所得と収入は違うというお話がありますが、単純な手取り金額がどのようにここ数年変化しているのか、どう感じておられますか。調査したことはございますか。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 初めに健康福祉課のほうからお答えします。

国保税の算定につきましては、所得割と固定資産割があるということをご理解いただきたいと思います。また、町民の所得に関しては後ほど税務課のほうからご説明があろうかと思いますが、国保税の国保基盤安定の算定根拠となっております国保税の軽減額がございます。こちらを算定するために町民の所得調査は行われているということでもあります。なお、軽減世帯等につきましては税務課のほうからお答えいただきたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 国保税加入者の所得の状況についてお答え申し上げます。

住民税と同様にその年度によりまして、ただいま農業所得がふえている場合というときには国保加入者が多いので、そういうときには所得がふえると。逆に、退職等によって国保加入されれば、それも社会保険等から入ってくれば所得がある方が多くなるという、そういう状況で、現在の場合には移動によりまして、先ほども申し上げましたように被保者数が減っているので国保税が全体で減っていくという形でございます。1世帯当たりで申し上げますと、4%ぐらい減っているという形でございます。

あとは国保の軽減世帯等につきましては、大体2,190世帯ぐらい軽減世帯になっていると。3,900ぐらい、800何ぼのうちですね。実際は33万円以下であれば7割ですので、3割均等割で3割しか負担しないと、そういう状況です。それにつけ加えますけれども、昨年、水害が生まれて、国保税の減免を474万6,000円ほど減免でやっております。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） もう少し詳しく国保加入者の生活実態を皆さん方が感じ取っていただければ、次にお話しするのがストンと入るとは思いますが、ちょっと読ませていただきます。

ある資料で調べましたところ、1990年度には収入が年間240万円でしたが、2009年度には158万円に下がっております。同じ時期に1人当たりの国保税は6万円から9万円にはね上がりました。これでは滞納がふえるのは当然ではないでしょうか。年金生活者や失業者も加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない制度だと考えますが、当町としましては法定減免は実行されておるわけでありましたが、それだけではなくて窓口でのやりとりの申請減免といえますけれども、何度も言ってきましたが、申請減免の制度を何としてでも取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、これまでは県は市町村国保に対して、金額はどうあれ、県からも国保に対して支援されておりましたが、このごろは全くないということですが、当町といたしましては県や国に対する働きかけ、適切な財政支援を訴えられているのかどうか、国保加入者の生活実態に負っているのかどうか、ここのところをお聞きいたします。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

年々悪化する国保財政につきましては、各市町村も広域化を行うことを要望しているものと思っております。これにより、国保財政の安定運営を図っていただければと思っております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） ここだけのやりとりでは、どうしても国保を引き下げることはいけないということは重々承知なのでありますが、これはやはり国に対しても当町の福祉政策としてももっと力を入れていただく問題であります。1自治体だけで解決できる問題ではないのですが、当

町の努力もお訴えしながら国にもっともっと公費での予算をとって、一人一人の国保加入者の負担を引き下げていただくようお願いするのが今求められております。この点でのご努力をお訴えするわけでありますが、今いみじくも国保の地域化、都道府県単位にすると国保の安定が図られるとか、関係課長の答弁がありました。広域化で国保税が引き下がるとか安定するという内容にならないと私も思っておりますし、いつぞやの議会で町長もいみじくも広域化のことについては大変心配されているような答弁を記憶しておりますが、国保の広域化、都道府県単位にするという計画は今の程度進まれているおられますか。その様子をお聞きしたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） この広域化につきましては、今現在町に進捗状況等は全く入ってきていないという状況でございます。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） ぜひ当町といたしましても、国保加入者の軽減を図られるようにご努力いただきますことをお願いいたしまして、質問は終わります。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2012年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。

国保財政を危機に陥れ、保険料高騰と滞納増の悪循環を引き起こした元凶は国庫負担の削減です。国庫負担を増額し、国保税を引き下げる以外に今の事態を解決する道はありません。民主党は野党時代、政権交代が実現したら市町村国保に9,000億円の予算措置を行い、国民の負担軽減

を図ると国会で明言していました。ところが、その約束はほごにされたままです。民主党の公約の半分以下の4,000万円を導入すれば、国保税を1人年間1万円、4人家族なら4万円引き下げられます。日本共産党は国保税引き上げを指示した通達を撤回させ、国の責任で緊急に1人1万円の引き下げを行うことを要求しています。

国保の国庫負担を計画的に1984年改悪前の水準に戻せば、国保税全体の水準を抜本的に引き下げることができます。さらに国保税の算定方式などを見直し、所得に応じた保険料、だれもが支払える保険料に改革すれば滞納もなくなり、持続可能な国保財政への道が開かれます。それとともに、町独自の福祉政策としての国保加入者への負担軽減はやろうと思えばできることであります。一般会計からの公費繰り入れ、国保会計の積立金の取り崩しなど、あらゆる努力を通じて国保税の負担軽減、減免制度の改善、拡充を図ることを要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第6号、平成24年度南部町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第6号、平成24年度南部町介護保険特別会計予算についてご

説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億5,740万9,000円としております。この総額は前年度より1億2,883万6,000円の減額予算となっております。要因としましては、3月に発生しました東日本大震災等の影響が3月、4月と大きかったものと思っており、この前年度の影響を受けたものとなっております。

13ページをお開きください。13ページは歳出となります。歳出の主なものからご説明します。1款1項1目の一般管理費の中で、13節の委託料223万9,000円を計上しておりますが、前年度は法の改正によるシステム改修で1,458万4,000円程度、今年度は減額となっております。

次のページをお開きください。14ページの一番下段になりますが、2款保険給付費、1項1目の介護サービス等諸費とございます。19億7,520万4,000円を予算計上しておりますが、これは要介護の1から5の認定者にかかわる介護サービスにかかわる部分でございます。

細節につきましては、14ページの一番下段の19節の負担金補助及び交付金の説明の欄にございますが、居宅介護サービス給付費を7億200万、施設介護サービスの給付費を7億4,400万見込んでおります。居宅介護につきましては、3,720万程度の減です。施設介護の給付費につきましては、4,800万程度の減を見込んでおります。

次に、15ページの一番上段になりますけれども、地域密着型介護サービス給付費とございます。これは、グループホームとかそういったものの施設の入所サービス等にかかわる部分であります。こちらは4億4,400万を見込んでおります。こちら1,200万程度の減を見込んでおります。

次に、15ページの中段になりますが、3目の高額介護サービス等費4,572万を見込んでおります。こちらは前年度に比べて3,600万程度の減となっております。

一番下段になりますが、介護予防サービス等諸費、これは要支援の1、2の方々への介護サービスになりますが、6,006万3,000円を見込んでおり、これも前年度より600万程度の減となっております。

一番右側の負担金のところに介護予防サービス給付費5,160万とありますが、こちらは600万程度の減を見込んでおります。

次のページをお開きください。3款1項1目の二次予防事業費とございます。1,722万3,000円を予算化しておりますが、こちら262万3,000円等の減額を見込んだものであります。

17ページ、一番下段になります。3款2項2目の総合相談事業費と、こちらは1,100万2,000円と。こちらのほうは284万4,000円の増額を見込んでおります。これは徘徊・見守りSOSネットワーク協議会等新たな事業を開始するために若干の増額を見込んだものであります。

次に、18ページになります。13節の委託料等の増額を見込んでおります。

それから、19ページの中段になりますが、20節の扶助費がございます。こちらは187万5,000円を見込んだものでありますが、これはポータブルトイレ等の給付品となっております。

その上に12節の役務費6万9,000円と、額は小さいわけではありますが、これは成年後見の制度の利用者の裁判所に対する申し立て費用等を計上しております。身寄りのない方々への対応策ということになります。

次に、8ページへお戻りください。歳入の主なもので、1款1項1目の第1号被保険者保険料は3億5,869万4,000円を見込んでおり、前年度比より2,878万3,000円の増額を見込んでおります。これは、全員協議会でご説明申し上げました介護保険料の改定等によるものであります。

それから、8ページの一番下段になりますが、3国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金、これは3億9,141万8,000円を見込んでおりますが、前年度より1,952万8,000円の減額を想定しております。これは介護サービス給付費等の減と居宅サービス給付費等の減であり、施設サービスに対しては15%、居宅サービスに対しては20%の補助率のものであります。

次に、9ページの3款国庫支出金、2項1目の調整交付金、1億9,321万5,000円を見込んでおりますが、こちら735万3,000円の減額となっております。

それから、9ページの中段になりますが、4款支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金は6億2,710万2,000円の予算化をしておりますが、5,385万7,000円の減額となっております。

一番下段の5款県支出金、1項1目の介護給付費負担金は3億1,136万9,000円を見込み、こちら1,539万1,000円の減額となっております。ちなみに県の負担金は、居宅介護サービスに関しましては12.5%、施設に関しては17.5%という負担率となっております。

次に、10ページをお開きください。10ページには7款繰入金、1項1目の介護給付費繰入金とございますが、こちらのほうは本年度は2億7,030万3,000円で、1,343万の減額を想定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） これは全体に対しての質問ではありますが、先ほどの説明にもありました介護保険料改定にも絡んでの質問であります。まず、介護保険料は耐えがたい金額になっており

ますが、県なり国なりがどういう措置をとれば介護保険料を払いやすい金額に設定できるとお考えでしょうか。その努力を自治体として働きかけておられるのでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 毎回ご説明しているつもりでございますが、初めに介護保険の負担率の部分でご説明いたします。

原則、公費と65歳以上、それから40歳以上、64歳の方、これは2号被保険者といいますが、1号被保険者と2号被保険者で50%、公費で50%を負担するということになっております。公費の内訳としましては、税金であります国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%の負担となっております。これらを負担するわけですが、平成23年度は20%ですが、本予算を編成するに当たって平成24年度は65歳以上の第1号被保険者の負担率は21%と変わります。それから、40歳から64歳の方の第2号被保険者は24年度は30%から29%の負担ということになります。これは現役世代の負担率を軽減するということと、高齢者のサービスを受ける側の多い方々の受益者負担を求めたものと想定しております。なお、これらを負担を減らすことにつきましては、介護予防等に努力する以外にはないと思っております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 確かに先ほどのその割合などから介護保険料を算定されているのでしょうかけれども、一人一人の介護保険料が大変高くなっている仕組みをご存じだと思いますが、そういう先ほどの算定方法をとれば今のような平均5,000円以上の介護保険料になるわけです。ですから、介護保険料の設定を定率制、多段階制といいますが、きめ細かに所得の少ない人はそれなりに、多い方には多いなりに保険料を改定させる、そういうふうなことは当町として独自に設定できないものになっているのでしょうか。介護保険料の割合についてのやりとりですので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

委員が先ほど保険料の定率等ということにお答えします。今現在80%の当町の1号被保険者の方々は、軽減を受けている、または基準額であるという形でございます。定率にしまして、今軽減を受けている方々が50%近い数値をあらわしていますので、この方々が逆に不利益をこうむるということになりますので、現行の軽減率でいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 国がこういうふうに集めなさいということで集められている金額が平均で大体5,000円になっているという耐えがたい金額について、もう少し痛みを感じていただきたいと思います。確かにきめ細かく、ある程度所得の多い方には今の最高金額じゃないところの金額をお支払いしていただくとか、上限が上にいくほどお金のある方こそ、ある程度の負担で賄えるというのではなくて、それよりも多くお支払いできる、そういう制度にならないかということを行っているのです。低所得者ほど重い負担になっているということは皆さん方も承知していただいていることと思いますので、その点の改善を求めるものであります。

次に行きます。要支援の人などへのサービスを介護予防、日常生活支援総合事業に置きかえていくことができる制度が決められました。総合事業は要支援の人と介護保険非該当者を対象とした事業と聞いておりますが、当町ではどのようになさるおつもりでしょうか。現在どのような計画を立てているのか、お聞きします。あと数点ありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

総合サービスにつきましては、要支援1、2の方々にサービスをするものであり、今までとそれほど変わらないと思っております。福祉サービスという部分で町はどのような対応をするのかということで、先ほど歳出でもご説明しましたが、扶助費に187万5,000円を計上しておりました。これは任意事業という部分で町独自の事業ということで、ポータブルトイレとかおむつとか、その方の障害程度に応じた支給品をサービスしているとお考えいただければと思っております。ま

た、福祉のほうでも移送サービスとか軽食サービスとか、そういったものも行っておるといふことになります。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 14番、立花君。

○14番（立花寛子君） 次の質問です。地域包括ケアの目玉は、24時間地域巡回型訪問サービスと理解しております。日中、夜間を通じての排せつや体位交換の介助を行う15分程度の巡回訪問と、利用者からの通達に随時対応する事業です。実現できる見通しはあるのでしょうか。この点と、2012年、ことし4月からですけれども、訪問介護の生活支援、いわゆる家事型援助のことなのですが、その時間が60分から45分へと短縮する計画があると聞いております。この点はどうなっておりますか。また、要支援者の利用料を1割から2割へと引き上げる計画もあると報じられておりますが、現状はどのようになっていますか。よろしくお願ひいたします。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 初めに、24時間の対応はどうかというご質問でございますが、これは事業所が選択をして行うものであると考えております。今現在はどちらの法人も手を挙げていないという状況にあると判断しております。

また、訪問等の支援で60分から45分ということでございますが、今回の報酬改定の一環でありますけれども、ホームヘルパーに対する移動時間を除いた滞在時間を45分とすることとなっております。こちら事業所に対しては大変負担になるものかと思っておりますが、一応そういう今までの通勤時間等を別に見るといふふうに考えておりました。

それから、3番目の1割負担を2割にするというものは、当町のほうにはまだ情報は入っていないということです。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） 6ページです。私はあんまり細かいことはよくわからないものですから、

全体の流れとして伺いたいのは、保険料が2,878万3,000円ほど前年比でアップしています。国庫支出金に関しては下がっています。支払基金からの金額も下がっています。県支出金も下がっています。繰入金も下がっています。全体としては1億2,883万6,000円ですか、前年度に対して金額が減っています。それで保険料を上げるとはいかがなものかと。どういうことなのか。何でこんな質問するなよと思わないで、簡単なことですが、教えてください。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 委員のおっしゃるとおり、保険料が上がっているのに補助金等は軒並み減額になっているのはどういうことかということになりますと、一言で申し上げますと、3.11大震災の影響による23年度の保険料、サービス給付費等の減額が原因というお答えになります。保険料の決定につきましては、24年度、25年度、26年度の3カ年をトータルした部分で平準化した保険料を設定しております。国庫支出金及び支払基金、県支出金等は前年度の決算ベースで交付になるということの予算編成上の原則がございまして、こういう予算編成をせざるを得ないということであります。

ちなみに、今回の予算等につきましては、県の第5期に対する交付金1,500万円等は計上されていないと。これは決定されてから補正となると。それから、介護の3カ年の準備基金等も当初予算には反映されていないと。こちらは全員協議会の際には4,500万程度の基金残を見込むということでご説明申し上げておりますが、これも計上はされていないと。23年度の決算による繰越金等が確定してから補正する形になります。

以上で終わります。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2012年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。

介護保険制度が多くの問題を抱えているのは、介護保険が導入されたときに国庫負担割合をそれまでの2分の1から4分の1へと大幅に引き下げたからです。サービス料や事業者への介護報酬を引き上げると保険料、利用料の負担増に連動するという介護保険制度の根本矛盾を解決するためにも、日本共産党は国庫負担割合を10%ふやし、在宅は25%から35%へ、施設は20%から30%へ引き上げ、公費負担割合を当面60%にすることを提案しています。将来的には国庫負担を介護保険導入前の50%公費負担75%に戻すことを目指しています。

家族の介護のために年間14万人以上が仕事をやめていると言われていています。公的介護保険の改善、拡充は介護による家族の負担を減らすだけでなく、介護分野での新たな雇用を生み出すなど、内需拡大の上でも重要です。それとともに、町独自の介護保険料、利用料の負担軽減を要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
（起立多数）

○委員長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時22分）

○委員長（馬場又彦君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第7号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第7号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1,358万7,000円と定めるものであります。前年度に比べ、184万7,000円の減額となっております。

7ページをお開きください。初めに歳出の主なものであります。1款1項1目の一般管理費1,358万7,000円を予算計上しております。前年度比で184万7,000円の減額となっております。減額の理由としましては、11節の需用費の237万4,000円を計上しておりますが、こちらは名川分庁舎等の光熱水費を計上しており、212万3,000円の増額となっております。

それから、13節の委託料のほうでは464万4,000円を計上しておりますが、介護予防計画作成業務が405万4,000円を計上しておりますが、こちらが28万9,000円等の減額となっております。

それから、前のページにお戻りください。歳入の主なものとなります。1款1項1目の居宅介護支援サービス計画費、本年度792万円の予算計上は前年度と同額を見込んでおります。内訳としましては、要介護の3、4、5の階層区分であります。こちらが20件、それから要介護の1、2段階の方を40件と見込んでおります。

2目の介護予防支援計画費566万4,000円は、前年度に比べて20万1,000円の減額となっております。こちらにも要支援1、2の件数の見込みを立てたものであります。初回加算が48件、施設居宅分が1,080件、継続直営が260件となっております。

次に、2款の繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度は1,000円と見込んでおり、前年度より164万6,000円の減額となっております。これは平成23年度において介護事業者支援システムの購入があったものを、今年度はその備品購入がないための減額となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第8号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第8号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1億9,176万円とするものでありますが、前年度より144万9,000円の減額となっております。なお、本医療制度の税率等は据え置きとなっておりますことを申し上げます。

8ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明いたします。1款1項1目の一般管理費、本年度は1,024万1,000円を計上しております。前年度比より61万3,000円の増額となっております。増額の要因としましては、13節の委託料851万9,000円を計上しておりますが、システムの保守、前年は外国人対応の改修等がございまして、こちらが171万5,000円の減額、その下に特定健診とございますが、579万6,000円、これは前年度よりも251万4,000円の増額となっており、差し引きで61万3,000円の増額となったものであります。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は1億8,108万円を見込んでおります。これは前年度対比200万8,000円の減額となっております。内訳としましては、右側の19節の負担金等に

ございますが、後期高齢者医療広域連合への負担金は815万1,000円が42万2,000円の減、後期高齢者医療保険料は1億597万1,000円はほとんど前年度と同額と。後期高齢者医療保険基盤安定、これは保険料の軽減分でございますが、こちらが6,695万8,000円が162万5,000円程度の減額となっております。

前のページにお戻りください。6ページになります。歳入の主なものとなりますが、1款1項1目の特別徴収保険料は8,146万9,000円を見込んでおります。ほとんど前年度と同額程度であると。普通徴収保険料も2,449万8,000円はほとんど前年度と同額を見込んだものであります。

次に、3款繰入金、1項1目の一般会計繰入金は7,901万6,000円。前年度比で402万6,000円の減額となっております。これは歳出でご説明しました保険基盤安定繰入金は歳出と同額の6,695万8,000円を計上しております。前年度より162万4,000円程度の減額となっております。その下の事務費等繰入金も240万2,000円程度の減額となっております。

7ページの一番下段になります。6款1項1目広域連合健診委託金は579万6,000円を計上しており、こちらのほうは251万5,000円の増額となっております。75歳以上の健診の受診料として、今まで生活機能評価が介護保険事業等から支出になっていたものを、保険者ごとになったための増額となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、今説明いただきましたところの青森県の保険料は据え置きということでしたが、保険料算出のための割合は変わらなかったということでしょうか。ただ、私は300円程度、どこかの項目が引き上がったと聞いておりますが、どうでしょうか。それとともに、現在の保険者数は何人おられるでしょうか。また、保険料未納での差し押さえは行われておられるでしょうか。滞納等による保険証の未交付の方、資格証明書発行されている方は青森県全体ではどうなっていますか。当町の場合とお知らせください。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 後期高齢者の青森県の保険料につきましては、均等割が4万514円

で、22年度、23年度、24年度も同額ということになります。

それから滞納者数、県全体ということでございましたけれども、県のほうまではちょっと把握していないということです。当町におきましては、現在滞納額は130万程度ございますが、資格証明書、短期等は1件も発行していないということになります。

なお、保険者の数は75歳以上の加入者につきましては3,461人、障害認定を受けて後期高齢者医療制度を利用している加入者は137名、合計3,598名の後期高齢者被保険者数ということになります。

以上で説明を終わります。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2012年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案に対する討論を行います。

75歳以上の高齢者などを対象にした後期高齢者医療制度の4月からの保険料が都道府県ごとの広域連合で決められています。東京都では1人当たり平均保険料を年8,731円も引き上げ、9万3,258円にするなど、各地で大幅アップの動きが顕著です。2008年の制度開始から5年、高齢者に重い負担を強いる実態が浮き彫りになっています。存続すればするほど高齢者に犠牲を強いる制度は、速やかに廃止するしかありません。4月からは介護保険の保険料も全国平均で月5,000円以上にはね上がり、年金支給額は4月分から段階的に減額されます。二重三重に高齢者を苦しめることはすべきではありません。高齢者を苦しめる制度は直ちに廃止し、元の老人保険制度に戻すべきです。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第9号、平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算を
議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） それでは、議案第9号、平成24年度南部町国民健康保険名川
病院事業会計予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。平成24年度予算は、これまでの実績を勘案し、収支の均衡を図り
編成してございます。

第2条でございます。業務の予定量になります。（1）病床数は一般病床26床、療養病床40床、
合わせまして66床でございます。（2）年間延患者数、入院2万3,360人、外来5万689人を見込
んでおります。（3）1日平均患者数、入院64人、外来173人を見込んでおります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款病院事業収益と支出の
第1款病院事業費用を10億1,780万円と定めるものでございます。

2ページをお開き願います。第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第
1款資本的収入を6億3,291万8,000円、支出の第1款資本的支出を6億4,974万7,000円と定める
ものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,682万9,000円は、現金預金
などの過年度損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条は継続費の総額及び年割額を定めるもので、第1款資本的支出、第1項建設改良費、事
業名は医療センター（仮称）建設事業で総額は15億4,740万9,000円、うち平成24年度の事業費は

6億348万9,000円、平成25年度の事業費は9億4,392万円と定めるものでございます。

第6条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、(仮称)医療センター建設事業の限度額を6億530万円と定めるものでございます。

次のページの医療機器購入費の限度額は490万円と定めるものでございます。

下のほうになりますけれども、第10条、一般会計から補助を受ける金額を1億1,382万6,000円とするもので、総務省通知による繰り出し基準に基づき、一般会計から繰り入れされるものでございます。この基準に基づいて病院事業へ繰り出した場合は、町のほうに交付税措置がされることとなります。交付税に関する省令等により、平成24年度の普通交付税及び特別交付税の基準額を算定しますと、およそ1億4,700万円となっております。

7ページをお開き願います。資金計画についてご説明いたします。左側の区分欄の受入資金及び支払資金は、実際に現金の収入または支出がある科目と金額を見込んでいるものです。一番下の欄の差し引きの金額が現金預金の年度末予定額になってございます。当年度予定額の一番下の欄になりますけれども、平成24年度末時点において8億1,267万3,000円の現金預金を見込んでいるものでございます。

次に、22ページをお開き願います。予算説明書の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入でございますけれども、第1款病院事業収益は前年度より856万6,000円減の10億1,780万円でございます。1項医業収益は前年度より819万5,000円減の9億6,555万1,000円でございます。

1目入院収益は前年度より142万3,000円減の5億1,950万4,000円でございます。説明欄の年間延患者数は、診療日数が前年度より減少するため、一般病棟では前年度より25人減の9,125人、療養病棟では前年度より39人減の1万4,235人を見込んでおります。

2目外来収益は、前年度より781万7,000円減の3億2,187万5,000円でございます。年間延患者数は外来診療日が前年度より減少するなどにより、前年度より1,231人減の5万689人、1日平均では173人を見込んでおります。

3目その他医業収益は、前年度より104万5,000円増の1億2,417万2,000円でございます。主なものは、介護保険収益が1,011万4,000円、公衆衛生活動収益は5,893万6,000円、次のページの他会計負担金は4,635万2,000円でございます。

2項医業外収益は、前年度より37万1,000円減の5,224万9,000円でございます。主なものでは、繰入基準に基づき一般会計から繰り入れされる2目他会計負担金は前年度より91万9,000円減の

2,873万5,000円、3目他会計補助金は、前年度より36万6,000円減の1,850万3,000円でございます。

24ページをお開き願います。支出についてご説明いたします。第1款病院事業費用は前年度より856万6,000円減の10億1,780万円でございます。

1項医業費用は前年度より906万8,000円減の10億824万5,000円でございます。

1目給与費は前年度より512万2,000円減の6億6,620万5,000円でございます。主なものでは、給料は医師、医療技術員、看護師など職員67名分として2億5,234万9,000円、手当は1億8,599万5,000円でございます。

次のページになりますけれども、賃金は臨時職員やパート職員23名分として3,350万9,000円、法定福利費は共済組合や退職手当組合負担金などで、負担率の減少により前年度より669万4,000円減の1億5,238万2,000円となっております。

2目材料費は、前年度より211万9,000円増の1億4,107万円でございます。主なものでは、薬品費が前年度より124万5,000円増の8,596万円、内服薬などによる増によるものです。診療材料費は、前年度より17万円減の4,096万円でございます。

26ページをお開き願います。3目経費は、前年度より526万1,000円減の1億5,734万2,000円でございます。主なものでは、下のほうの欄になりますけれども、燃料費は、ガソリンやA重油など価格の上昇により前年度より251万7,000円増の1,221万9,000円でございます。

次のページになりますけれども、修繕費は前年度より946万4,000円減の920万円でございます。前年度はCT装置の管球修理費として992万3,000円を計上していたためでございます。

下のほうの欄になりますけれども、委託料は業務委託や医療機器保守管理料などで、前年度より26万6,000円減の8,865万4,000円でございます。

28ページをお開き願います。4目減価償却費は建物及び機械備品を合わせまして前年度より59万3,000円増の3,919万3,000円でございます。

次のページになります。6目研究研修費は医師や看護師などの研究研修のための旅費や図書費などで、前年度と同額の373万円でございます。

2項医業外費用は前年度より31万4,000円増の736万7,000円でございます。主なものは1目支払利息及び企業債取扱諸費で、主に企業債の支払利息で、前年度より28万円減の431万円でございます。

31ページをお開き願います。資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、前年度より5億151万9,000円増の6億3,291万8,000円ございま

す。

1 項 1 目企業債は 6 億1,020万円で、（仮称）医療センター建設費や医療機器整備のため借り入れるもので、病院事業債は 3 億760万、過疎対策事業債は 3 億260万円でございます。

2 項出資金、1 目他会計出資金は企業債の元金償還に充てるため、繰入基準に基づき一般会計から繰り入れされるもので、前年度より91万2,000円増の2,023万6,000円でございます。

3 項繰入金、1 目国保事業勘定繰入金は医療機器購入に対する国庫補助金で、248万2,000円でございます。

32ページをお開き願います。支出についてご説明いたします。第 1 款資本的支出は、前年度より 4 億9,818万5,000円増の 6 億4,974万7,000円でございます。

1 項の建設改良費は 6 億1,283万9,000円でございます。

1 目土地は外構実施設計費として190万2,000円、2 目建物は 6 億348万9,000円で、内訳は建物施工監理費として628万円、建物建築工事費で 5 億9,720万9,000円でございます。

3 目医療器械及び備品は、耐用年数を越えた修理不能な医療機器の更新と人工呼吸器、スケールベッドを増設するもので、744万8,000円でございます。

2 項の企業債償還金は企業債の元金償還金で、前年度と比較して168万2,000円増の3,690万8,000円でございます。

以上で予算の説明を終わらせていただきます。

次に、最初お渡ししていると思います、きょうの日程の次のページについている資料になります。財政健全化計画等執行状況報告書と書かれている青森財務事務所長あてのかがみがついている文書です。一番下のほうに病院事業のほうにチェックがついているものになります。

こちらについて説明をいたします。計画策定の目的ですが、公的資金による年利 5 %以上の残債について、補償金免除による繰り上げ償還を行い、病院事業債残高の圧縮に努めるということで策定したものでございます。本計画によりまして、平成20年度に企業債元金 1 億855万円を全額償還しことにより5,030万円の利息が軽減されております。この報告書は、平成23年 9 月 8 日付で財務省東北財務局青森財務事務所に報告しているものです。

2 ページをお開き願います。2 の判定結果における病院に関する項目は、の職員数から累積欠損金比率までになります。表の一番右側の累計は、計画値に対する実績値の判定であり、a は計画目標値を達成する見込みであるもの、c はやむを得ない事情による影響を除き、最終年度までに計画目標を達成する見込みであるものとして判定しております。その中で、c 判定の公営企業債現在高の項目について説明させていただきます。

5 ページをお開き願います。 公営企業債残高になります。単位は100万円となっております。(1)の推移表の計画目標値、(A)に対して、実績見込値(B)との比較を乖離値(C)でござらんいただくと、平成23年度に黒三角の3,000万円、平成24年度に黒三角の8億8,800万円となり、計画に対して増加するということになっております。(2)の要因分析のところでございますけれども、左側の欄の未達成の要因として、(仮称)医療健康センター事業費や医療機器の整備について、計画策定以後に具体的な起債の額を計上したため、これらについては交付税算入されます病院事業債や過疎対策事業債を見込んでいるものでございます。右の欄のほうになりますけれども、やむを得ない事情の欄に4と記載されております。これは医療福祉水準の維持、拡充に伴う事業のため、やむを得ない事情ということで、青森財務事務所のほうからご理解いただいているところでございます。

3 ページの職員数から6 ページの累積欠損金比率については、いずれも計画目標値を達成しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(馬場又彦君) 説明が終わりました。

質疑を許します。5番、夏堀文孝君。

○5番(夏堀文孝君) ページ数は24ページになります。給料の部分で、看護師26名分9,325万8,000円、准看護師12名、4,331万2,000円、これ1人頭で割ってみますと、看護師が358万6,846円、准看護師のほう360万9,333円と、准看護師のほう1人頭の金額が大きいという、この部分と、あともう1点、事務員ですけれども、5名分を1,898万円を割ると379万6,000円という金額になるかと思えますけれども、ちょっと事務員費370万というのはちょっと高いような気がするんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長(馬場又彦君) 名川病院事務長。

○名川病院事務長(佐藤正彦君) お答えします。

看護師の給料のほうからですけれども、看護師よりも准看護師が高いということで、准看護師のほうの年齢が非常に高い年齢になってございます。最近採用するにしても正看護師しか採用していなくて、准看護師の採用は正職員はございません。なので、平均年齢からいくと准看護師の

ほうが非常に高くなってございます。そういう理由で人件費、1人当たり高くなっているという状況です。

それと事務職員の給料ということですが、事務職員については比較的、班長級以上の職員が5名おります。なので、その下の職員がございませんので、比較的人件費も事務職員が高いのかなということを思っております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 5番、夏堀君。

○5番（夏堀文孝君） 説明はわかります。しかし、ちょっと人件費の部分に関して民間に比べるとかなりウエートが高い。やはりこの辺を圧縮していかないと、健全な経営というのは成り立っていかないのかなと思いますので、その辺をちょっと改善する見込み、そういったことのご説明を願いたいと思います。

○委員長（馬場又彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 給料については、町のほうの給料に準じてそのまま使っている状態で、人勤などによって削減されればそのとおり削減されているという状況にあります。ちなみに22年度の決算の名川病院のこの圏域においての人件費なんですけれども、圏域には名川病院とおいらせ病院、三戸中央病院、五戸病院、八戸市民病院と5病院ございます。その中で1人当たりの人件費は、名川病院は4番目になっています。総額ですね、単純に1人当たり割った場合ですけれども。という状況で、決して名川病院は高いほうではないとは思いますが、これも人勤によってさらに下がる可能性もございます。それから、職員の場合は人勤で下げたりしますけれども、医師については医師の確保ということで削減はしてございません。そういったことで、全体的な率からいえば1人当たり高くなるという状況もございます。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 22ページ、外来収益1人当たりの単価があります。これが6,350円とい

うように設定していますが、この金額、1人頭の単価という、この金額というのはどれぐらいのレベルの金額なんですか。

○委員長（馬場又彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） うちのほうでは比較的低いと思っています。というのは、院外処方、外来については100%していますので、院内で処方している場合、1人1万円とかという単価になると思いますけれども、この単価については実績を勘案して、大体1人当たりの単価を出してございます。それぞれ個人の診療費については、処置とか注射とかについて大分格差がございまして。なので、前年度とかの実績をもとに単純にまず人数で割ったりした単価を基本にしてございます。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） そうすると、とりあえず平均で示しましたけどということであって、高い人も安い人もいますよということのようですが、しからは毎月レセプト請求しますよね。その請求したものが100%普通通らないらしいんですけども、名川病院の場合はどのぐらいはじかれるものですか。

それから、電子カルテといいますが、患者さんがいろんな病院浮気して歩くような状況がありますね。行けばまた薬そこからももらって、ここからももらって、同じ症状であって。そういったことの把握手段ですとか、何かあるものでしょうか。何か対策というものはあるものでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） まずレセプトの減点というか、通常、査定というふうに言われているものでございますけれども、名川病院の場合は平成22年で外来の場合だと0.05%ぐらいで、全体の金額にしまして年間17万程度でございます。ちなみに23年度の実績ですけれども、これ12月までですけれども、0.08%、大体18万ぐらい、外来全部ですね。ちなみに入院の場合ですけれども、入院は平成22年で0.008%、3万9,000円ほどです。それから平成23年、0.018%で大体7万5,000円ぐらい。圧倒的に外来のほうが入院を上回っている状況ですけれども、入院がな

ぜ低いかという、うちのほうは療養病床40床持っていますけれども、40床療養病床の場合、包括点数といいまして、1日当たりの診療報酬は決まっております。それに対して注射、検査、投薬含まれます。包括的な点数なので、そこに査定は余りないというようなことになります。あと外来については、この割合は非常にうちのほうでは少ないというように感じてございます。年間でも大体18万程度なので、比較的少ないほうかなと思っております。

あと先ほどの病名とかの話ですかね。転々と。病院を複数回っている場合は、うちのほうでは聞いてはございます。聞いて処方しますけれども、結局うちのほうで出した場合も薬局に行くとお薬手帳という個人で持っているものがございます。それでもって薬剤師がかち合う分は、ここはかち合っているからということで連絡もったりします。そこでなくなったりすることはございます。なので、病院は本人がこれをほかでもらっていると持ってくればいいですけども、なかなか持ってくる人もなくて、なのでそのお薬手帳で管理しているという状況で、それは調剤薬局のほうで薬剤師さんが管理するようになっていると考えています。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） レセプト、ごく少ないんだけど、はじかれるのはあるということは、はじかれた場合は患者さんどなたかの医療行為に対して認められなかったという場合は、そうすると患者さんの負担分がありますよね。ですけども、その医療行為に対して患者さんからはお金をいただきますよね。そのほか、保険分をレセプトとして請求しますよね。それもはじかれちゃった場合は、患者さんが負担したその分というのはどうなるわけでしょうか。患者さんが病院に支払った分のお金は、わかりますか。

○委員長（馬場又彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 査定される場合もいろいろございまして、ほとんどうちの病院は投薬にしても病名漏れというものがございまして、病名をつけなければこの薬は出されないといったものもございまして。そういった場合は実際に処方してこれに効くということで出しているわけなので、患者さんの一部負担金については返すような手続はしてございません。保険のほうは査定されていることになります。なので、大きい点数の場合は再請求ということで返戻扱いと、一たん戻してもらいます。戻してもらって、再度病名等をつけて再度請求します。そういっ

た手続をしております。保険分のほうで再請求して認められた場合、患者さんのほうにも当然その費用は発生しているわけなので、返すことはしていません。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） 本当なのかうそなのかわかりませんが、1割や2割、そのレセプト、審査ではじかれる、そんなのは当たり前な、それを前提として請求をかけると。あんまり悪質な場合は処分されるようなことにも及ぶようですけども、何かその辺が割り切れない気がするんですよね。10何万の範囲内ということで、微々たるものだということなのかもしれませんけれども、本人負担分は負担分として、それに伴う保険分は認められないんだといえども、患者さんからは負担していただいたまんま。何かおかしくないですかね。おかしいと思うんですよ、私。やはりしかるべき金銭の処理をするのが当たり前なのかなという気がするんですけども、患者さんにとっては施された処方箋がレセプトはじかれているかはじかれていないか本人はまるっきりわからないところにいるものですから、何らそういうあつれきはないのでしょうかけれども、実はそういうことなわけですよ。本来これはだめだよという、認められませんよという判断されたのであれば、その診療自体は無効といいますか、報酬に値しないということをおっしゃったわけですから、やはり返還するのが筋ではないのかなと単純に考えるんですけども、そういう理屈が通らない医療の世界というのがあるのでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 実際そういうふうに査定された場合の取り扱いについては、うちのほうだけじゃなくて、ほとんどの病院があると思います。うちのほうでも結構点数の大きい、そういった場合は返す場合もございます。返した実績もございますけれども。なので、点数が低いといいますか、1人の負担になると10円、20円の間になった場合は、そちらのほうの点数の関係で多分どこの病院も返してはいないと思うんですけども、でも実際にそういう医師が判断してやったということに対しては、患者もそういう利益をこうむっているということで、うちのほうではそれは実際にやった行為だということで、返すことはしてございません。

返す場合もあるというのは、例えば検査を1回やって、引き続きやらなければならない場合があって、事前にもらうとかございます。その場合は、やらない場合は返します。事前に2回、こ

れを検査一つやって、この結果に基づいてあと1回検査しなきゃならないといった場合がございますけれども、そういった場合はもう2回分もいただいている場合はやらない分はきちんとお返しすると。実際にやらないものについてはすべて返してございます。ということでご理解いただければと思います。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。3番、中館文雄君。

○3番（中館文雄君） まず、病院が黒字といたしますか、繁盛して黒字になるということは確かに病院としてはいいと思いますけれども、ただ、それだけ例えば町民が病院へ頼らなきゃいけないような医療というか、医療を受けなきゃならないような病人が多いということであればまたこれも本当は町としてはいいことではないと思います。

ですから、そこで私ちょっと聞きたいんですけども、今延べ人数だとかそういうのを予定していましたけれども、町内、町民が何割ぐらい。それから町外から来て受診される、医療を受ける方の割合がどの程度かということ。

それから、さきに新聞に出ていました八戸圏域病院の中では将来の名川病院は終末医療を中心にした、そういう三戸病院と八戸病院、この辺いろいろ分けた中でそういう医療として位置づけられていくような新聞報道でしたけれども、そういうときに病院としては黒字になるのはいいんですけども、その前に町民の健康を十分にしていくと、健康に関することをやっていかなきゃいけないということも一つにはあると思いますけれども、それはそれとして実際に名川病院に受診されている町内の患者数とそれから町外。それからまた、これは健康福祉課のほうかもしれませんが、町外のほうに行っている町民の数というのを把握しているのであればちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（馬場又彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） まず、患者数の構成ということで、22年度の外来の場合ですけれども、パーセントでいきますと88%が南部町になってございます。23年の1月までで90%が南部町。入院でございますけれども、22年度の入院ですけれども、71.9%が南部町、23年度の1月まで77.3%という状態です。ちなみに入院のほう、次に一番多いところというと三戸町でございます。

あと医療費ということで、包括医療ということで今、南部町進めておりまして、地域医療のために健診とか医療予防ということで予防接種、これらを町と一緒に病院とタイアップしてやっていきたいと思いますということにさせていただきますので、それによって将来的に高齢化が進むと思うんですけども、医療費の削減に少しでもつなげばなということを考えてございます。

以上でございます。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 健康福祉課では患者の動向等については情報は持っていないということであります。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館君。

○3番（中館文雄君） 以前に大分前ですけども、名川病院が赤字の時代に徹底的にそれを調べたことがありました。私もその委員になったものですから、実際に名川病院ではなくて同じ病気になっても町外に行って診療を受けている人がいると。そういうときがあったんですよ、相当。それをいかにしたら名川病院に目を向けさせるかということでやらなければ名川病院が黒字にならないということで、徹底的にそうした議論をしてやった時代があったものですから、ちょっと気になりました。では、健康福祉課ではそれは掌握していないと。さっき言った事務長の把握しかしていないということですか。将来、例えば新しく今これからやっていくときに、やっぱりその辺もきちんとしたデータを持っていないと今後のいろんな経営するときに参考資料にしていく必要があると思いますが、その辺はやるべきかと思えますけれども、いかがでしょう。

○委員長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 患者の動向等については把握していないと申しましたけれども、委員おっしゃるとおり、マスタープランのときには医療圏というものを策定して、その何%は想定来るだろうということで計画は立てております。そのデータが今手元にはないものですからお示しできませんが、マスタープランのほうでは患者の動向等はパーセントで把握しているということです。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 22ページですけれども、収入1項の医業収益というところがあるんですけれども、ここの比較のほとんど、142万3,000円、外来781万7,000円とあって、ずっと項目のほとんどが比較がマイナスという状態になっているんですけれども、特にこの外来の781万7,000円という数字が出ているんですが、これ収益に非常に影響があるのではないかなと、今まで想像していたのが少し想像外のものが出る可能性があるのかなとか考えるんですけれども、これはどういうふうに判断されているのでしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） お答えします。

入院収益の142万3,000円の減ですけれども、先ほども説明しましたけれども、診療日数、23年度は366日と、24年度は365日と、1日減ります。そのため1日当たりの患者数は同じで、延べ患者数が当然どちらも少なくなるということで減ということになってございます。

あと外来のほうですけれども、同じく2日間外来日数が減ることになります、24年度は。それで減ることになると、あと1日平均患者、訪問診察をうちのほうではやっていますけれども、訪問診察がことしもそうですけれども、一昨年から若干減り始めています。1日当たり大体3人ぐらい減っているということで、以前の実績を勘案して3人を減らしてございます。訪問診察が減った原因については、やはり施設に入った方とか新しく入る方とか、在宅でやっていた施設に入ったり、もしくは入院という患者さんが最近多いということで、訪問の患者さんが少なくなっているという原因とっております。

以上です。

○委員長（馬場又彦君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） これをこれから包括になるわけですけれども、医療部のほうで改善できて、前年あるいは前々年度のように5,000、6,000という数字の収益を得ることができるという改善方法を考えていらっしゃるのですか。

○委員長（馬場又彦君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 先ほど言いました減った原因がまずはっきりわかってございますので、今後やっぱり高齢化が進むと思われま。国でもなるべく在宅でということを進進してござい。なので、名川病院でも要望があればそういった相談に乗って在宅で診療する訪問診察、これをやっていきたいと考えていますので、それがふえると外来も当然ふえてくるということになると思いますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございせんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありせんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

（午後1時56分）

○委員長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時11分）

議案第10号から議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） お諮りいたします。

この際、議案第10号から議案第12号までの平成24年度南部町公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の特別会計予算を一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第12号までの議案3件を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） それでは最初に、議案第10号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

予算の概要でございますが、平成17年度に事業認可を受けました第1期工事が平成23年度で完了しまして、昨年4月から供用開始しております沖田面地区の一部に続いて大向地区の一部もことし4月から供用開始となることから、歳入につきましては供用開始区域の拡大による接続加入者の増を見込んだ使用料を計上、歳出につきましては第2期工事の建設費と浄化センター等の施設維持管理費を計上しております。

1ページでございますが、第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,677万4,000円と定めるものでございます。国庫補助金対象建設事業費の配分見込み額の減によりまして、対前年度比42.6%の減となっております。

第2条は、地方債の限度額等を第2表に。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表の地方債でございますが、公共下水道整備事業の地方債限度額を1億円に設定するものでございます。

それでは、主な内容をご説明いたします。9ページをお開きください。歳出からご説明をいたします。1款1項2目施設管理費は対前年度比40%減の1,226万5,000円を計上しております。主な内容でございますが、11節需用費は浄化センターの維持管理に要する消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料合わせて381万4,000円、13節委託料は電算処理業務等の事務委託料と施設管理業務委託料721万3,000円を計上しております。

次に、2款1項1目公共下水道建設費は対前年度比45.7%減の2億2,152万5,000円を計上して

おります。

10ページをお願いいたします。主な内容でございますが、職員2名分の人件費と公共下水道第2期工事に要する経費として、13節委託料には下水道工事に伴う測量設計等の業務委託料2,900万円、15節の工事請負費には総延長1,130メートルの管渠工事とマンホールポンプ2カ所の工事費、合わせて1億7,300万円を計上しております。管渠工事の場所でございますが、県道三戸南部線の元大垣内科医院があった付近から三戸駅までの区間、それと、みちのく銀行南部支店付近から入る道路がありまして、そこから踏切に向かって踏切を横断したところまでの枝線と幹線の管渠工事を予定しております。

22節は管渠工事に係る支障物件の移設に要する補償費210万円を計上しております。

11ページの3款1項1目元金は今年度から償還が始まっております地方債元金償還金86万4,000円を計上しております。

2目利子は2,196万7,000円、地方債利子の償還金と一時借入金利子でございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。7ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入の1款1項1目公共下水道使用料は、接続加入済みの分と新規接続加入見込み70戸分の使用料を見込んで、対前年度比195万6,000円増の238万8,000円を計上しております。

2款1項1目下水道事業国庫補助金ですが、補助対象事業費2億円の補助率50%で1億円を計上しております。

3款1項1目一般会計繰入金は、建設事業費の減によりまして対前年度比1,081万6,000円減の5,432万1,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。6款1項1目下水道事業債は、補助対象事業費から国庫補助金を差し引いた額1億円を計上しております。

以上が、平成24年度公共下水道事業特別会計の予算でございます。

公共下水道事業の取り組み状況をお話しいたします。全体計画区域面積が198ヘクタール、処理人口3,500人、総事業費64億2,700万円で、平成17年度から平成37年度までの年次計画で取り組んでございます。平成17年度に事業認可を受けました沖田面地区の一部と大向地区の一部、合わせて50ヘクタールのうち、沖田面地区の一部15ヘクタールにつきましては処理人口446人、164戸を対象に昨年4月1日から供用開始しております。

加入状況は5年間で加入率85%を目標に今年度は30戸の加入を見込んでおりましたが、2月末現在で27戸の加入となっております。

大向地区の一部35ヘクタールにつきましては、処理人口660人、245戸を対象に来月4月1日から供用開始となり、40戸の加入を見込んでございます。

今年度末までの進捗状況でございますが、平成17年度から平成23年度までの第1期工事、これは管渠延長1万812メートルを工事しており、全体の整備率は24%となっております。

大向地区の残りおよそ80ヘクタールにつきましては、平成24年度から平成30年度までの7年計画で整備を進め、順次供用開始の予定でございます。

また、残りの沖田面地区の一部、それから小向、玉掛地区につきましては、平成31年度から37年度までの予定で取り組んでまいります。

それでは、次に農業集落排水事業特別会計について説明をいたします。ページをお進みください。議案第11号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明をいたします。

1ページになりますが、第1条、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,780万8,000円と定め、対前年度比は4.9%の増となっております。町内5カ所の農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費を計上しておりますが、事業債と元金償還金の公債費が増額となっております。

それでは、主な内容をご説明いたします。8ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費は対前年度比50%減の753万1,000円を計上しております。職員1名分の人件費と各団体への負担金を計上しております。

1款1項2目施設管理費は対前年度比6.4%増の5,107万円を計上しております。11節需用費1,517万8,000円は処理施設5カ所の維持管理に要する消耗品費、光熱水費、修繕料、12節役務費372万6,000円は処理場とマンホールポンプの電話回線による通信運搬費、処理場の法定検査手数料と火災保険料でございます。

13節委託料は2,550万5,000円、施設管理業務委託料が主なものとなっております。

15節工事請負費60万円は施設の維持修繕工事として、それから9ページの27節公課費601万9,000円は消費税が主なものとなっております。

2款1項1目元金と2目利子合わせて1億9,888万5,000円は、農業集落排水処理施設建設事業に係る地方債借入金の元金及び利子を償還するもので、平成50年度が最終年度となっております。

以上が歳出の主な内容でございます。

それでは次に、歳入について6ページをお願いいたします。歳入の1款1項1目農業集落排水使用料につきましては、5地区合わせて対前年度比25戸増の1,065戸分、2,504万9,000円を計上しております。

2款1項1目一般会計繰入金については、償還金の増額などによりまして対前年度比1,141万

6,000円増の2億3,265万9,000円を計上しております。

以上が、平成24年度の農業集落排水事業特別会計の内容でございます。

それでは、最後に簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。ページをお進みください。議案第12号、平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算の概要でございますが、平成21年度から取り組んでまいりました二又地区簡易水道施設整備事業が今年度で完了し、新年度4月から八戸圏域水道企業団の浄水を分水することに伴い、歳入におきましては今定例会で議決をいただきました新しい水道料金、これを緩和措置して計上してございます。

歳入におきましては、平成27年度に編入するまでは町が施設を管理するため、施設の維持管理に要する費用を計上してございます。

1ページ、第1条は予算の総額を歳入歳出それぞれ475万8,000円と定めるものでございます。二又地区簡易水道施設整備事業の完了により、対前年度比92.3%の減となっております。

8ページをお願いいたします。歳出の主な内容でございます。1款1項1目一般管理費は、対前年度比131%増の362万7,000円を計上しております。主な内容としましては、11節需用費172万9,000円、これは水質検査の薬品代や配水池施設の維持管理に要する費用、消耗品費、それから企業団から分水を受ける水道料金の光熱水費、量水器取りかえ修繕料を計上しております。

12節役務費69万6,000円は、遠方監視装置の通信料を計上してございます。この遠方監視装置とは、二又配水池の状況を監視するため監視盤を設置して、電話回線を使って異常通報や日報、月報の帳票データ収集を行う設備でございます。

13節委託料120万9,000円は、浄水の水質検査と水道料の検針を委託するため計上してございます。企業団から分水された水は企業団で一応管理されたものでございますが、町が管理する施設に一たん貯水してから各家庭に給水ということになるため、企業団に編入するまでは町が水質検査を行うということになります。

次の2款1項1目利子113万1,000円は、簡易水道施設整備事業債の利子償還金でございます。償還は平成35年度までとなっております。

次に、歳入について説明いたします。6ページにお戻りください。歳入の1款1項1目水道使用料は、17世帯の前年度の使用水量をもとにしまして新料金で算定し、緩和措置をした水道料金で、対前年度比38%増の50万6,000円を計上しております。なお、緩和措置の額は1年目は30万2,000円、2年目は15万3,000円と試算しております。

2款1項1目一般会計繰入金は、水道企業団からの分水に伴う維持管理等の新規計上と、使用

料の緩和により対前年度比237万7,000円増の425万1,000円を計上しております。

以上が、平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算でございます。

二又地区簡易水道の今後の予定でございますが、二又地区簡易水道は農村総合モデル事業で設置しておりましたので、平成25年度までに一部施設の廃止処分手続を行いまして、平成26年度に八戸圏域水道企業団へ編入する調整を行いまして、27年度から編入という予定となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 簡易水道事業の8ページ、遠方監視装置通信料、これはこういったシステムでの監視業務になりますか。

○委員長（馬場又彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 二又配水池に監視盤というものを設けてございまして、そこから水質の異常とか水量とかそういうデータをN T Tの電話回線を使いまして、馬淵営業所がございまして、企業団の。あそこに一たん電話回線でデータが送られまして、その操作を企業団の本庁のほうで確認できるということで、今度は企業団のほうから町のほうにもそのデータが送られてくるという流れになってございます。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） それは企業団でしか操作できないことになるんですか。よくあるんですよ、私もある人から教えてもらって、ウェブカメラ、ネット開くと、例えばこの辺であれば蕪島にカメラついている。そうすると、そのところに入るのは別に難しいことでもないんですよ。その画面開いて右だ左だと、私の操作で見ることができるとは、これが違法なことなのかどうか分かりませんが、できることはできるんですよ。あと三八城公園にもあるんですよ。それもいとも簡単に操作できたんです。このごろできなくなりました。何かそういうのがあるん

ですよ。一たんウェブを通してそういう監視システムなんていうと、探すか探さないかにかかわらず、一般の人がそういうウェブで、そういうシステムであればですよ、簡単に操作できるようなシステムがいろんな自治体にあったりします。ただ、あんまりそれによってよろしくないんだらうと思うんですね。ちょっといじくったことがある人間が言うのもあれですけども。そういう意味でちょっと、もう少し飲料水にかかわることですから、厳密なシステムというものを設定してもらいたいなど考えるんですが、そういう内容のことまでわかりますか。

○委員長（馬場又彦君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） 操作につきましては、企業団のほうで操作をするということは聞いてございますが、そういう外部からのそういうふうな情報が外部に漏れるとか、それを防止するシステムかどうかはちょっと確認してございませんので、後で確認して万全を期したいと思っております。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第13号、平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（工藤欣也君） 議案第13号、平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計予算についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億3,047万9,000円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比べ、167万2,000円の減額となっております。

6ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。歳入の事業勘定1款1項受託金ですが、前年度と同額の26億1,000円と見込んでおります。これまでの合併後の過去5年間において、販売実績は平均で26億300万となっております。業務勘定の第1款第1項使用料は仲卸売場や資材倉庫、駐車場など使用料として利用者から納めていただくものでございますが、合計で987万4,000円を見込んでおります。

1款2項の手数料ですが、販売額の7%を委託手数料として出荷者の皆さんから納めていただいているもので、1億8,148万1,000円と見込んでございます。

7ページになりますが、2款2項の繰入金3,610万8,000円ですが、一般会計からの繰り入れにつきましては3,600万7,000円を見込んでございます。繰入金の算定でございますが、借入金償還金の元金の2分の1と営業費用の15%を加算しております。基金繰入金につきましては、財政調整基金及び買受入保証金管理基金からの編入に備え、名目計上と保証金1件分を計上してございます。

次の2款3項の繰越金45万6,000円ですが、平成23年度からの繰越見込み額でございます。

2款4項の諸収入でございますが、合計では255万8,000円、仲卸売場電気料、ラベル代などが主なものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございますが、事業勘定の1款1項受託費は歳入の事業勘定と同額の26億円を見込んでございます。

業務勘定の1款1項市場管理費、2目一般管理費でございますが、2億369万7,000円の計上となりました。

9ページになりますが、15節工事請負費には施設改修工事として冷蔵コンテナ2基の交換工事費1,371万3,000円を計上してございます。

10ページをお開き願います。25節積立金には財政調整基金積立金1,500万円を見込んでおりません。

27節公課費には、卸売業務に係る消費税納付額894万7,000円を計上してございます。そのほか人件費及び精算事務コンピュータ、市場施設維持管理費用などが主なもので、合計では前年度と比較して107万8,000円の減額となっております。

2款1項の公債費ですが、元金及び利子合計では2,514万8,000円の償還額となっており、平成27年度で完済するものでございます。

11ページの3款1項予備費133万円は、歳出科目に対する予備経費と合わせまして、歳入歳出の調整を図ってございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（馬場又彦君） 議案第14号、平成24年度南部町工業団地造成事業特別会計予算を議題

といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 議案第14号、平成24年度南部町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ31万7,000円と定めるものでございます。

歳入からご説明申し上げたいと思います。6ページをお願いします。1款1項1目不動産売払収入、これは1,000円の名目計上でございます。

1款2項1目土地貸付収入でございますが、これは八戸森林組合のほうに土地を貸し付けている収入でございます。

2款1項1目一般会計繰入金27万5,000円、前年度比5万9,000円の増でございます。

繰越金でございますが、1,000円を計上してございます。

それでは、歳出のほうをご説明いたします。1款1項1目一般管理費、本年度予算31万7,000円、前年度予算25万8,000円、比較5万9,000円の増でございます。これは旅費の増の分でございます。来年度名古屋で産業フェアが県と協力して行われます。そのための費用でございます。

それから、11節需用費、食糧費は企業懇談会に要する費用でございます。光熱水費については、工業団地内の電気料でございます。街灯ですね。

28節繰出金については、一般会計からの繰出金1,000円を計上してございます。

以上、簡単ですがご説明を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(馬場又彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(馬場又彦君) 議案第15号、平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計予算を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長(麦沢正実君) それでは、議案第15号、平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,096万2,000円と定めるものでございます。前年度予算に比較いたしますと112万1,000円の増額で、0.3%の増となっております。

それでは、歳入の6ページをごらんいただきたいと思います。歳入の主な項目を説明いたします。1款1項1目施設介護サービス費では2億5,656万円とし、前年度比較186万円の増となっております。この増額は短期利用者の減となり、144万円の減額になります。また、通所利用者の増を見込んで、133万の増額となる見込みで予算計上してございます。

次は7ページに行きますけれども、7ページの4款1項1目一般会計繰入金では4,807万9,000円で、前年度比較86万4,000円の減でございます。この繰入金は歳出の公債費の償還に充てるものでございます。

では次に、歳出を説明したいと思います。8ページをごらんいただきたいと思います。1款1項1目一般管理費の本年度2億7,441万4,000円とし、前年度の比較では264万6,000円の増額でございます。この主な増額といたしましては、9ページの13節委託料でございます。前年度と比較いたしますと160万9,000円の増と、内訳は介護システム改修委託22万1,000円の増と、暖房冷房業務委託でボイラー燃料のA重油の単価アップなどで138万8,000円の増となっております。

このほか、10ページの2款1項公債費では、平成22年度に補償金免除による繰り上げ償還によ

り借りかえ後の元金4,500万と利子390万3,000円を計上し、利子の前年度の比較といたしまして53万5,000円の減額となっております。

簡単ですが、以上で予算の説明を終わります。

それからあと、きょうお渡ししました財政健全化計画という報告書が入っております。南部老健第145号の文書番号の4枚つづりのものをこれから説明したいと思います。

介護老人保健施設では、平成22年度に年利6.6%の高い利率の介護サービス事業債、これは老健の借金でございます、これを公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る特例制度を利用し、安い利率0.981%で介護サービス事業債の借りかえを行いました。この健全化計画は、平成22年度から平成26年度までの計画期間でより一層の介護サービス事業運営の効率化を図るために計画を策定したものでございます。

まず、2ページをごらんいただきたいと思います。2ページの2番目のところの表です。判定結果の項目欄で、改善額と公営企業債現在高が該当しております。表の計画最終年度とは平成26年度になりますけれども、どちらも乖離値が1.0とプラスであります。そして、表の右側の累計がどちらもAの判定であります。計画目標値を達成する見込みであると判定されたものでございます。

では、3ページをごらんいただきたいと思います。3ページは、改善額であります。改善額は、収入の施策による増収額と介護材料費や光熱水費の節減による費用削減額が平成22年度の基準額に対してどのくらい改善されているかをあらわしたものでございます。この改善額は累計がA判定で、目標どおりに推移しているということになります。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。4ページの公営企業債現在高ですけれども、介護サービス事業債の借りかえ後は計画目標額と実績見込み額との比較でも累計がa判定ということで、計画目標額に目標どおり推移していると。以上の二つの項目が健全計画目標額どおり推移しており、今後も診察利用者には充実した介護サービスを提供できるよう対応してまいります。また、健全化計画の歳出経費の目標額をさらに節減を達成できるよう努力していきたいと思っております。

以上で、健全化計画等執行状況報告書の説明を終わります。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。3番、中舘文雄君。

○3番（中館文雄君） ちょっと歳出の中で、8ページ、極端に数字が昨年度と違っている職員手当の中で夜間勤務手当というのが100何十万、去年の予算からぐんと伸びているんです。ここだけが突出していますけれども、何かこれ特別な事情があって伸びたんですか。勤務体系を変えたのか、職員ふやしたのかわかりませんが、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 職員手当の夜間勤務手当につきましては、深夜手当の分、今までうちのほうは夜勤をしますと深夜手当が通常100分の25という深夜手当として支給できるものを今まで定額の夜間勤務手当だけ支給していたと。これはちょっと、例えば夜通し泊まれば3,000円とかという単価で定額で支給していたものを、深夜帯に勤務するということになりますと、時間外計算と同じですが、100分の25支給しなければならないと。これが今までずっと20年間支払いしてこなかったということになります。これは支払いしなければならないということで今、24年4月1日からこれを支給するというので、ここの金額が上がったということになります。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館君。

○3番（中館文雄君） これはやっぱり法律的にはやってはいけないことですよ。もしこれに該当する職員がさかのぼって、全部計算し直して払ってくれと言われれば当然負けますよ、法律的にはですね。ですから、その辺のところはちょっと極端にここふえていたものですから、その辺の計算、私も25%というのはわかっていますから今聞いたんですけれども、たまたま1年だけで済むものか。さかのぼって、ここの職員が払ってくださいと言われれば払わなきゃいけないんですよ、法律的には。その辺の対応というのはどこまで考えていますか。

○委員長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） さかのぼっての支給については、今は考えていません。あくまでも4月1日から支給を始めたいというふうに考えております。あと職員が請求、今のところは請求がないかなという感じで考えております。

○委員長（馬場又彦君） 3番、中館君。

○3番（中館文雄君） だからその辺はトラブルがないようにしないと、何かその辺を吟味して細かくやられると、やっぱりその辺は監督署でも訴えられるとどうなっていますか、全部さかのぼって計算し直しなさいという指導は恐らく施設長も職員と仲よくやっていますから、その辺は出てこないかもしれませんが、ただこの辺は十分にやっていかないとそうした問題が今後出てきますので、十分に気をつけてひとつ運営していただきたいと思います。終わります。

○委員長（馬場又彦君） ほかにございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 9ページ、委託料でMRSAの検査というのがあります。毎年やられているのかなと思うんですけども、検査してみるとどういうものでしょうか、検出されるものでしょうか。

それから、ここではMRSAですけども、社会的に問題になっている例えばバンコマイシンの耐性菌ですとか、そういったことの感染による弊害というのはどうなんでしょうか。また、例えば老人保健施設であれば、ヒゼンダニがあったりするんです、疥癬ですね。ダニが皮膚の中にもぐって、そういう感染がままあるんですけども、そういったことについてはどういう状況でしょうか。

それと、こちら質問の対象でよろしいんでしょうか。いいですか。計画目標というのをおっしゃいまして、乖離値が1.1でよく目標を達成しているとのことですが、そもそも計画目標値というのはどういうプロセスを経て定められた値でしょうか。

○委員長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 最初にMRSAの検査の結果で、職員を検査していますが、まだこういう菌は発生しておりません。（「職員ですか」の声あり）職員です。入所者とかじゃなく、職員の検診の検査です。ですから、まず検査の結果はまだこういう菌が出ていないということになります。

あと財政健全化計画のほうの目標値につきましては、繰り上げする際の計画の中で、要は利息

の部分ですね、約1億2,000万ぐらいの利息が安くなると、10年間でですね、これから先の10年間で1億2,000万ぐらいの金額が安くなるということで、財務事務所のほうからこの金額、目標額というのは財務事務所のほうから金額を示されたものです。それが1億2,000万。それをクリアするような経費節減をなささいという、そういう金額が示されたのを目標値にしているということです。

○委員長（馬場又彦君） 15番、川守田君。

○15番（川守田稔君） M R S Aの、これは職員に対して検査して、そういう必要性よりもこれは入所者の検査のほうが必要さを私は感じるんですけども、職員に対してM R S Aの検査をするというのはどういう意味が、意味がないといったら語弊があるんですけども、やるべきは入所者のほうじゃないのかなという気はするんですが、いかがなものでしょうか。何でもかといいますが、老人保健施設で今M R S Aの耐性を獲得する重要な場所であるというのは周知の事実のようなんですけれども、つまり老人保健施設から例えば病院にあれしましたと。そのときに一緒に病院の中に持ち込まれるとか、そういう感染経路というのは非常に社会問題的にされている認識が私はあるんですけども、職員が健康保菌者としてそういう可能性もあるかと思うんですけども、職員に対してだけ検査を行っているというのはどういう意図なんでしょうか。わかりませんか。

○委員長（馬場又彦君） 老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） 私もM R S Aというブドウ球菌といいますが、はっきりどいう病気かというのも詳しくわかりませんが、医療従事者の手とか指、あとは医療器具を介して院内感染の原因になりやすいという形のものでありますから、従来ずっと職員の予算でやってきていますので、入所者に対してはちょっと考えていなかったものです。

○委員長（馬場又彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(馬場又彦君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号から議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(馬場又彦君) お諮りいたします。

この際、議案第16号から議案第20号までの平成24年度南部町各財産区特別会計予算を一括議題
といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(馬場又彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第20号までの議案5件を一括議題といたします。
本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小萩沢孝一君) それでは、議案第16号から議案第20号までの各財産区特別会計予
算についての5件につきまして、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第16号、平成24年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算についてご説明申し
上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,240万4,000円と定めるものでございます。

歳入について、主な内容をご説明申し上げます。6ページをお開きください。2款財産収入、
1項財産運用収入ですが、チェリリン村及び電気通信事業設備用地の土地の貸付収入でありまし
て、チェリリン村に貸し付けている土地が一部県道用地になったため、昨年より10万減額の240万

1,000円を計上しております。

次に、3款繰越金、第1項繰越金ですが、前年度繰越金として前年度と同額の3,000万円を計上しております。

次のページをお開きください。歳出についての主な内容をご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費ですが、財産区管理員報酬、旅費、町内の各団体への助成金、森林火災保険料が主なものでありまして、前年度より34万4,000円減額の190万2,000円を計上してございます。

次に、2款財産費、1項基本財産造成費ですが、除間伐などの林業事業の経費でありまして、前年と同額の132万円を計上してございます。

最後に、3款の予備費であります。前年度より24万4,000円増額の2,918万2,000円の計上となっております。

次に、議案第17号、平成24年度南部町大字平財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。予算の総額を歳入歳出それぞれ301万円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。歳入について主なものは、3款繰越金、第1項繰越金でございます。前年度繰越金として前年度より79万円減額の300万円を計上してございます。

次のページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費ですが、財産区管理員報酬、交際費、地域団体への助成金、平公民館の用地借上料及び維持管理費、建物火災保険料が主なものでございまして、前年度より21万9,000円減額の127万1,000円を計上してございます。

次に、2款予備費であります。前年度より57万1,000円減額の173万9,000円の計上となっております。

次に、議案第18号でございます。平成24年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算についてですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,700万4,000円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。2款財産収入、1項財産運用収入ですが、チェリリン村や農用地などの用地として貸し付けている土地貸付収入でありまして、前年度と同額の200万1,000円を計上しております。

次に、3款繰越金、1項繰越金ですが、前年度の繰越金でありまして、前年度と同額の1,500万円を計上してございます。

歳出について主な内容をご説明申し上げます。次のページでございます。1款総務費、1項総務管理費ですが、財産区管理員の報酬、旅費、町内団体への助成金、管理事務所の維持管理費のほか森林及び建物の保険料が主なものでありまして、前年度より37万円減額の347万円でございます。

次に、2款財産費、1項基本財産造成費ですが、除間伐などの造林事業の経費として前年度より50万円減額の151万円を計上してございます。

最後に、3款予備費であります。前年度より87万円増額の1,202万4,000円を計上してございます。

次に、議案第19号、平成24年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算でございますが、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,485万4,000円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。2款財産収入、1項財産運用収入ですが、企業用地及び農用地として貸し付けている土地貸付収入でございます。農用地の借入収入が減少しまして、前年度より10万円減額の170万1,000円を計上してございます。

3款繰越金、1項繰越金ですが、前年度の繰越金でありまして、前年度と同額の3,300万円を計上してございます。

次のページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費ですが、財産区管理員の報酬、旅費、下名久井公民館の維持管理費ほか、森林火災保険料と機械借上料が主なものでございまして、前年度より66万円減額の495万円を計上してございます。

次に、2款財産費、1項基本財産造成費ですが、除間伐などの造林事業の経費として前年度より50万円減額の128万円を計上してございます。

最後に、3款予備費であります。前年度より106万円増額の2,862万4,000円の計上となっております。

最後に、議案第20号、平成24年度南部町大平財産区特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ144万4,000円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。歳入といたしまして、財産収入として財産運用収入、土地建物貸付収入として、ごみ投棄場所貸付収入として36万円、2款の繰越金として前年度繰越金108万2,000円が歳入の主なものでございます。

歳出といたしましては、管理会費として報酬及び需用費、トータルで9万6,000円となっております。

2款の農林水産業費といたしまして、林業振興費として32万9,000円、間伐作業等が主なものでございます。

予備費に101万9,000円を計上してございます。

簡単ですが、以上、説明とさせていただきます。

○委員長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（馬場又彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第20号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○委員長（馬場又彦君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月7日に付託されました平成24年度の南部町一般会計並びに各特別会計予算につきまして、委員各位におかれましては、2日間にわたりまして終始熱心なご審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、町長初め各担当課長の皆様には、審議の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めてお礼を申し上げる次第でございます。

本委員会の日程は全部終了したわけでございますが、その間、ふなれな私に対しましてお与えをいただきました温かいご指導、ご協力に対しまして感謝をいたしますとともに、多々ご迷惑をおかけいたしましたことにつきましては深くおわびを申し上げます、まことに簡単でございますが、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後 3 時09分)

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためここに署名する。

予算特別委員会委員長 馬 場 又 彦